

海士町耐震改修促進計画

【平成 21 年度～平成 27 年度】

平成 22 年 2 月
島根県海士町

－ 目 次 －

第1章 耐震改修促進計画の基本的事項

1－1．計画策定の背景	1
1－2．促進計画の位置づけ及び内容等	4

第2章 建築物の耐震化の現状等及び問題点、課題

2－1．海士町の自然特性及び地域特性	9
2－2．地震の災害履歴	12
2－3．海士町付近で想定される地震の規模	15
2－4．建築物の耐震化の現状と目標設定	24

第3章 建築物の耐震化目標を達成するための施策

3－1．施策の基本的な取り組み方針	32
3－2．耐震診断・耐震改修を行うための支援策	34
3－3．耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	34
3－4．地震に対する安全性向上に向けた啓発及び知識の普及	43
3－5．耐震改修促進法及び建築基準法による指導、公表等の実施	45

参考資料

第1章 耐震改修促進計画の基本的事項

1-1. 計画策定の背景

(1) 計画策定の背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、地震による直接的な死者数は5,502人（平成7年版警察白書）にのぼり、死者数の約9割が建築物の倒壊や家具の転倒に起因したものと報告されている。同震災では、現行の建築基準法の構造基準を満たしていない昭和56年5月以前に建築された建築物に倒壊などの被害が多く発生し、多数の死傷者が生じた。

このような背景から昭和56年5月以前に建築された建築物について、現行基準と同等の耐震性能を有することを目的として、平成7年12月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が施行された。その後、近年発生した鳥取県西部地震（平成12年）、新潟県中越地震（平成16年）、福岡県西方沖地震（平成17年）など大規模地震の発生のほか、東海地震、東南海・南海地震など大きな被害が想定される地震の発生が危惧されている。このような状況から、中央防災会議が開かれ、東海・東南海・南海地震の想定される被害の半減化や、住宅や特定建築物の耐震化率の目標を9割にする事等が議論され、平成18年1月に耐震改修促進法の改正法が施行された。この改正法では、第4条で国土交通大臣は建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定め、第5条第1項で、都道府県はこの基本方針に基づき都道府県計画を策定する事が義務付けられた。また同条第7項で、市町村は基本方針および都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村における区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとしている。

このことを受けて島根県では平成19年2月に『島根県建築物耐震改修促進計画』（以下『県計画』という）を定めている。海士町でも町の実情に応じた計画策定の必要があることから、県計画では補いきれない内容を踏まえた『海士町建築物耐震改修促進計画』を策定する。この計画により今後起こりうる地震から建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の被害を未然に防止するとともに、防災性を高めて安全で安心な街づくりを目指すものである。

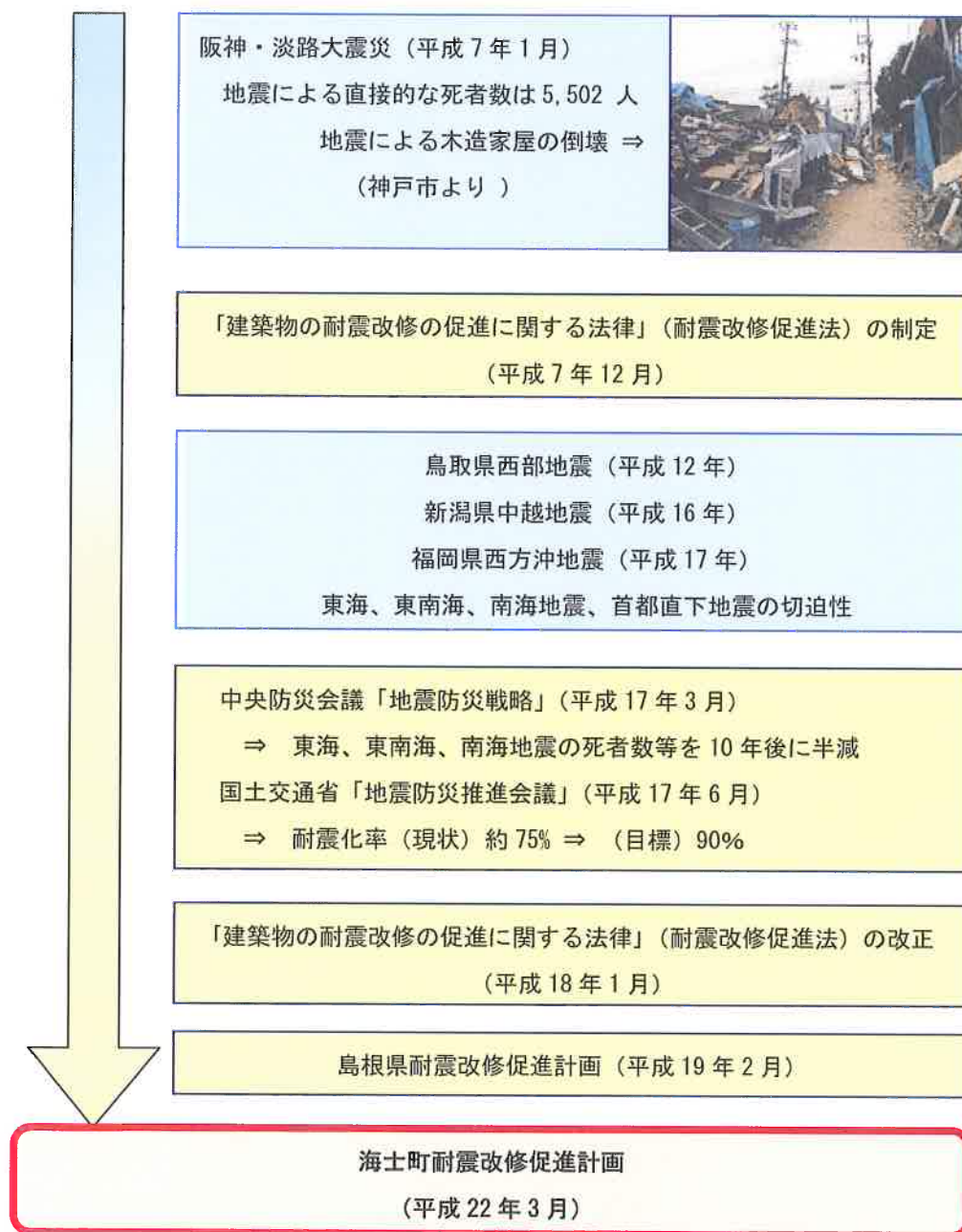


図 1－1 計画策定の背景

(2) 法律の概要

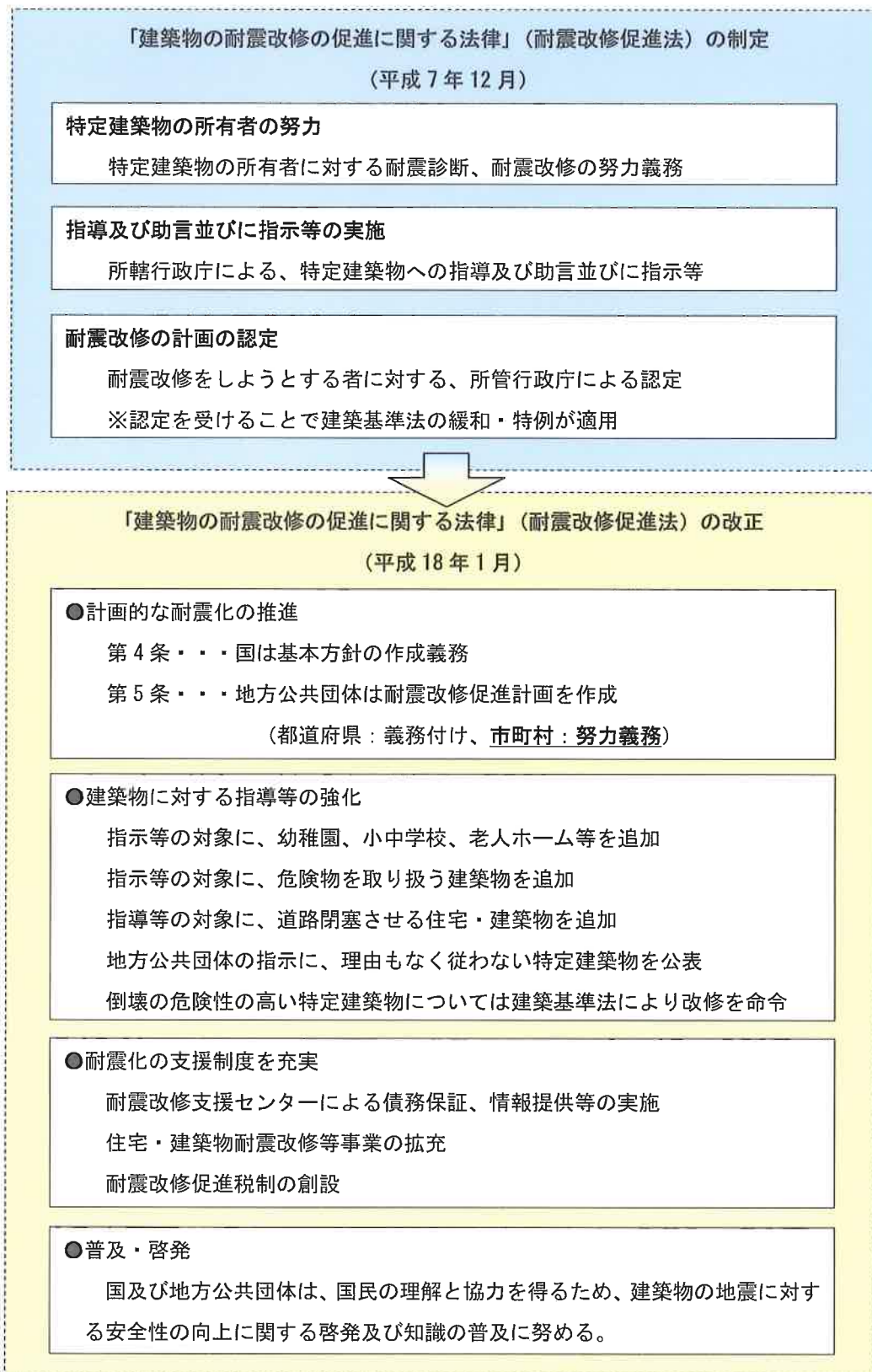


図1-2 耐震改修促進法の概要

1-2. 促進計画の位置づけ及び内容等

(1) 計画の目的

本計画では、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、海士町において、建築物の耐震化を計画的に進め、地震による人的被害及び経済的被害を軽減することを目的とする。

(2) 促進計画の位置づけ

促進計画は、「島根県建築物耐震改修促進計画」（平成19年2月）を勘案したうえで、「海士町地域防災計画」（平成20年10月）の関連計画として、建築物の災害予防、避難地及び避難路の整備・周知等へ反映・連携させていくものとする。なお、これらの関連計画の改訂等が行われたときは、必要に応じて本計画の見直しを行う。

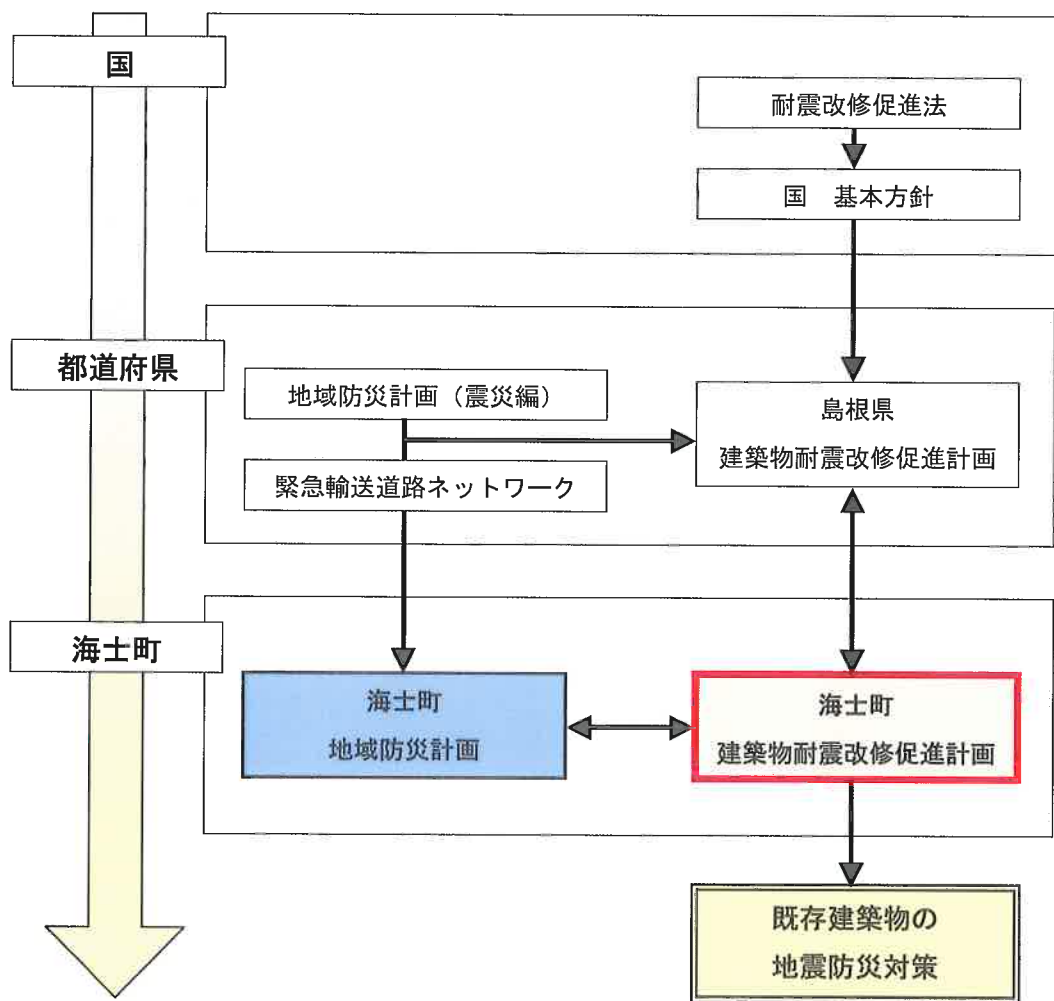


図1-3 促進計画の位置づけのイメージ

(3) 対象建築物

本計画が対象とする建築物は、住宅及び特定建築物とする。住宅は、居住世帯のある建築物を対象とし、戸建、長屋、共同住宅などを含む。特定建築物は次の3つに分類され、耐震改修促進法第6条第1項各号に掲げる規模、用途を満たす建築物とする。

表 1 - 1 対象建築物

種 別	内 容
住 宅	戸建、長屋、共同住宅 等
特定建築物	多数のものが利用する建築物 (耐震改修促進法第6条第1号)
	危険物の貯蔵所又は、処理場の用途に供する建築物 (耐震改修促進法第6条第2号)
	地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物 (耐震改修促進法第6条第3号)

(4) 促進計画の内容

促進計画は、国の基本方針及び島根県耐震改修促進計画に基づき、次に掲げる事項について定める。

- ① 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標に関すること。
- ② 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関すること。
- ③ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関すること。
- ④ 建築基準法による勧告又は命令の実施方法に関すること。
- ⑤ 施策実施主体の役割分担及び計画フォローアップ体制のあり方に関すること。
- ⑥ その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関すること。

(5) 促進計画の計画期間

本計画の実施期間は、計画策定後の平成22年度から平成27年度までの6ヵ年とする。なお、本計画は耐震化の進捗状況及び施策の取り組み状況について点検を行い、必要があれば見直しを行う。

表 1 - 2 特定建築物一覧

種別	用途	特定建築物の規模要件
① 多数のものが利用する建築物	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校
	上記以外の学校 (高等学校、中等教育学校の前期課程、大学等)	階数 2 以上かつ1,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む
	体育館 (一般公共の用に供されるもの)	階数 3 以上かつ1,000㎡以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ1,000㎡以上
	病院、診療所	
	劇場、観覧場、映画館、演芸場	
	集会場、公会堂	
	展示場	
	卸売市場	
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
	ホテル、旅館	
	賃貸住宅 (共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿	
	事務所	
	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ1,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
	幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ500㎡以上
	博物館、美術館、図書館	階数 3 以上かつ1,000㎡以上
	遊技場	
	公衆浴場	
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
	工場 (危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物を除く。)	
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
	自動車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
	郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物	
②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量 (表1-2) 以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
道③ 路通行 の確保 を確保 する建 築物 べき	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数のものの円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物 (図1-3)	全ての建築物

表 1 - 3 法令で定める危険物の種類と数量

危険物の種類	危険物の数量
① 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量 イ 火薬 ロ 爆薬 ハ 工業雷管及び電気雷管 ニ 銃用雷管 ホ 信号雷管 ヘ 実包 ト 空包 チ 信管及び火管 リ 導爆線 ヌ 導火線 ル 電気導火線 ヲ 信号炎管及び信号火箭 ワ 煙火 カ その他の火薬を使用した火工品 その他の爆薬を使用した火工品	10t 5t 50万個 500万個 50万個 5万個 5万個 5万個 500km 500km 5万個 2t 2t 10t 5t
② 消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第3の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
③ 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類30t 可燃性液体類20m ³
④ マッチ	300マッチトン (※)
⑤ 可燃性のガス (⑦及び⑧を除く)	2万m ³
⑥ 圧縮ガス	20万m ³
⑦ 液化ガス	2,000t
⑧ 毒物及び劇物取締法第2条第1項 に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物 (液体又は気体のものに限る。)	毒物20t 劇物200t

(※) マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ (56×36×17mm) で7,200個、約120kg

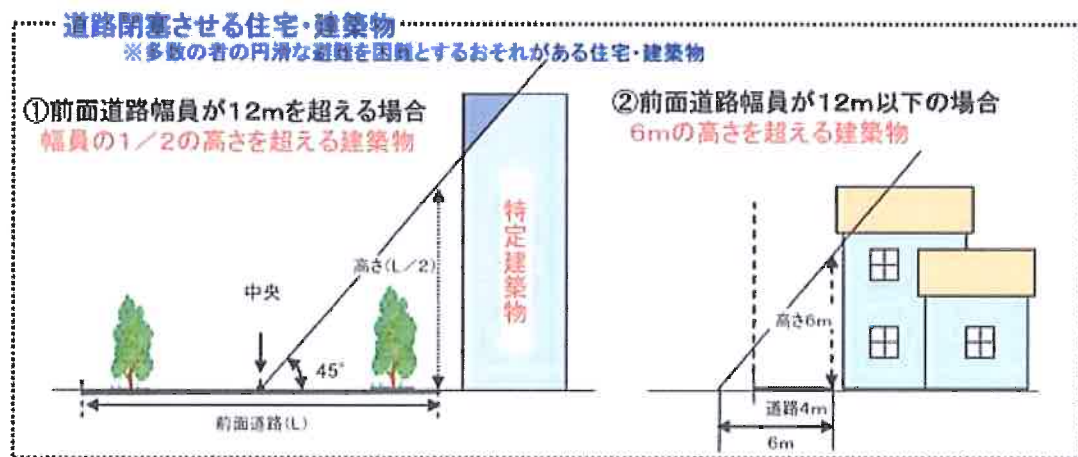


図 1 - 4 通行を確保すべき道路沿いの建築物の対象となる
道路を閉塞させる住宅・建築物

【参考】 用語の定義

本計画において使用する主な用語は以下のとおりである。

①耐震診断

地震に対する安全性を評価することをいう。

②耐震改修

地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替え、又は敷地を整備することをいう。

③新耐震基準

昭和 56 年 6 月 1 日に改正された建築基準法に規定されている耐震基準をいう。

④特定建築物

耐震改修促進法で定められた昭和 56 年 5 月以前に建築され、新耐震基準に適合しない建築物で、多数のものが利用するなど一定の用途と一定の規模に該当するものをいう。

※渡り廊下等で連結されている特定建築物について同一敷地内において構造上別棟になっている建築物であっても、用途上不可分で一体として利用される建築物であって、渡り廊下等で連結されたものについては、同一建築物とみなして特定建築物の規模要件に該当するかどうかを判断する。

⑤耐震化率

「全ての建築物」に対する「耐震性ありの建築物」の割合をいう。「全ての建築物」とは、住宅と特定建築物である。

耐震化率＝耐震性ありの建築物／全ての建築物

耐震性あり：

- ・昭和 56 年 6 月以降に建築された建築物
- ・昭和 56 年 5 月以前に建築された建築物で耐震性が確認されたもの及び耐震改修済みの建築物

⑥2 項道路

建築基準法第 42 条第 2 項の規定により、建築基準法上の道路とみなされる道のことである。以前の建築基準法の施工日である 1950 年（昭和 25 年）11 月 23 日において、建築物が立ち並んでいる幅員 4m 未満の道で、特定行政庁の指定した道路。2 項道路に面した敷地に建築を行う場合は、防災上等の面から原則として、その中心線から 2m 後退しなければならない。（道路の反対側が川や崖等の場合は境界線から 4m 後退する）

⑦その他

本計画を実施するにあたり、必要事項は別途定める。

第2章 建築物の耐震化の現状等及び問題点、課題

2-1. 海士町の自然特性及び地域特性

(1) 位 置

本町は、島根半島の北東約44～80kmの地点に散在する隠岐群島のうち島前諸島の中の一主島「中ノ島」の全域である。



図2-1 海士町位置図

(2) 気 象

年間を通じて、海洋性気候が著しい。対馬暖流の影響で、夏涼冬暖の比較的恵まれた環境である。しかし、冬季は北西の季節風が強いため外海に面する地域は波浪が激しく、海岸が大きな侵食を受ける。また、この強い季節風は本州の連絡船の欠航や、漁船の遭難を招くなどの悪条件となっている。

(3) 地 勢

島の東北から西南に縦走する山脈があり、山脈の北西部は平坦な水田地帯と丘陵が多い。東南部は外海に面し、一般に平地に乏しく傾斜が急である。山は海士山脈中に唯山(226.5m)、高峯山(203.9m)、金光寺山(120m)があるが、一般に山脈の稜線は緩やかである。島の北西端にそびえる家督山(246.2m)は急峻であって本島の標高を示している。川は諏訪湾に注ぐ諏訪川、境川があるが源流を神崎川に発する流水は乏しく僅かに灌漑の用に供される程度のものである。

(4) 地形・地質概要

対象地域は隠岐諸島のうち島前の一角をなす中ノ島である。隠岐諸島は、島根半島の北方約 40~70 km の日本海南部に位置している。隠岐諸島は、遅くとも前期中新世の後期に開始した日本海形成にともなう地形の高まりと考えられており、新生代に噴出した火山岩によってその大部分が構成される。島前は島後から 11 km 離れてその南西に集まる西ノ島、中ノ島、知夫里島の 3 つの島から構成される。その形成は、中央火口丘とカルデラを囲む外輪山とからなる火山体が、海進によってカルデラ部分が海中に没し、外輪山の一部が失われたため、内海を取り囲む 3 つの島として地上に姿を現しているものである。その規模は東西 24 km、南北 18 km である。3 つの島に取り囲まれる島前の内海は約 50k m² の広さを持ち、最大水深は 55m となっている。島前は、低山性の山地からなり、山地は外海側に緩傾斜、内海側に比較的急傾斜した斜面を持つ。山地は北北西-南南東と東北東-西南西の 2 つの方向に発達し、海岸線の出入りもそれらに平行なものが多い。河川の発達是一般に顕著ではない。このうち、中ノ島は、他の 2 島よりも地形の浸食（開析）が進んでおり、北半部には丘陵と沖積平野が北東-南西方向に広がっている。島の東北部から南西部にかけては北東-南西方向に山地が続くが、南西部では主稜線から東南東方向に稜線と谷が伸びている。中ノ島を構成する地層は、古いものから、新第三紀後期中新世の外輪山、後期鮮新世の知々井岬層および宇受賀玄武岩であり、これらを第四紀更新世~完新世の未固結土が被覆する。次頁の地質図に示すように中ノ島の大部分を外輪山下部の粗面玄武岩-粗面安山岩熔岩 (Sm)、外輪山上部の粗面岩溶岩及び貫入岩 (記号: Smt, Sft)、宇受賀玄武岩のアルカリかんらん石玄武岩 (U1, Ua, Ut) が占める。

2-2. 地震の災害履歴

(1) 全国において近年発生した大規模地震

我が国において、近年発生している地震被害を下表にまとめたものである。近い将来、地震発生のおそれが懸念されている東海地震及び東南海・南海地震の被害想定地域以外においても、地震被害がいつ、どこで発生してもおかしくない状況であるとの認識が広がっている。

表 2-1 全国における近年の地震災害

発生年月日	名称	地震の規模 (マグニチュード)	被害の大きさ
1995 年 1 月 17 日 (平成 7 年)	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	7.3	死者 6,434 人 負傷者 43,792 人 住宅被害 639,686 棟など
2000 年 10 月 6 日 (平成 12 年)	鳥取県西部地震	7.3	負傷者 182 人 住宅被害 22,080 棟など
2001 年 3 月 24 日 (平成 13 年)	芸予地震	6.7	死者 2 人 負傷者 289 人 住宅被害 42,019 棟など
2003 年 7 月 26 日 (平成 15 年)	宮城県北部地震	6.4	負傷者 677 人 住宅被害 5,085 棟など
2003 年 9 月 26 日 (平成 15 年)	十勝沖地震	8.0	死者 1 人 負傷者 849 人 住宅被害 484 棟など
2005 年 3 月 20 日 (平成 17 年)	福岡県西方沖地震	7.0	死者 1 人 負傷者 1,087 人 住宅被害 377 棟など
2008 年 6 月 14 日 (平成 20 年)	岩手・宮城内陸地震	7.2	死者 13 人 負傷者 448 人 住宅被害 1,180 棟など

(2) 海士町近辺（島根県近辺）で発生した主な地震

表 2－2 海士町近辺（島根県近辺）における近年の地震災害

発生年月日	名 称 (震央地名)	地震の規模 (マグニチュード)	被 害 状 況
880年11月23日	出雲	7.4	神社仏閣家屋転倒
1026年 6月16日	石見	不明	万寿の大津波、石見地方沿岸に大被害
1872年 3月14日	石見浜田地震	7.1	死者804人、負傷者702人
1914年 5月23日	島根県東部	6.3	外壁の亀裂、土地の崩壊・亀裂等
1943年 9月10日	鳥取地震	7.2	外壁の亀裂、屋根瓦の落下、煙突が折れる
2000年10月 6日	鳥取県西部地震	7.3	全半壊610棟、一部損壊3,456棟
2004年 3月24日	芸予地震	6.7	文教施設 9 棟、社会福祉施設 3 棟等で被害

出典：島根県地域防災計画（震災対策編）（平成18年 6 月）

(3) 海士町での地震災害

①昭和 58 年日本海中部地震

この地震の津波で隠岐島、島根半島を中心に負傷者 5 人、住家床上浸水 152 棟、同床下浸水 279 棟、耕地冠水 29ha、漁船被害 305 隻、橋梁被害 1 箇所、人災世帯 152 世帯、人災者数 496 人の被害があった。

②平成 5 年北海道南西沖地震

この地震の津波で隠岐島、島根半島を中心に負傷者 5 人、住家床上浸水 5 棟、同床下浸水 78 棟、漁船被害 98 隻等の被害があった。

(4) 海士町における他の災害履歴・・・海士町地域防災計画より

①平成3年9月

台風17号が隠岐地方に短時間の強雨に伴う日量236mmの豪雨で河川の氾濫などの被害をもたらした。また、同月末の27日夜半ごろ来襲した台風19号は最低気圧966.1hpa、最大風速28.5m/s、最大瞬間風速56.5m/s（松江气象台）という記録的な台風で本町はこれまで例を見ない大きな被害を受けた。

②平成16年8月

台風15号の影響で、床下浸水5棟、床上浸水1棟の高潮被害が発生した。

③平成16年9月

大型な台風18号が午前9時30分ごろから隠岐地方を風速25mの暴風域に巻き込み午後5時ごろ最も接近し、西郷で最大瞬間風速55.8m/sを観測した。この台風は日中の通過であり、人的被害は無かったものの、家屋の損壊をはじめ、倒木による生活関連道路の不通、公共施設関連、漁協施設関連の破損等多くの被害をもたらした。また塩害による送電不良で、島前管内全域が一日から二日間にわたり停電となり、大型台風の爪痕は住民の生活に大変な影響を及ぼした。

2-3. 海士町付近で想定される地震の規模

(1) 地域防災計画（震災編）による被害想定

「島根県地震被害想定調査」（平成9年3月）で想定された県内4箇所での震源断層位置図を下図に、概要を下表に示す。海士町においては松江南方を震源とする地震がもっとも揺れが大きいと想定されており、その他の県内で起きると想定されている地震においても、少なからず影響がある。

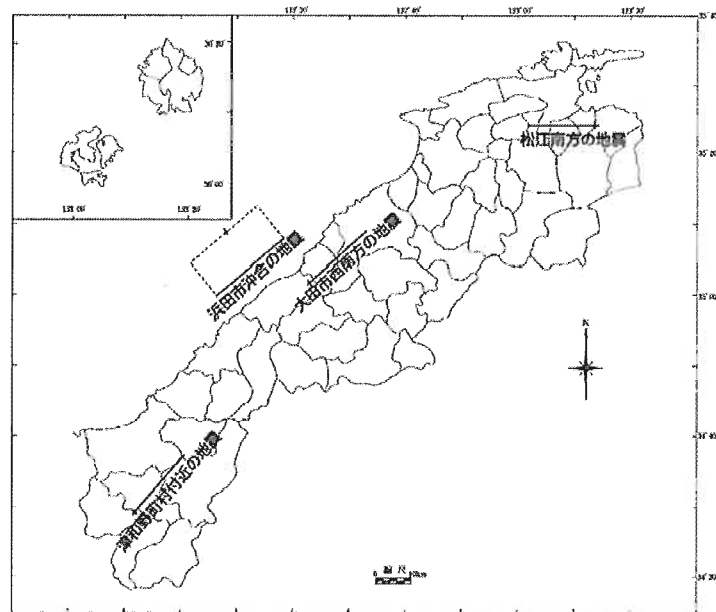


図2-3 震源断層位置図
島根県地域防災計画（震災編）

表2-3 島根県内の想定される地震

想定地震	根拠又は断層名	断層系長さ (km)	規模 (マグニチュード)
松江南方 (県東部)	歴史地震 地震活動	20	7
大田市西南方 (県中東部)	大森-三子山断層 地震活動	20	7
浜田市沖合 (県中西部)	浜田地震 海底地震	23	7.1
津和野町付近 (県西部)	津和野地震 地震活動・地形までの走向	20	7

島根県地域防災計画（震災編）

以下に想定地震（県内4箇所）における震源分布を示す。4箇所それぞれで地震が起きた場合、海士町に与える影響は震度4以下であった。

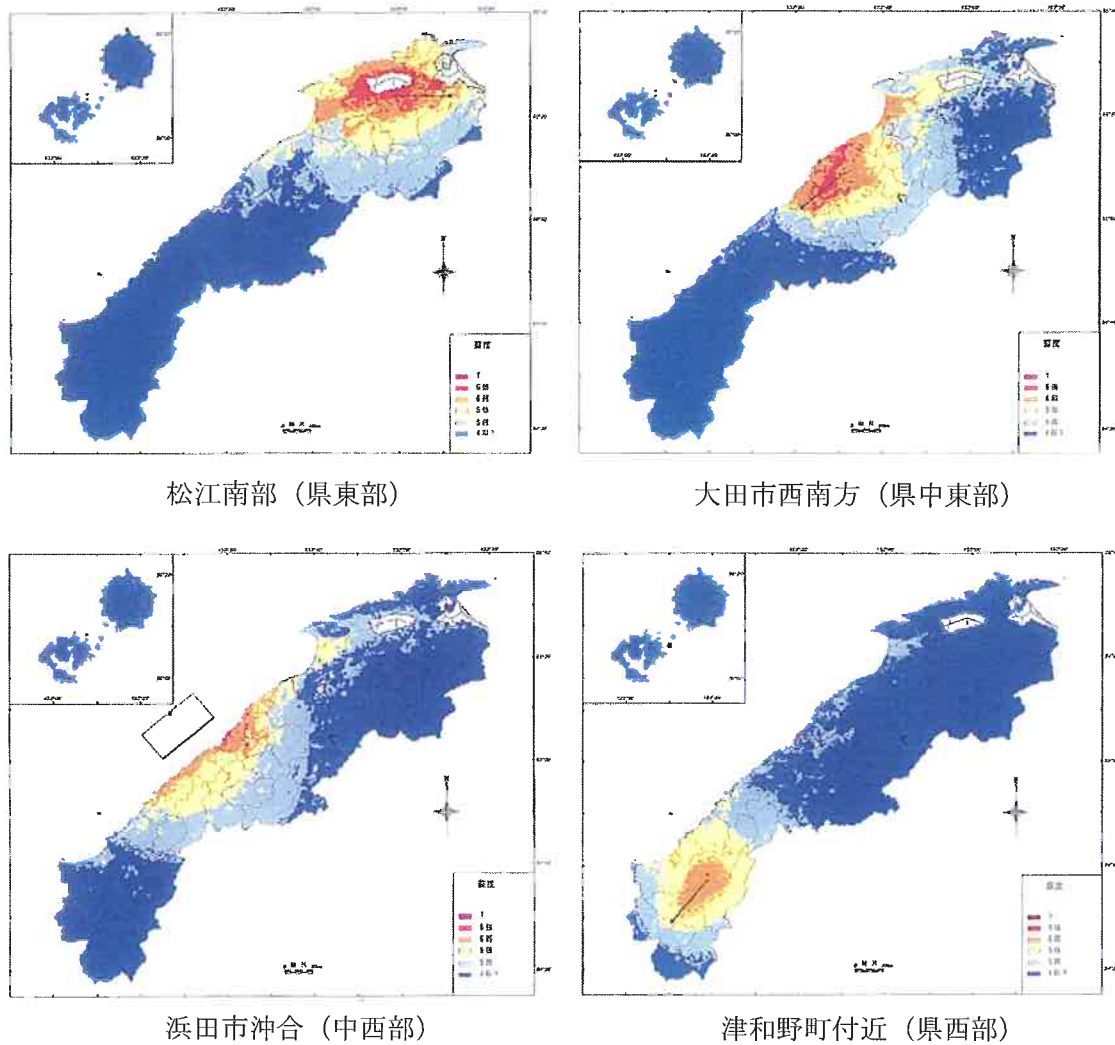


図2-4 震度分布図
島根県地域防災計画（震災編）

表 2-4 震度別による人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわなと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

出典：気象庁震度階級関連解説表

(2) 構造別耐震化マップによる危険家屋の想定

地震によって引き起こされる建物被害、人的被害、液状化被害、斜面崩壊等の様々なものがあるが、その中で火災被害、人的被害等の直接的な原因のうちの主要因である建物被害に着目しこれをマップとして示したものである。マップは構造別、建築年次別に50m メッシュで色分けしたものであり、昭和 56 年以降に施行された新構造基準により家屋の耐震化が行われているか否かを、エリアごとに把握するためのものである。

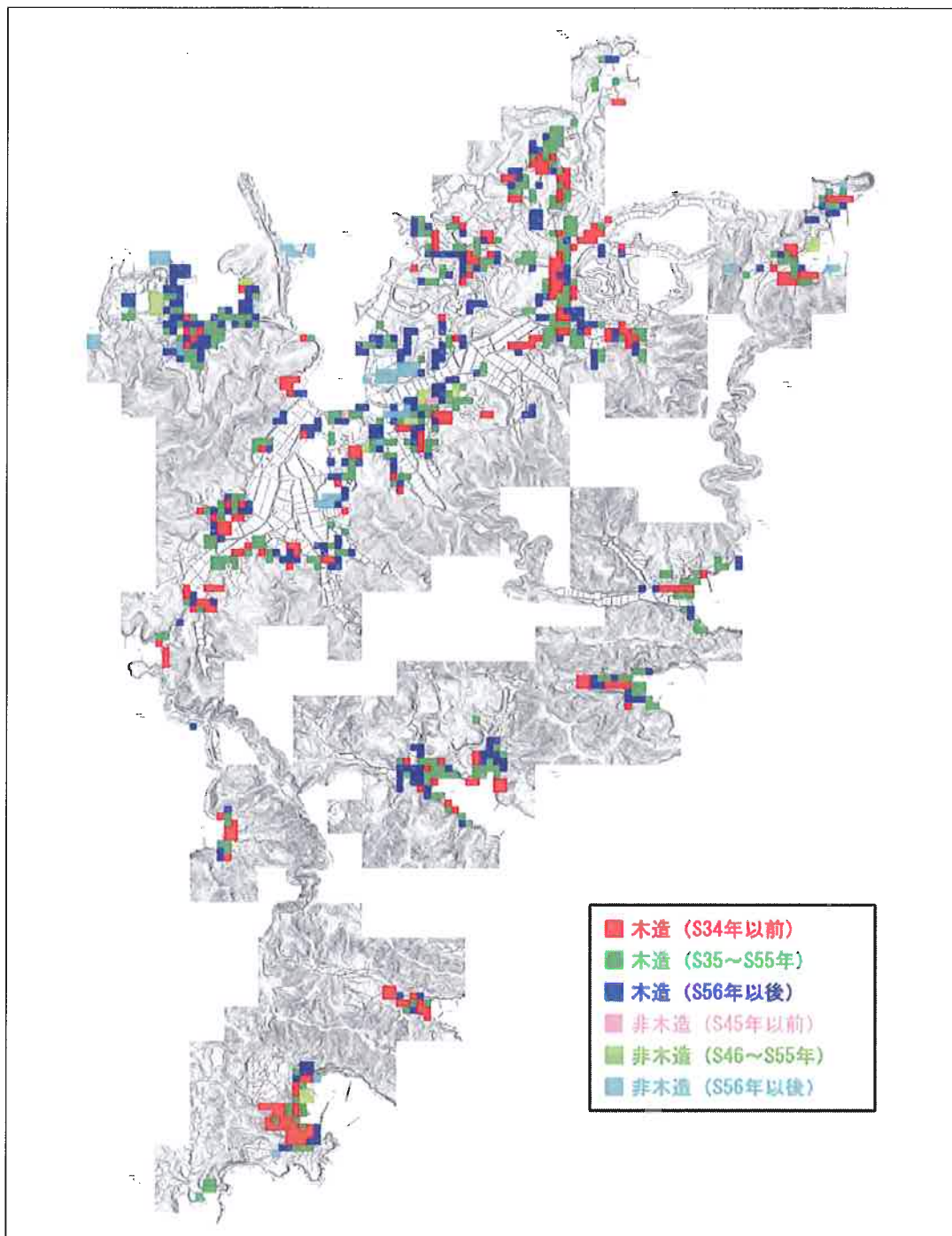


図 2 - 5 構造別耐震化マップ

(3) 地域の危険度マップ作成

町内で想定される地震が発生した場合、住んでいる地域や職場などの生活の場の危険度を認識してもらうために、危険度マップを作成した。このマップを通じて、市民と行政が協同して地震による被害を軽減させていくことを目的とする。

なお、危険度マップは一定の仮定及び条件を元に推定したもので、本町で地震が発生した場合に、表示されたとおりの状況が実際に発生することを示すものではなく、地震の震源や深さ、希聖及び地震発生時の自然条件により、図上で危険が少ないと考えられる地域でも危険な状態になることも考えられるということに注意が必要である。

①地域の危険度マップにおける建物区分を指定

地域の危険度は、50mメッシュ内における建物を構造別・建築年別に分類したものに對し、地震防災マップ作成技術資料の「計測震度別建物全壊率関係表（構造別・建築年別）」の係数を乗じて計測した結果を相対的に表示する。

※分類は、木造（S34年以前、S35からS55年、S56年以降）の3種類と、非木造（S46年以前、S47年からS55年、S56年以降）の3種類、計6種の分類とする。

②揺れやすさの設定

地域の危険度を算定するための「揺れやすさ」の想定は、①想定される震度を基準に、②地表地盤の揺れやすさを加え設定する。

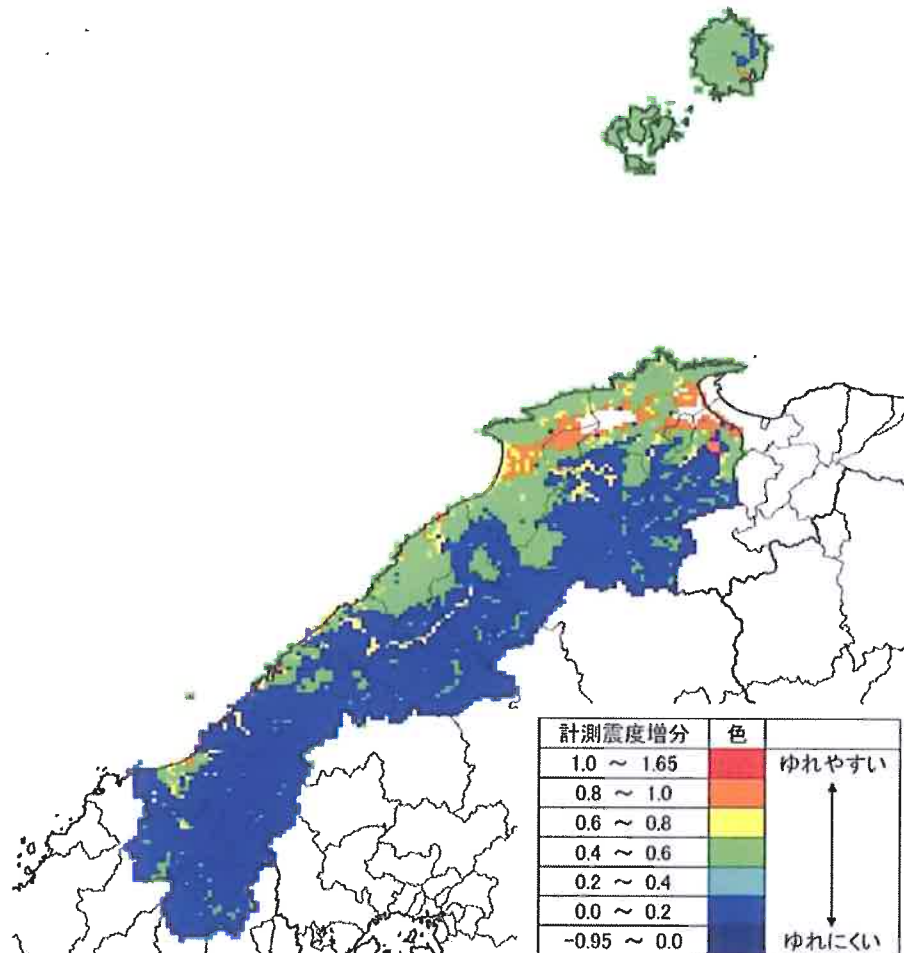
■想定される震度

想定される震度は、「平成8年度島根県地震被害想定調査」の結果を用いると、海士町は4つの想定地震のいずれも震度4を表す。

■地表地盤の揺れやすさ

地表地盤の揺れやすさは、「地表地盤の揺れやすさ全国マップ」を用いる。これは、中央防災会議「東海地震に関する専門調査会」、「東南海、南海地震等に関する専門調査会」、「首都直下地震対策専門調査会」、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」が防災対策の検討のため、震度分布の推計等を行い作成したもの。（参考：内閣府ホームページ：地震対策/その他（過去の専門調査会・マニュアルなど）

海士町の場合、計測震度増分 0.4～0.6 となる（一部に 0.6～0.8 あり）



- 1) 想定される震度より、海士町における 4 つの想定地震の最大震度は震度 4
- 2) 計測震度増分より、海士町における計測震度増分の最大値 0.6
→ 1) と 2) から 震度 4（計測震度 4.4）に 0.6 を加算しても計測震度 5.0
で、震度 5 強としかならず

建物の全壊被害が発生する想定にはならない。

※参照（表－計測震度－建物全壊率関係表（構造別・建築年別）

③「ゆれ」の想定

前述した揺れやすさの設定では、

建物の全壊被害が発生する想定にはならない。



そこで、次の2点の理由から、想定する「ゆれ」を設定した。

- 理由1：住宅の耐震化促進を目的にした周知活動において
建物の全壊被害が発生する震度6弱以上を設定すること。
- 理由2：震度6弱が発生する確率については、地震調査研究推進本部による
「全国を概観した地震動予測地図」において、今後30年以内に震
度6弱以上の揺れに見舞われる確率の分布図（平均ケース）で確率
>0であることから、想定値として妥当と判断した。



建物の全壊被害が発生する「震度6弱」の建物被害率を表示することとした。

※想定する計測震度は5.9を用いる。

④海士町地震防災マップ

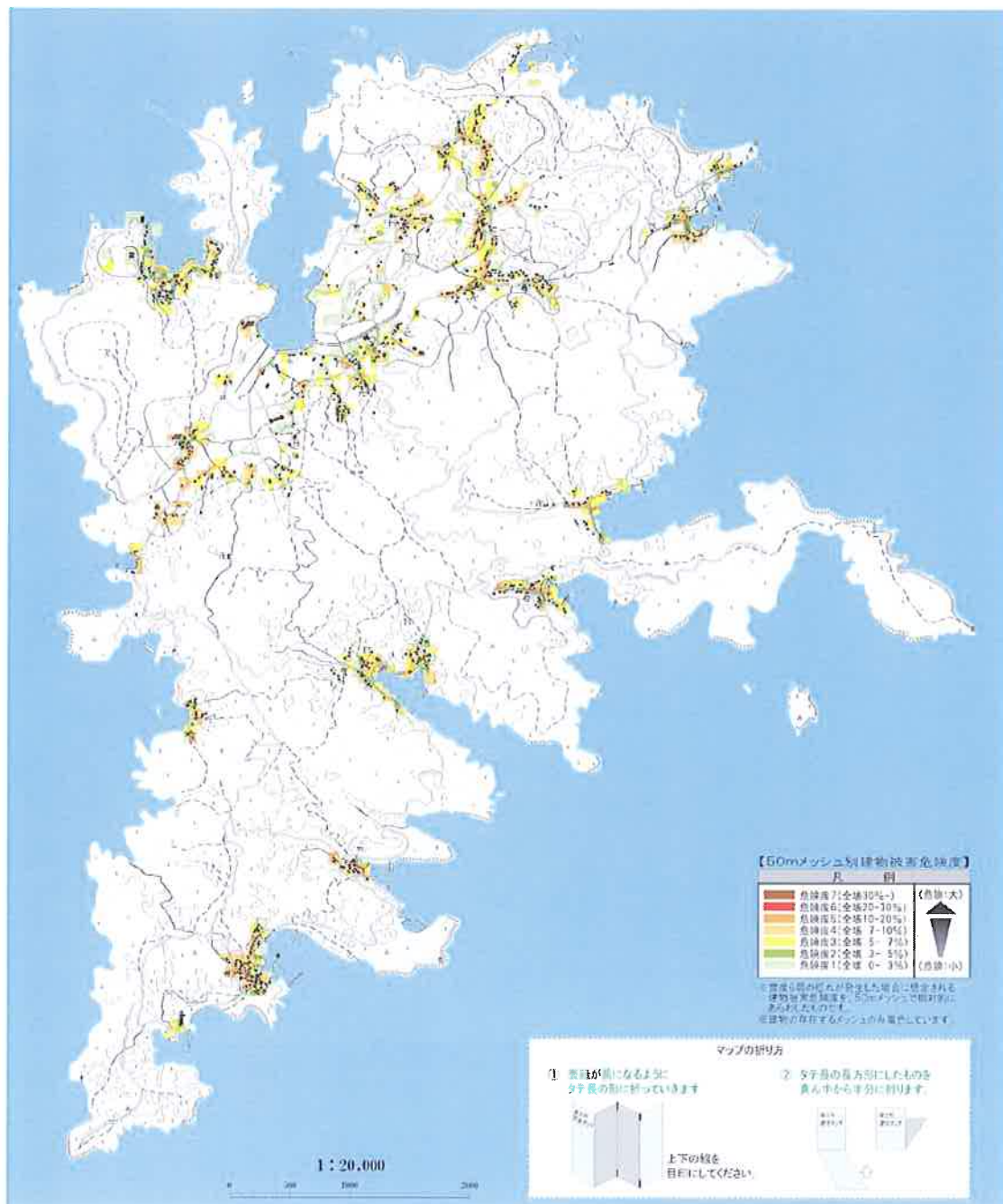


図2-6 危険度マップ

【資料】地震防災マップ作成技術 計測震度と建物全壊率の関係表

表 計測震度－建物全壊率関係表（構造別・建築年別）

震度階級	計測震度	木造建物の全壊率			非木造建物の全壊率		
	震度	S34 以前	S35～S55	S56 以降	S46 以前	S47～S55	S56 以降
震度 5 強	5.0	0	0	0	0	0	0
	5.1	0	0	0	0	0	0
	5.2	0	0	0	0	0	0
	5.3	0	0	0	0	0	0
	5.4	0	0	0	0	0	0
	5.5	0.003	0.002	0	0.002	0.002	0
震度 6 弱	5.6	0.008	0.006	0.001	0.004	0.004	0.001
	5.7	0.021	0.014	0.002	0.007	0.006	0.001
	5.8	0.048	0.03	0.004	0.012	0.01	0.002
	5.9	0.097	0.059	0.009	0.02	0.017	0.004
	6.0	0.177	0.106	0.015	0.031	0.026	0.006
震度 6 強	6.1	0.289	0.174	0.027	0.048	0.039	0.01
	6.2	0.427	0.266	0.044	0.072	0.058	0.015
	6.3	0.573	0.377	0.07	0.104	0.082	0.023
	6.4	0.711	0.5	0.106	0.145	0.114	0.033
	6.5	0.823	0.623	0.153	0.195	0.154	0.048
震度 7	6.6	0.903	0.734	0.213	0.255	0.202	0.067
	6.7	0.952	0.826	0.285	0.323	0.258	0.091
	6.8	0.979	0.894	0.367	0.397	0.322	0.122
	6.9	0.992	0.941	0.455	0.476	0.391	0.159
	7.0	0.997	0.97	0.545	0.556	0.463	0.202
	7.1	0.997	0.97	0.545	0.556	0.463	0.202
	7.2	0.997	0.97	0.545	0.556	0.463	0.202
	7.3	0.997	0.97	0.545	0.556	0.463	0.202
	7.4	0.997	0.97	0.545	0.556	0.463	0.202
	7.5	0.997	0.97	0.545	0.556	0.463	0.202

※この表は、前頁の木造建物、非木造建物の全壊率曲線における被害率の値を、計測震度 0.1 刻みでまとめたものである。

2-4. 建築物の耐震化の現状と目標設定

(1) 住宅の現状と目標

平成 21 年度末における住宅の耐震化率（現状）と、目標年度である平成 27 年度末の耐震化率（目標値）について推計した結果を示す。なお、本町においては、平成 27 年度末に達成すべき耐震化率を 50%としている。（本推計においては、固定資産台帳データを活用）

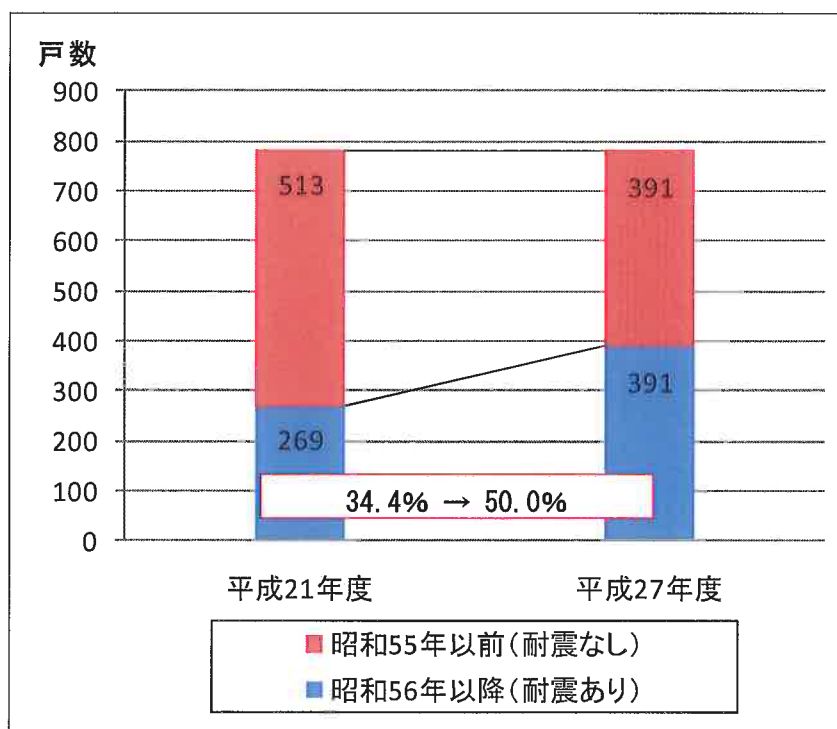


図 2-7 住宅の耐震化率推計結果

表 2-5 住宅の耐震化率推計の内訳

	昭和 56 年以降 の住宅①	昭和 55 年以前 の住宅②	住宅数 ③＝①＋②	耐震化率 ④＝①／③
平成 21 年度末	269	513	782	34.4%
平成 27 年度末 (目標値)	391	391	782	50.0%

平成 21 年度末における住宅の耐震化率は 34.4%である。この耐震化率を目標値の 50%にするためには、平成 27 年度末に耐震構造物 269 戸から 391 戸に引き上げる必要がある。これは、平成 22 年から平成 27 年にかけて、122 戸の耐震改修行っていく必要があるという推計となる。

(2) 特定建築物の現状と目標

①特定建築物の現状と目標

1) 民間と公共建築物の現状と目標

多数のものが利用する特定建築物の現状の耐震化率は58.3%となる。そのうち、災害時の拠点となる施設については50.0%、不特定多数のものが利用する特定建築物については75.0%という現状である。今後平成27年度末までに、災害時の拠点となる建築物の耐震化率を100%にすることを目標とする。

表2-6 多数のものが利用する特定建築物（民間、公共）の現状

用 途		建築物数	昭和56年 6月以降	昭和55年 5月以前	③のうち 耐震性あり	耐震性 あり	耐震化率
		(戸)	(戸)	(戸)		(戸)	(%)
		①= ②+③	②	③	④	⑤= ②+④	⑤= ⑤/①
多数の者が利用する特定建築物(全体)		12	7	5	0	7	58.3%
災害時の拠点 となる建築物	庁舎、学校、幼稚園 体育館、警察署、病院、福祉施 設など	8	4	4	0	4	50.0%
不特定多数のものが 利用する建築物	ホテル、旅館、百貨店、 店舗、集会場、文化施設、遊技 場など	4	3	1	0	3	75.0%
特定多数のものが 利用する建築物	賃貸住宅、寄宿舎 事務所、工場など	0	0	0	0	0	-

2) 町有建築物における特定建築物の現状

平成 20 年度末時点で本町の所有する建築物について、昭和 56 年 6 月 1 日以降の建築物及び昭和 56 年 5 月 31 日以前に建てられた建築物について耐震改修を行い、現行基準を満たす建築物を“耐震性あり”として算出した結果、本町の所有する建築物の中で、法的条件である特定建築物の耐震化率は 63.6%であった。今後平成 27 年度末までに、災害時の拠点となる建築物の耐震化率を 100%にすることを目標とする。

表 2-7 多数のものが利用する特定建築物（町有）の現状

用 途		建築物数	昭和56年 6月以降	昭和55年 5月以前	③のうち 耐震性あり	耐震性 あり	耐震化率
		(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(%)
		①= ②+③	②	③	④	⑤= ②+④	⑤= ⑤/①
多数の者が利用する特定建築物(全体)		11	7	4	0	7	63.6%
災害時の拠点 となる建築物	庁舎、学校、幼稚園 体育館、警察署、病院、福祉施 設など	7	4	3	0	4	57.1%
不特定多数のものが 利用する建築物	ホテル、旅館、百貨店、 店舗、集会場、文化施設、遊技 場など	4	3	1	0	3	75.0%
特定多数のものが 利用する建築物	賃貸住宅、寄宿舎 事務所、工場など	0	0	0	0	0	-

3) 町有建築物における特定建築物に該当しない防災上重要な施設の耐震化の現状

町有建築物のうち特定建築物条件には該当しないが、避難所などに指定されている防災上重要な建築物については、現状のままで現行の耐震基準をすべての該当する建築物が満たしている。

表 2-8 防災上重要な建築物（町有）

用 途		建築物数	昭和56年 6月以降	昭和55年 5月以前	③のうち 耐震性あり	耐震性 あり	耐震化率
		(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(%)
		①= ②+③	②	③	④	⑤= ②+④	⑤= ⑤/①
防災拠点施設		14	14	0	0	14	100.0%
宇受賀公民館	崎文化センター	豊田公民館		日須賀公民館			
多井公民館	諏訪会館	西公民館		福井公民館			
御波公民館	知々井公民館	東公民館					
北分公民館	天川会館	菱浦公民館					

4) 町有建築物の目標（特定建築物及び防災上重要な施設）

町有建築物は緊急時に拠点となる施設が多いことから、特定建築物および防災上重要な施設に指定されているものについて平成27年度末における耐震化率の目標値を100%に設定する。町有建築物における特定建築物及び防災上重要な施設について、今後の6年間で効率的な耐震化事業を行っていくために優先度の設定を行った。優先度の設定にあたり考慮した事項は以下のとおりである。下記の項目について、該当する事項が多いほど優先度を高く設定し、優先度の高いものほど耐震化事業を早急に行う必要がある。

前提条件：昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築されている建築物

【施設特性】

(1) 特定建築物要件に該当する建築物

- ・ 多数のものが利用する建築物（耐震改修促進法第6条第1号）
- ・ 緊急輸送道路を閉塞させるおそれのある建築物（耐震改修促進法第6条第3号）

※耐震改修促進法第6条第2号危険物の貯蔵施設については、町有建築物の中に該当する建築物はない。（町有建築物調査時に確認（消防本部にて））

(2) 防災上重要な建築物

- ・ 災害対策本部施設（庁舎、消防署等）
- ・ 医療救護活動施設（病院等）
- ・ 避難収容施設（学校、幼稚園、公民館、体育館等）
- ・ 応急対策活動施設（消防機庫等）
- ・ 社会福祉施設等（児童・生涯・老人福祉施設等）

5) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の現状と目標

（耐震改修促進法第6条第2号）

下表に海士町内にある耐震改修促進法第6条第2号に該当する建築物数について示す。下表により、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物は耐震化を行わなくても、現状のままで現行の耐震基準をすべての該当する建築物が満たしている。

表2-9 第6条第2号に該当する建築物の現状の耐震化率

用途	建築物数	昭和56年 6月以降	昭和55年 5月以前	③のうち 耐震性あり	耐震性 あり	耐震化率
	(戸)	(戸)	(戸)		(戸)	(%)
	①= ②+③	②	③	④	⑤= ②+④	⑤= ⑤/①
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に 供する特定建築物	3	3	0	0	3	100.0%

6) 通行を確保すべき道路沿いの建築物（耐震改修促進法第6条第3号）

地震時に多数のものが避難や災害時拠点との交通を円滑に進めるために「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」が定められている。海士町内で地震による被害が起きた場合に建築物の倒壊などにより緊急物資の運搬や地域住民の避難路となる道路を閉鎖する事を未然に防止するために、緊急輸送道路沿いの建築物について耐震化を図る必要がある。これらの建築物のうち、特定建築物に該当する建築物について平成27年度末に耐震化率を100%にすることを目標とする。これまでに耐震診断を行った履歴がないため、特定建築物に該当する建築物のうち昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築されている建築物に対して、耐震診断を行い、耐震性に欠けると判断された建築物については耐震化を図っていく必要がある。緊急輸送道路沿いの建築物のうち特定建築物に該当する条件は下図で示したとおりである。海士町内の緊急輸送道路沿いの建築物数は下表のとおりである。

表2-10 第6条第3号に該当する建築物数

機能区分	幅員	建築物数	計	合計
第 1 次	12m 以上	0	0	12
	6～12m	0		
	6m 未満	0		
第 2 次	12m 以上	0	12	
	6～12m	0		
	6m 未満	12		
第 3 次	12m 以上	0	0	
	6～12m	0		
	6m 未満	0		

・第1次緊急輸送道路ネットワーク

県庁所在地、地方中心都市庁舎及び空港、重要港湾を連絡する道路。

・第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路。

・第3次緊急輸送道路ネットワーク

上記以外で、地震防災対策上重要な施設を連絡する道路1：安全で快適な通行空間の確保

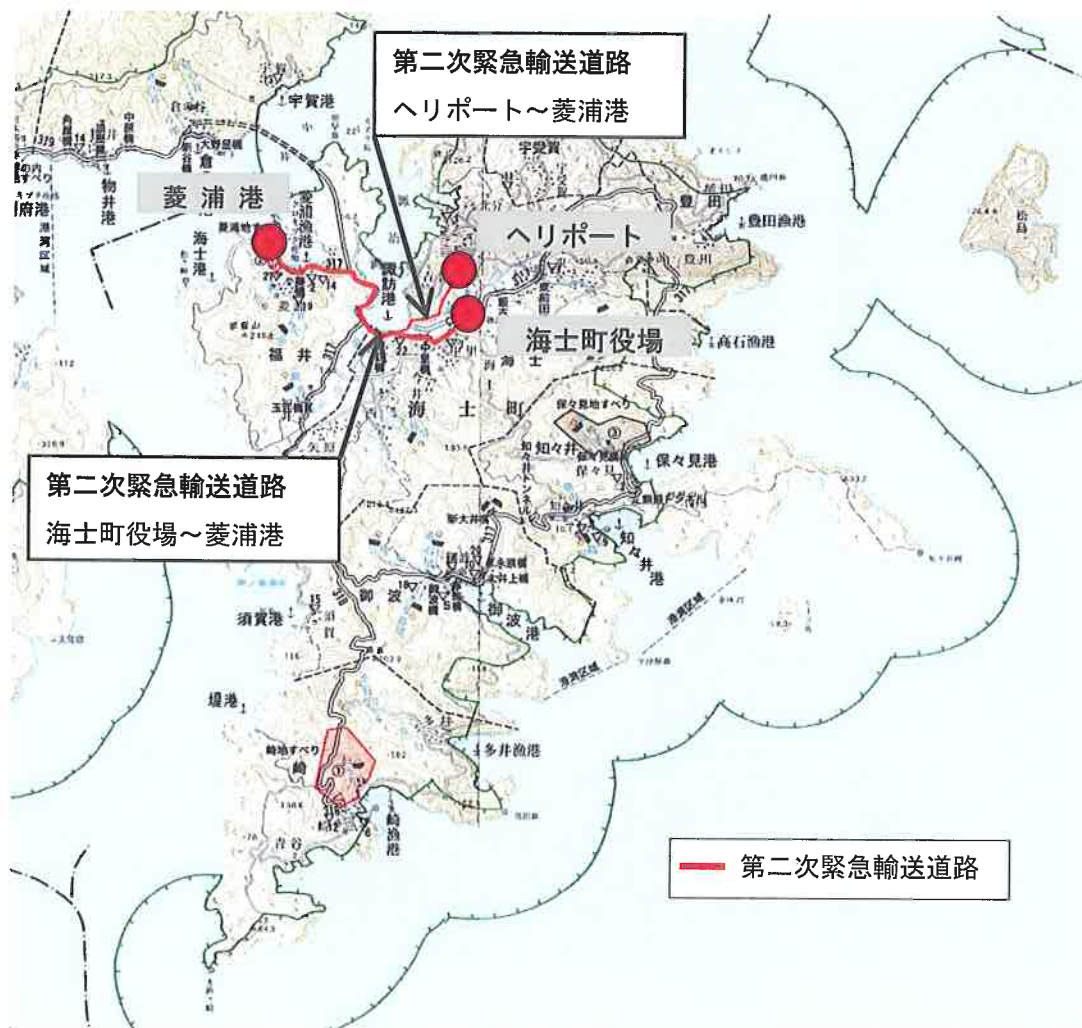


図 2-8 緊急輸送道路沿いの建築物

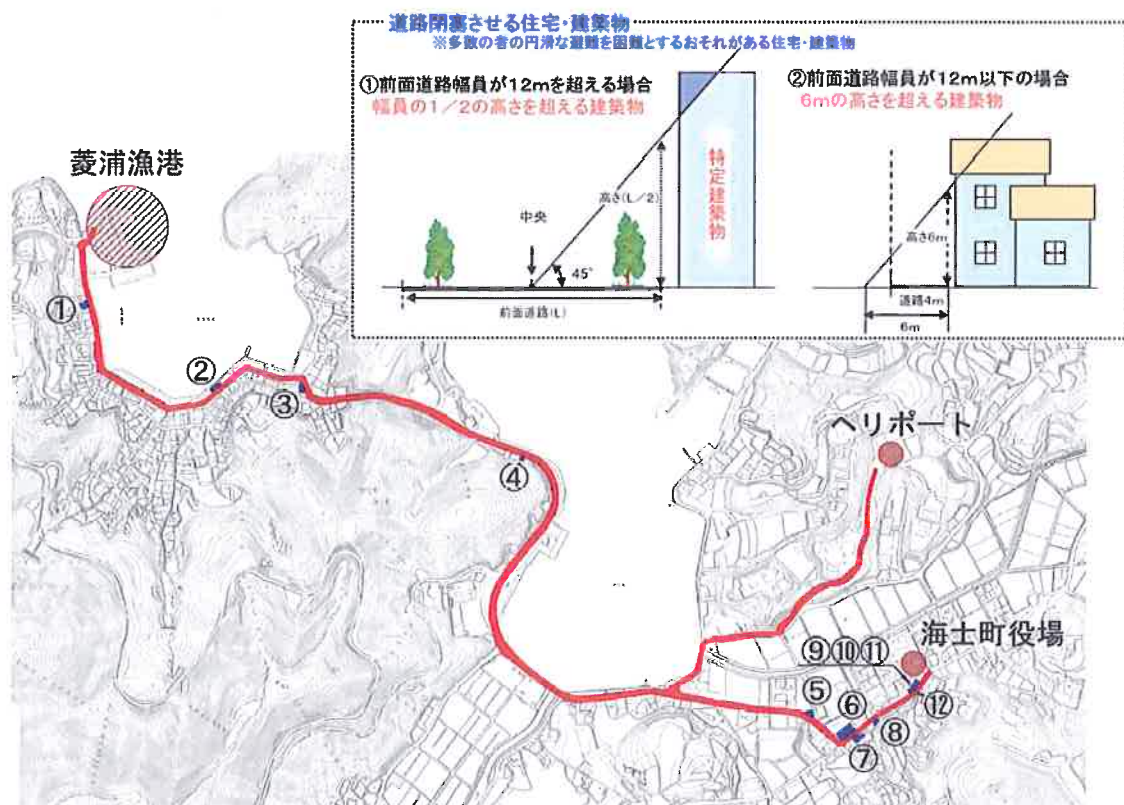


図 2 - 9 緊急輸送道路沿いの建築物
(前面道路幅員が 12m 以下の場合、6m の高さを超える建築物)



①民家



③店舗



④民家



⑤店舗



⑥事務所



⑥事務所



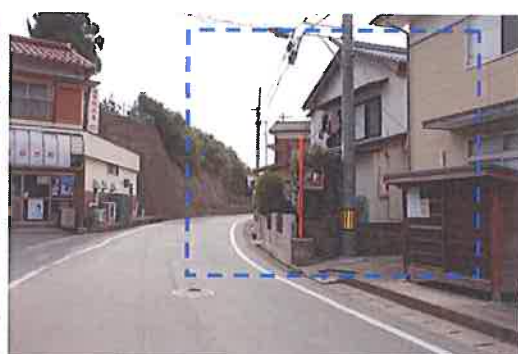
⑦店舗



⑧民家



⑨民家



⑩民家



⑪事務所



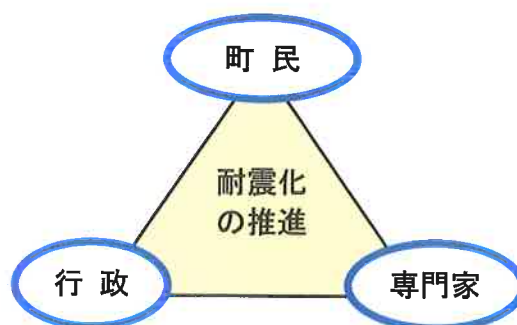
⑫店舗

第3章 建築物の耐震化目標を達成するための施策

3-1. 施策の基本的な取り組み方針

(1) 耐震化事業における役割分担

阪神・淡路大震災における死者のほとんどが建築物の倒壊によるものであったことや、建築物の倒壊により道路が塞がれたことによって避難や救援活動及び消火活動への妨げが大きかった。このことを踏まえ海士町では大地震による災害から町民の生命、財産を守り、被害を最小限にとどめるため、行政はもとより、町民一人一人が自発的かつ積極的に防災に対する役割を果たしていくこととする。



①町民（建築物所有者）の役割

建築物の所有者は、地震に対して安全性を確保するとともにその向上を図ることが必要である。特に特定建築物所有者は、多数の利用者の人命を預かる立場を自覚し責任を持って建築物の耐震化を行うよう努める。

②海士町の役割

耐震性が不十分な町有建築物の耐震改修を計画的に実施するとともに、住宅及び特定建築物の所有者に対する啓発、知識の普及、情報提供及び耐震化の支援策の措置を講じることとする。

③建築団体の役割

行政と連携して大規模地震災害の予防対策に向けての取り組みや、建築物所有者に対する情報提供及び安全で安心な耐震診断や耐震改修工事の実施をする。

(2) 重点的に耐震化を図る地域及び建築物

①重点的に耐震化を図る“地域”

島根県緊急輸送道路ネットワーク計画で定められている緊急輸送道路沿道地域、避難路沿道地域及び市街化区域内の商業・近隣商業地域は重点的に耐震化を図っていく。また、構造別耐震化マップに示されている危険地域は、想定されている規模の地震が起きた場合に全壊する可能性のある建築物が多くある地域であり、地震による被害を最小限に食い止めるためにこの地域に対しても耐震化を促していく。

②重点的に耐震化を図る“建築物”

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築され、現行の耐震基準法に規定されている耐震関係規定の基準を満たしていない住宅や耐震改修促進法に定める特定建築物のほか、災害時に医療活動の中心となる病院等の施設、住民の避難場所となる学校・公民館等の施設、高齢者・身体障害者等の生活弱者が利用する施設、その他多数のものが利用する施設等について重点的に耐震化を図るものとする。

③沿道建築物の耐震化

災害時において、円滑な住民の避難、救急・消防活動及び緊急物資の輸送等の妨げにならないよう、建築物の倒壊によって道路を閉塞させないことが重要となる。地震発生時に通行を確保すべき道路は「海士町地域防災計画」に基づき、島根県緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく第二次緊急輸送道路に指定されている道路等である。また、その沿道の建築物のうち、道路を閉塞させる恐れのある建築物を「重点的に耐震化すべき建築物」として耐震化を推進する。

④避難路等の現状把握及び沿道住宅・建築物耐震化基礎資料の整備

緊急輸送道路のほかに、町民が生活をする場から避難地や防災拠点施設等に通じる避難路及び避難路に通じる狭隘な街路等幅員を調査し、避難路等沿道住宅・建築物耐震化基礎資料として整備していく。これに基づき、これらの道路等を閉塞する恐れのある住宅・建築物について耐震診断及び耐震改修の促進を図っていく。

⑤防災拠点の耐震化

災害時に避難する集会場や公民館等の避難施設については、被災した際に重要な施設となることから、「重点的に耐震化すべき建築物」として耐震化を推進する。

3-2. 耐震診断・耐震改修を行うための支援策

住宅の現状約 34%しかない耐震化率を、6 年後の平成 27 年に少なくとも 50%に引き上げるという目標を達成するためには、これまでの建替え及び改修工事の実績を遙かに凌ぐペースで耐震化工事を実施する必要がある。

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が地震防災対策を自らの問題として、また地域の問題として捉え、主体的に取り組むことが何よりも重要であり、目標達成のための前提となる。

海士町は、このような建築物の所有者等の取組みを支援する観点から、耐震診断及び耐震改修に伴う所有者等の負担軽減のための制度の構築や耐震化を行いやすい環境の整備など必要な施策を講じること、所有する公共建築物の耐震化に取り組むこと、さらに県と連携して耐震診断や耐震改修を促進することに取り組む。

3-3. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

(1) 耐震診断・耐震改修を行うための支援策

平成 27 年度末までに住宅や特定建築物の耐震化目標を達成するためには、昭和 56 年 5 月 31 日までの建築基準法で建築された建築物について耐震性が不十分と判定された場合には耐震改修を行っていく必要がある。昭和 56 年 5 月 31 日以前の旧耐震基準で建築された建築物の中には、耐震性を有する建築物もあると想定されるものの、耐震診断を行った履歴のある建築物が少ないためにその実態は不明確である。そこで実情を把握するために耐震診断から実施していく必要があるが、耐震診断や耐震改修には多額の費用を必要とするため、建築物所有者が全額負担で行うことには限界があり、耐震改修事業に対する助成制度の創設が求められている。このため、海士町では耐震診断や耐震改修を促進していくために国や県と協力して助成制度の創設に努める。

表 3-1 耐震改修事業補助制度（例）

項目	国の補助	海士町
耐震診断	補助率：民間が実施する場合2/3（国1/3、地方1/3）	検討中
耐震改修	●地域要件 - 戸建住宅：既成市街地で震災時に倒壊により道路閉塞が生じる恐れのある地区 - 建築物、マンション：全国のDID 地区等 （収入分位40%未満の世帯の住宅は地域要件を撤廃）	検討中

	●補助率：15.2%（民間事業者等実施）（国7.6% 地方7.6%） 以下の場合に補助率をかさあげ ・緊急輸送道路沿道の住宅及び建築物：2/3（国1/3、地方1/3） ・避難所等建築物：2/3（国1/3、地方1/3） ・避難路沿道分譲マンション：1/3（国1/6、地方1/6） ・収入分位40%以下の世帯の住宅：23%（国11.5%、地方11.5%）	
税制	所得税額控除 ●補助率： ・既存住宅の耐震改修工事を行った場合に、改修費用と当該改修に係る標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額（200万円を上限）の10%を所得税額から控除。 ●補助要件： ・その者の居住の用に供すること ・昭和56年5月31日以前の耐震基準により建築された住宅であること ・現行の耐震基準に適合させるための耐震改修をおこなうこと ・住宅耐震改修証明書等の必要書類を添付して確定申告を行うこと ・適用期限：平成25年12月31日 ※住宅ローン減税制度との併用可 固定資産税額の減額 ●適用範囲： ・120m² 相当部分まで ●減額期間： ・平成18年～平成21年に工事を行った場合：3年間1/2に減額 ・平成22年～平成24年に工事を行った場合：2年間1/2に減額 ・平成25年～平成27年に工事を行った場合：1年間1/2に減額 ●適用要件 ・昭和57年1月1日以前に所在する住宅であること ・耐震改修費用が30万円以上であること ・改修工事完了後、3ヶ月以内に、物件所在の市町村に証明書等の必要書類を添付して申告すること。	検討中

表 3 - 2 住宅金融支援機構による融資制度

	種類	対象・その他
住宅金融 支援機構	リフォーム 融資	●耐震改修： 都道府県や市区町村の認定を受けた耐震改修計画に従って行う工事が対象となる。 ●耐震補強： 機構の定める耐震性に関する基準に適合するよう行う工事 ●基本融資額： 1000 万円（住宅部分の工事費が上限） ●金利 固定金利： （申し込み時の金利が適用）
	賃貸住宅 リフォーム ローン	●対象： 1、耐火構造又は準耐火構造 2、次のいずれかの建て方 ・共同建て ・2階建て以上の重ね建て ・連続建て ●融資限度額（1戸あたり） ・増築、改築、設備の改築工事 10,000 千円 ・修繕等の工事 10,000 千円 Or 5,000 千円 金利 返済期間 10 年と 20 年によって異なる

(2) 安心して耐震診断・耐震改修ができる環境整備

①住民への情報提供

1) 啓発用リーフレットやインターネットを利用した情報公開

海士町が作成した構造別耐震化マップの公開のほか、地震被害の状況や耐震診断問診表、安心できる住まい方の提案等を掲載したリーフレットや、リフォームにあわせた住宅の耐震改修方法を紹介する事例集を相談窓口を設置する。またインターネット上に掲載されている耐震診断・耐震改修に関連するホームページの紹介を行っていく。



2) 優良技術者、優良事業者の紹介

島根県や建築関係団体と連携し、優良なリフォーム事業者、技術者情報の閲覧ができる仕組みの構築を目標とする。



3) 耐震改修座談会の開催

町民を対象に、耐震診断、耐震改修等について説明を行い耐震改修に関する情報を提供する。



②相談窓口の設置

耐震診断・改修など、住宅・建築物の耐震化についての相談を適切に対応するため、耐震相談窓口を設置していく。

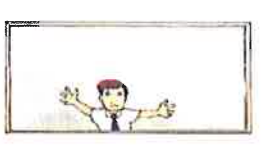
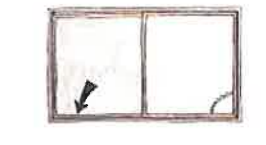


(3) 地震時の総合的な安全対策

①窓ガラス等の落下防止対策

昭和 53 年 6 月に発生した宮城県沖地震における窓ガラスの落下による人身事故の発生を受け、窓ガラスの固定方法が建築基準法関連告示で改正された。その後、平成 17 年 3 月に発生した福岡県西方沖地震において、繁華街にある既存不適格の商業施設の窓ガラスが落下したことにより、この問題が再認識された。このため、改正前の固定方法による窓ガラスを有する建築物の所有者、管理者に対して、点検を通じ改善をするように促していく。

(1) 危険性の高い窓は、次のような窓です。

①硬化パテ止めのはめ殺し窓  パテは古くなると硬化してガラスが固定され、割れやすい。	②大きなガラスのはめ殺し窓  ガラスが大きいほど、割れやすい。	③隅部がガラス同志のつき合せになっている窓  建物のゆれ、ねじれでガラス同志がぶつかり、割れやすい
④三連以上の連続した窓  外壁が少なく、建物がゆれると窓の部分の横ずれが大きく、ガラスが割れやすい。	⑤古くて腐食した木や鉄製のサッシ  ガラスが外れ落下しやすい。	⑥腰壁が低い窓  床が滑りやすいときは、家具調度が衝突してガラスを割ります。

(2) 安全性の高い窓は次のような窓です。

①あけられる窓（障子が動くもの）  枠と障子の間にゆとりがあるため、建物がゆがんでもガラスに力が加わりません。	②ガラスの周辺がゴムなど軟らかいもので保持されている窓 	③網入りガラス、合わせガラスが使われている窓  たとえガラスが割れても落ちにくい。
--	--	---

窓の点検方法

(出典：財団法人 日本建築防災協会)

②ブロック塀の倒壊対策

昭和 53 年 6 月に発生した宮城県沖地震において、ブロック塀の倒壊により死傷者が出たことによりブロック塀に関する基準が改正された。地震時において、コンクリートブロック塀等は倒壊しやすく、通行人に危害を与えることや道路を塞ぐことが考えられる。パンフレット等の配布を通じて知識の普及に努めるとともに、定期的に調査を行い、危険と判断されたものについては撤去及び補強を促していく。

【危ないブロック塀のチェックリスト】

(出典：全国建築コンクリートブロック工業会)

■傾き、またはグラツキがある。

塀が傾いていたり、手で押すとグラツキがあるものは、少しの揺れで塀が倒れる危険性があります。手で押して調べるときは周囲に注意してください。

■ひび割れがある。

ひび割れは、その部分から雨水が入り 中にある鉄筋をさびさせ、長い間には鉄筋がなくなってしまう。少しの揺れで塀が倒れる危険性があります。

■高さが高すぎる。

ブロックの厚さが 10cm の場合は塀の高さは 2.0m 以下、15cm の場合で 2.2m 以下です。高い塀は強い地震の揺れで倒れ易くなります。

■控壁の間隔がひろすぎる。 また控壁がない。

高さが 1.2m を超える塀では控壁が必要です。その間隔は 3.4m 以下で、この間隔が広すぎたり、控壁がない場合は、強い地震の揺れで倒れ易くなります。

■透かしブロックが連続して使用されている、また多すぎる。

配筋用のエグレのない透かしブロックは必要な鉄筋が入りません。したがって、鉄筋の入っていないこのような塀は強い地震の揺れで倒れ易くなります。

■築後 30 年以上たっている。またブロックがボロボロである。

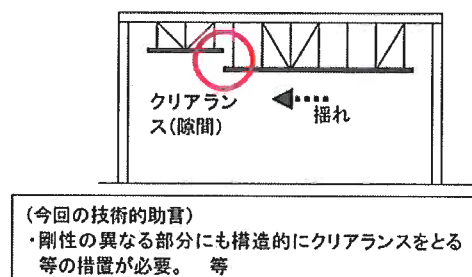
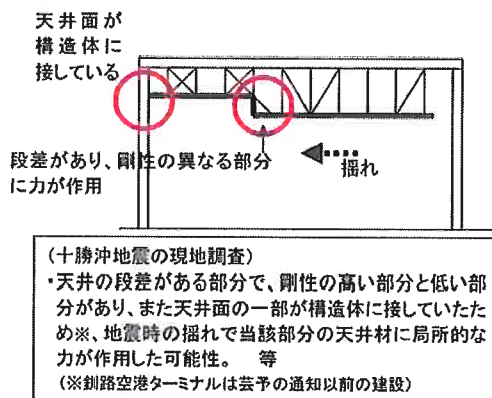
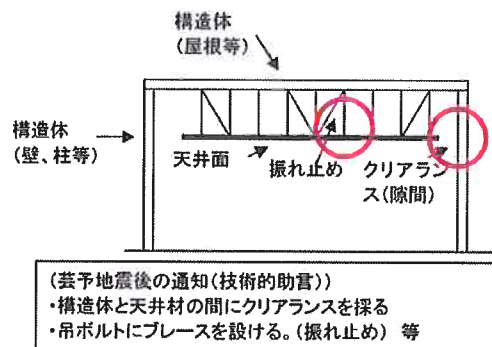
長い間にブロックが劣化し、雨水が入り鉄筋をさびさせて塀の耐久・耐震性に問題がでます。

■石垣などの上に建っている。

石垣の上の塀は、地震などの揺れに抵抗する鉄筋が、塀下の石垣に固定されません。したがって、少しの揺れで 塀が倒れることになります。

③大規模建築物における天井崩壊対策

平成 14 年に発生した芸予地震により、学校の体育館の天井が崩壊したことを受けて、天井の揺れ止めの設置やクリアランスなどに関する基準（「大規模建築物の天井崩壊対策について技術基準」）（平成 15 年 10 月 15 日付け国住指発第 2402 号）が作成された。その後、平成 17 年 8 月の宮城県沖地震において、技術基準に適合していない屋内プールの天井が崩壊し、負傷者が出たことを受け、体育館などの大規模空間を有する建築物について国から再度技術基準への適合が求められた。このため、技術基準に適合していない建築物については、点検、改修を通じて技術基準に適合するように既存建築物の所有者・管理者に対して県と協力して促していき、地震時に対して備えを行っていく。



大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策について（技術的助言）

（国土交通省住宅局建築指導課）

④地震時におけるエレベーターの閉じ込め防止対策

平成 17 年 7 月に発生した千葉県北西部を震源とする地震においては、エレベーターの故障・損傷等や閉じ込め事故が発生したことを踏まえ、エレベーターの地震対策について早急に取り組む必要があると提言された。この地震では、人身危害の可能性のある故障・損傷も報告されているが、1998 年以降の「昇降機耐震設計・施行指針」（以下「新指針」という。）に基づいたエレベーターでの故障等は発生していなかったことが報告されている。このため、新指針に適合しない既存エレベーターの建築物所有者等に対して、新指針と同等の耐震化を図る改修・改善等を行うよう啓発するとともに、閉じ込め事故防止のため P 波感知型地震時管制運転装置（地震発生時にエレベーターを安全に制御し、閉じ込め事故等を防止するための装置）の設置も合わせて県と協力し促していく。

発生時のエレベーターの動作について

地震時管制運転システム

地震発生時の利用者の安全を守るために、エレベーターメーカーと保守会社では、地震センサーと連動してエレベーターを自動的に停止する装置を取り付けていただけるように、お客様にお勧めしています。

！地震発生



自動的に最寄階へ停止し、扉を開放します。

エレベーターに取付けられたセンサーが一定の揺れを検知すると、自動的に最寄階に停止し扉を開放し、利用者の避難を促します。



一定時間経過後に扉を自動的に閉めます。

最寄階で扉を開いた後、しばらくすると扉は自動的に閉まります。閉まった扉はエレベーターの中から開くことはできるのでエレベーター内に閉じこめられることはありませんが、外から開くことはできません。



揺れが軽微だった場合 （初期微動センサー付の場合）

エレベーターに損傷を与えるおそれのないような軽微な揺れだった場合は、一定時間が経過した後、通常の運転に自動的に復帰します。



揺れが大きかった場合

強い揺れ（震度4以上程度）を感じて運転を休止した場合は、エレベーターに損傷がない場合でも技術者の点検を受けるまで復帰しません。

地震時管制運転システムについて

（出典：社団法人 日本エレベーター協会）

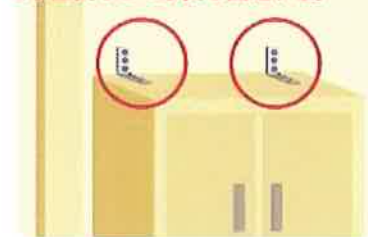
⑤家具の転倒防止策の促進

近年の大規模地震では、住宅の倒壊によるものだけでなく、建物のゆれにより住宅内に配置している家具や家電製品の転倒により死者や負傷者など多くの被害が発生している。このような状況を踏まえ、建築関係団体や有識者等と協力して、効率的な家具の転倒防止策について身近なことから始める事ができるつっぱり棒や粘着性の素材を使用した補強器具の設置などの情報提供を行い、町民に対して周知を行っていく。特に、高齢者にとっては致命的な問題となることから、居間や寝室など滞在時間の長い部屋の安全対策が実施されるよう、自治会等を通じて啓発を行っていく。

家具などの転倒防止

転倒防止金具等で壁や柱に固定するのが最も効果的です。

L字金具などで家具を固定する。



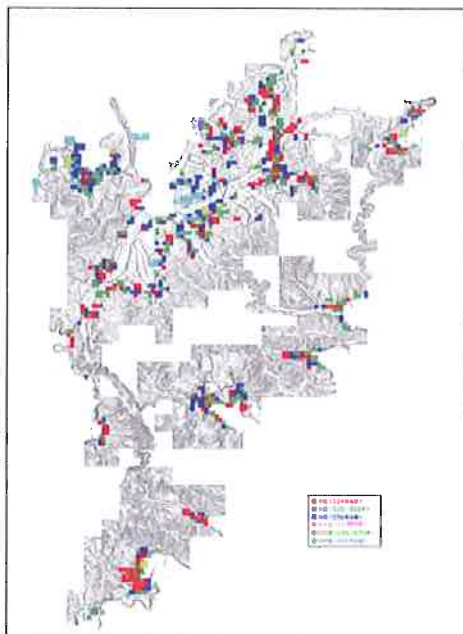
家具の固定方法等

(出典：大阪市耐震改修支援機構)

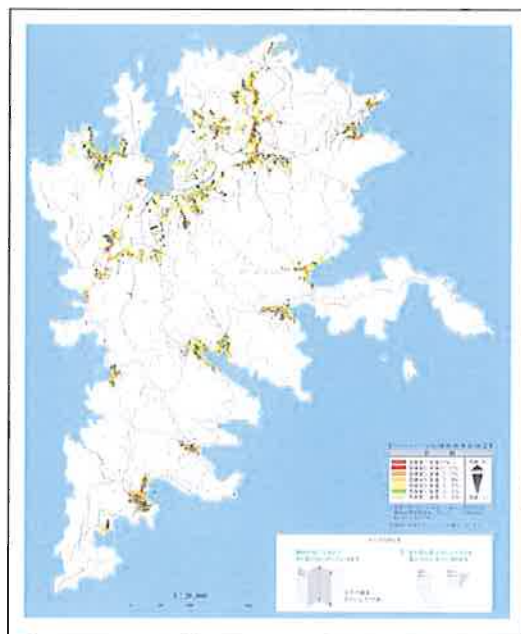
3-4. 地震に対する安全性向上に向けた啓発及び知識の普及

(1) 耐震化マップ及び危険度マップの作成、公表

耐震化マップ及び危険度マップを公表することにより、地震防災対策に対する意識向上を図る。周知の方法としては、ホームページやパンフレットの活用等を検討していく。



耐震化マップ



危険度マップ

(2) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

リフォームや増改築は、耐震改修を実施する好機であり、これらの工事とあわせて耐震改修を行うことは、費用、工期の面からもより効果的である。そのことを建築関係団体と連携して住民に対して紹介していくことにより、増改築やバリアフリー化等のリフォームに合わせて耐震改修を促していく。



(3) 自治会との連携・取り組み支援策

災害時の避難や消火活動は、地域に組織された自主防災組織により自助及び共助の観点から行われることが最も有効であることから、自治会と連携し、建築物の所有者に対して、耐震性の向上に関する知識の普及、啓発を図るため、町が実施している出前講座の開催やパンフレット等の配布等により、建築物の耐震化への取り組みを行う。



(4) 防災教育の普及促進

小中学校での体育や理科、社会科など各教科を通じて、自然災害発生のメカニズムや、地域の自然災害や防災体制など基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、それを働かせることによって意思決定ができるように、地域防災スクール等を活用して防災学習を行っていく。また、学校の行事として具体的な場面を想定した避難訓練は、表面的、形式的な指導に終わることなく課外活動などとの連携を図るなど適切に行っていく。また、児童、生徒だけでなく、教職員に対しても研修会を開催するなどして防災教育の充実をしていく。



3-5. 耐震改修促進法及び建築基準法による指導、公表等の実施

(1) 関係団体による協議会の設置・協議会における事業の概要

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の危険度判定が必要な場合、町は県との連携により、必要な措置を講じていく。また、災害救助法に規定する応急仮設住宅の建設が必要な場合には迅速に仮設住宅の建設を行うとともに、町営住宅等の公的賃貸住宅の空家住居の提供等を行っていく。さらに、被災した住宅・建築物についての相談業務等、地震被災時においても、適切な対応を行っていく。



(2) 技術者ネットワークを活用した耐震改修の促進

耐震改修を促進していくためには、耐震診断士、一級建築士をはじめとした各種技術者の育成が急務である。また、建築・建設会社、コンサルタント会社等の各種専門家のネットワークを構築し、耐震診断から耐震改修までスムーズに行えるような体制を整備していく。



(3) 地震保険の加入促進

地震保険の世帯加入率は、低いものと推測される。地震が発生した場合には、倒壊した家屋を持つ被災者は多くの負債を抱えることになる場合が多く、自らの財産を保護するためには、地震保険への加入も有効な手段と考えられることから、県と連携し、広報などにより地震保険の促進に努めていく。



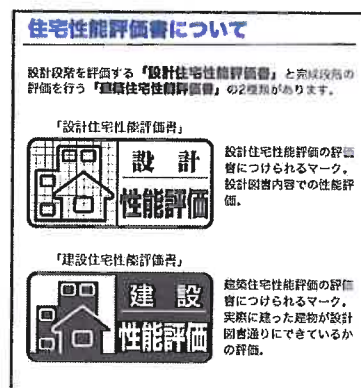
(4) 耐震診断・耐震改修マーク表示制度の普及

国土交通省指導の下、地方公共団体及び建築関係団体等などで構成する「既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会」は、平成 20 年 2 月 13 日に「耐震診断・耐震改修マーク表示制度」を創設し、運用を開始した。本制度は、昭和 56 年の新耐震基準施行前に着工された特定建築物が対象で、耐震診断や耐震改修で現行基準への適合が確認された場合、ロゴマークが記載されたプレートを交付している。プレートをを用いてその旨を当該建築物等に表示し建築物利用者等に情報提供することにより、建築物所有者や管理者の耐震安全意識の向上を図るとともに、耐震改修を促進し、さらに地震発生時における建築物利用者等の的確な対応が可能となることから、当制度について民間特定建築物所有者に対して促していく。



(5) 住宅性能表示制度の活用促進

住宅性能表示制度は法律で基づく制度であり、外見や間取りではわからない住宅の性能を 10 項目の観点から専門家が判断する制度である。その中には、地震に対する強さの項目として柱や土台が地震などで倒壊しないか等、住宅の構造の安定度の評価や、火災に対しての家屋の耐久性を評価する項目がある。この制度を活用し建設住宅性能評価書を受けた住宅は、民間金融機関や公共団体の住宅ローンの優遇や、地震に対する強さの程度に応じた地震保険料の割引制度が活用できる。町は、この制度の活用促進に向けて住宅関係団体によるもの、又は町報掲載などにより情報の提供をすることにより住民に対して促していく。



海士町

地区別

地震防災マップ

地域の危険度



地震による死亡原因のトップとは。

平成7年の兵庫県南部地震では、6,400人を超える犠牲者のうち約6割が住宅の倒壊等による圧死でした。
(厚生省大臣官房統計情報部発表)

■兵庫県南部地震の死亡原因



※その他とは、溺・頭部損傷、内臓損傷、外傷性ショック、前進性減速、挫傷症候群など

【出典】『阪神・淡路大震災調査報告 総集編』

(阪神・淡路大震災調査報告編集委員会、2000年)

・厚生省大臣官房統計情報部

・「人口動態統計からみた阪神・淡路大震災による死亡の状況」

(1995、12) より作成

対策

大切な**命**と**財産**を守るためには
「住宅や建築物の耐震化」が重要です。



地域の危険度マップを活用し、
「住まいの耐震性」や「家具転倒防止」などの
地震対策について考えるきっかけとして下さい。

お住まいの建物、耐震化していますか。

■木造住宅の耐震基準

木造住宅の耐震性は、昭和56年施行の「新耐震設計基準」に基づいて設計されているかどうか、重要なポイントです。

昭和56年施行の「新耐震設計基準」に基づいて設計された建物は、それ以後の地震、平成5年（新潟中越地震）、平成6年（北海道東方沖、三陸はるか沖）、平成7年（兵庫県南部）など、各地で大きな地震に見舞われても大きな被害を被っていないケースは少なかつたとされています。

つまり、**倒壊のおそれのある住宅は新耐震設計基準を満たしていない住宅**となり、**全面でおおよそ過半数を占めている**といわれています。

■専門家による耐震診断

昭和56年施行の「新耐震設計基準」に基づいた設計や、目立った症状が無くても、**耐震診断を受けることが重要です**。

住宅が過去に大きな災害を経験した場合や、住宅の構造・形・窓などの開口部の状況から、耐震性に問題を生じている場合があります。
耐震性の判断には建築の専門知識が要求されるため、専門家による耐震診断を受けることが重要です。

今、すぐはじめよう！地震対策。

ステップ1

「誰でもできる我が家の耐震診断」

(国土交通省住宅局監修、(財)日本建築防協会発行)

●インターネット上で手軽に耐震診断ができます。

●診断メニューを手に入れたら自分で診断できます。

誰でもできる我が家の耐震診断

検索

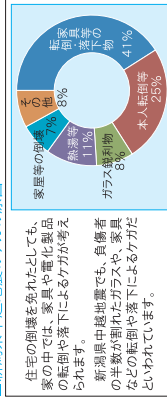
ステップ2

住宅の中でできる対策

●家具や重化製品を固定しましょう。

●閉じ込められた時、音で居場所を知らせるブザーを準備しましょう。

■新潟県中越地震のケガの原因



住宅の倒壊を免れただとしても、
家の中では、家具や重化製品の
転倒や落下によるケガが考え
られます。

新潟県中越地震でも、食器や
の本数が割れたガラスや、家具
などの転倒や落下によるケガが
といわれています。

【出典】平成16年（2004年）新潟県中越地震における人的被害に関する現地調査結果（東京消防庁、2004年）

家の外へ向けた対策

●いざという時のために、避難所や避難路を確認しておきましょう。
●家族の集まる場所や、連絡方法を事前に話し合っておきましょう。

ステップ3

海士町役場

〒684-0403 島根県隠岐郡海士町大字海士1490

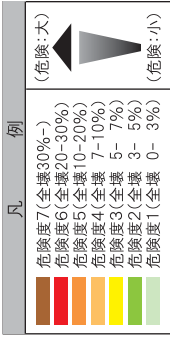
お問い
合わせ

電話 (08514) 2-0111

避難場所

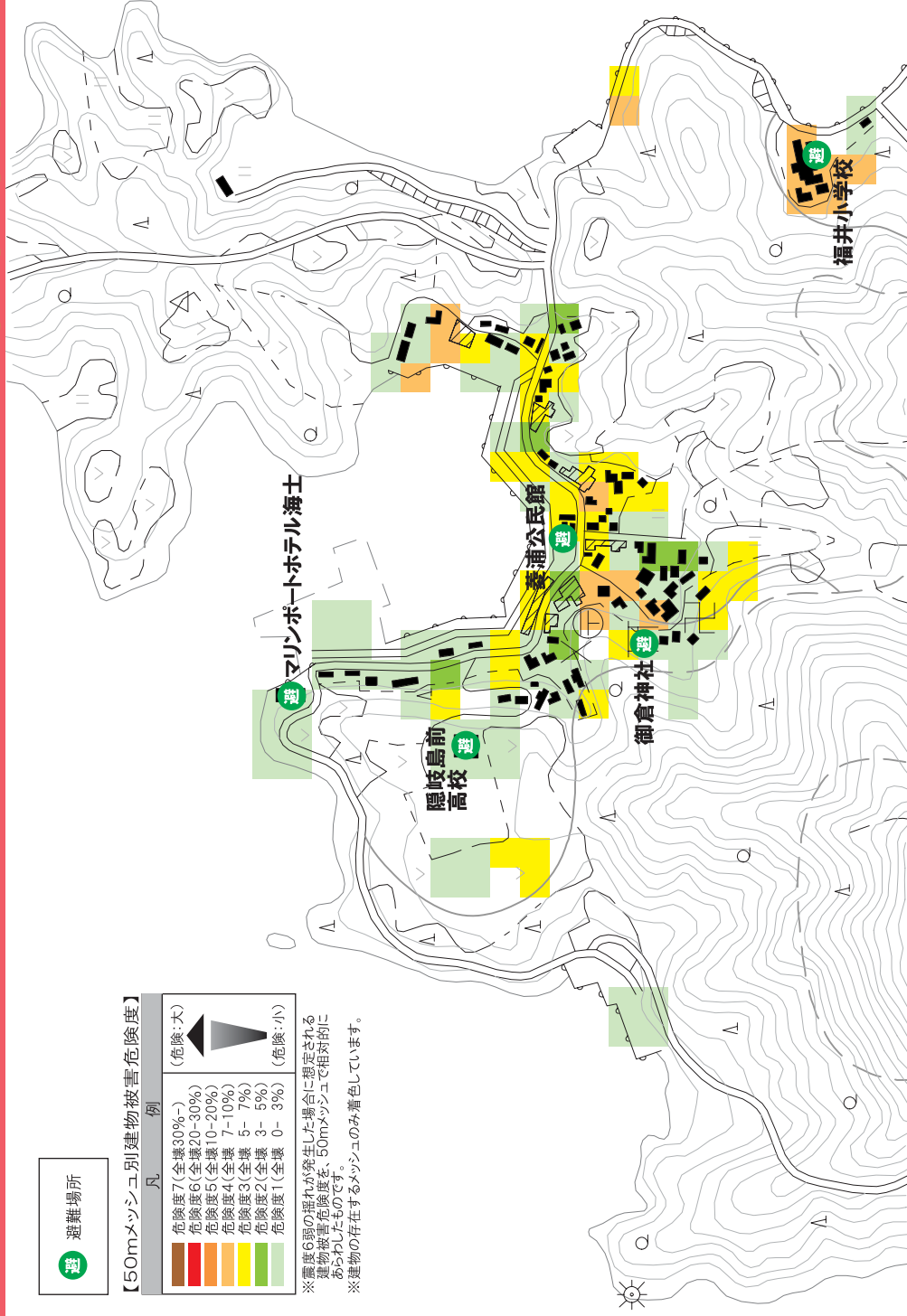


【50mメッシュ別建物被害危険度】



※震度6弱の揺れが発生した場合に想定される建物被害危険度を、50mメッシュで相対的にあらわしたものです。

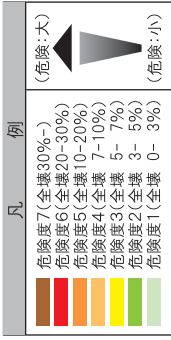
※建物の存在するメッシュのみ着色しています。





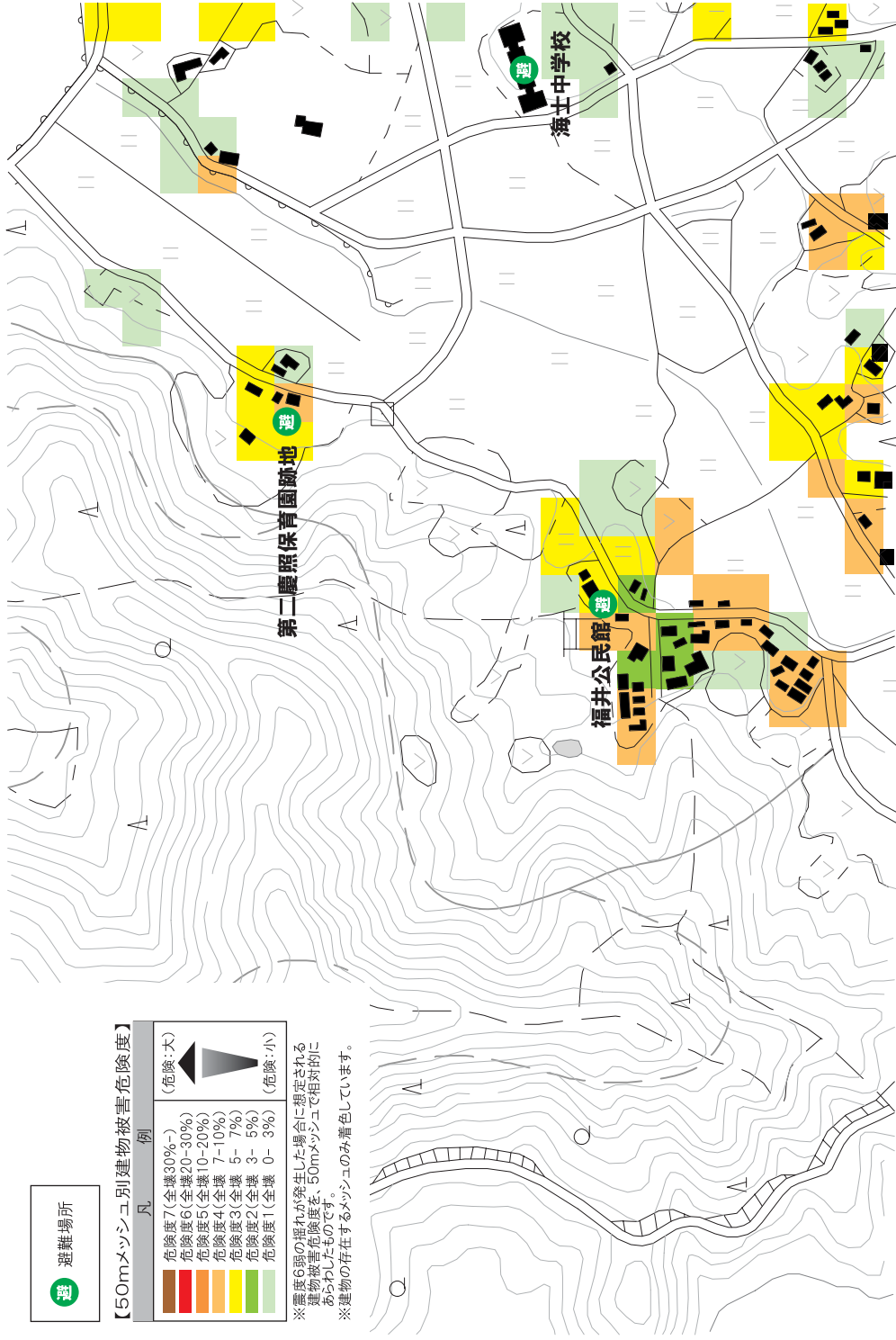
避難場所

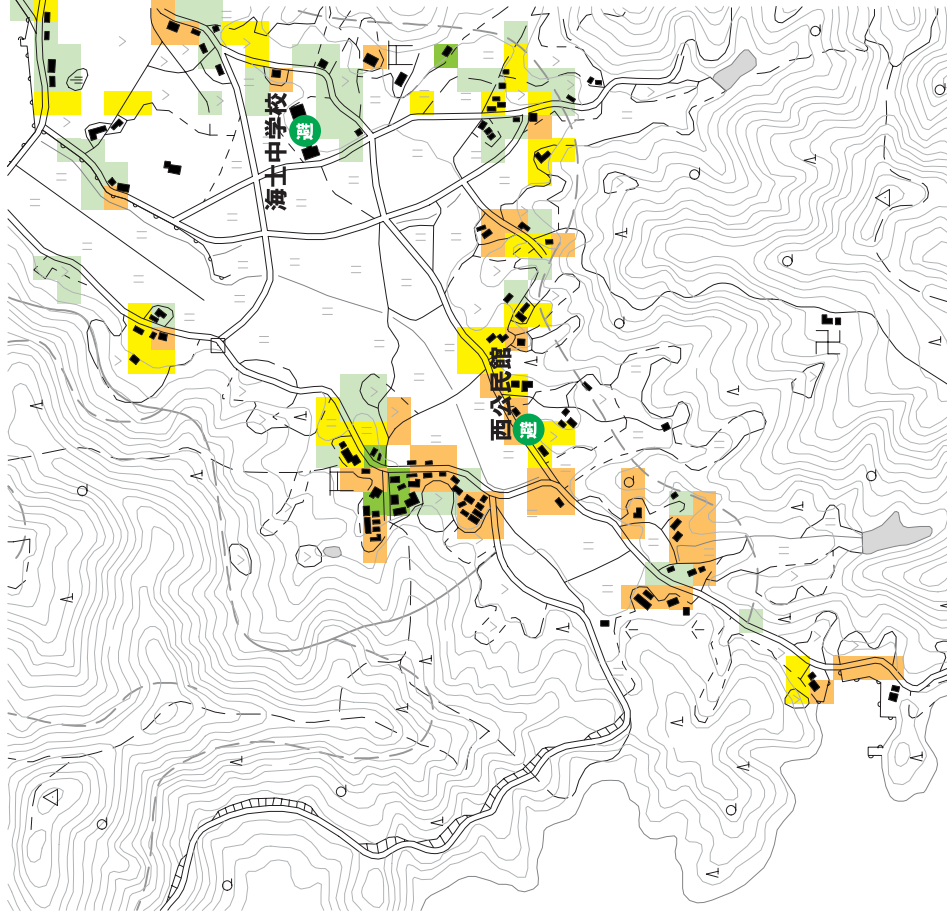
【50mメッシュ別建物被害危険度】



※震度6弱の揺れが発生した場合に想定される建物被害危険度を、50mメッシュで相対的にあらわしたものです。

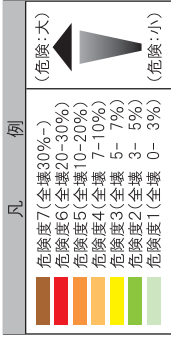
※建物の存在するメッシュのみ着色しています。





避難場所

【50mメッシュ別建物被害危険度】



※震度6弱の揺れが発生した場合に想定される建物被害危険度を、50mメッシュで相対的にあらわしたものです。

※建物の存在するメッシュのみ着色しています。

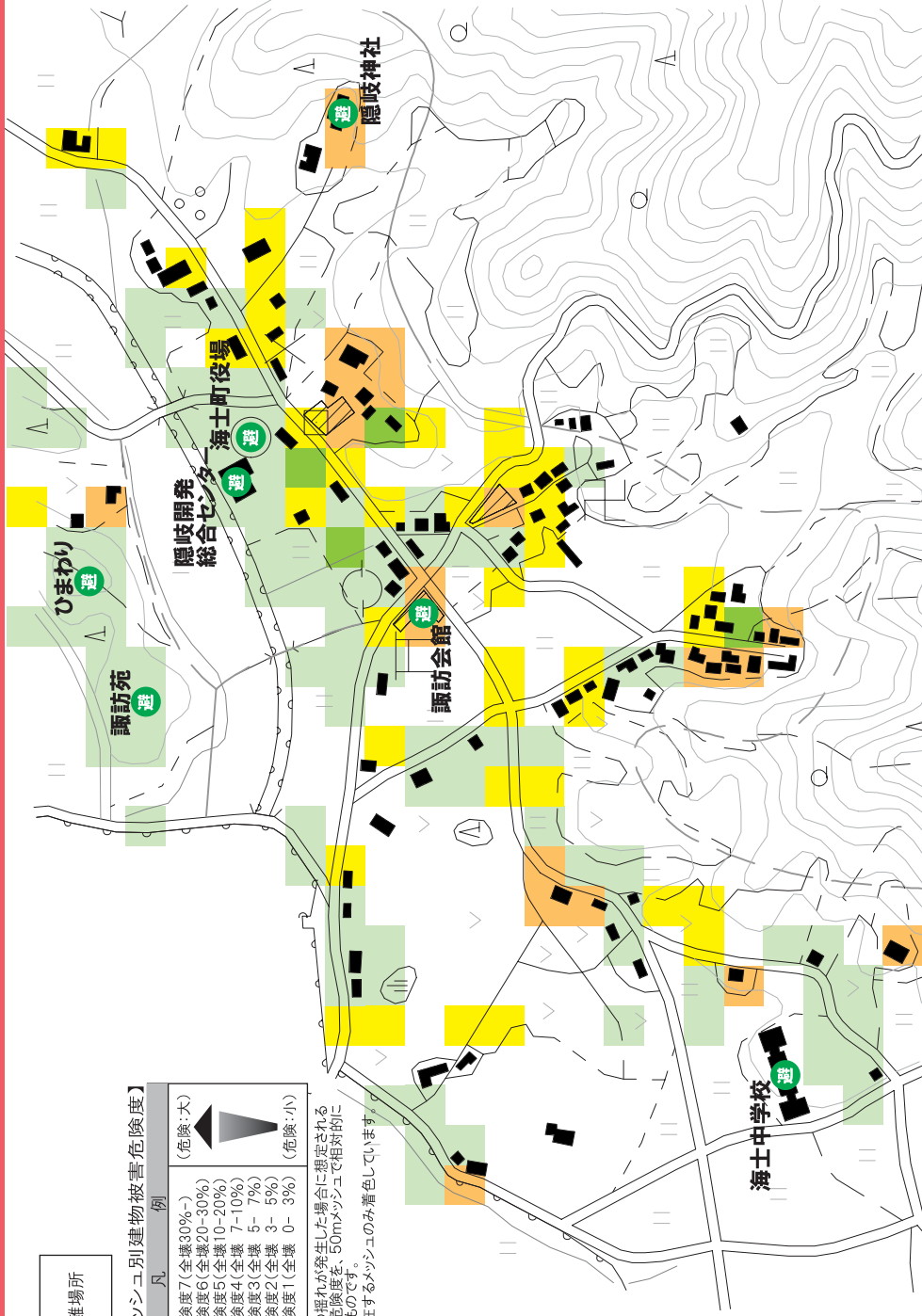


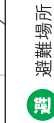
【50mメッシュ別建物被害危険度】

凡 例	
危険度7(全壊30%-)	(危険:大)
危険度6(全壊20-30%)	
危険度5(全壊10-20%)	
危険度4(全壊7-10%)	
危険度3(全壊5-7%)	
危険度2(全壊3-5%)	
危険度1(全壊0-3%)	(危険:小)

※震度6弱の揺れが発生した場合に想定される建物被害危険度を、50mメッシュで相対的にあらわしたものです。

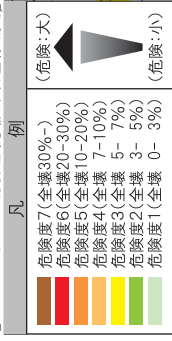
※建物の存在するメッシュのみ着色しています。





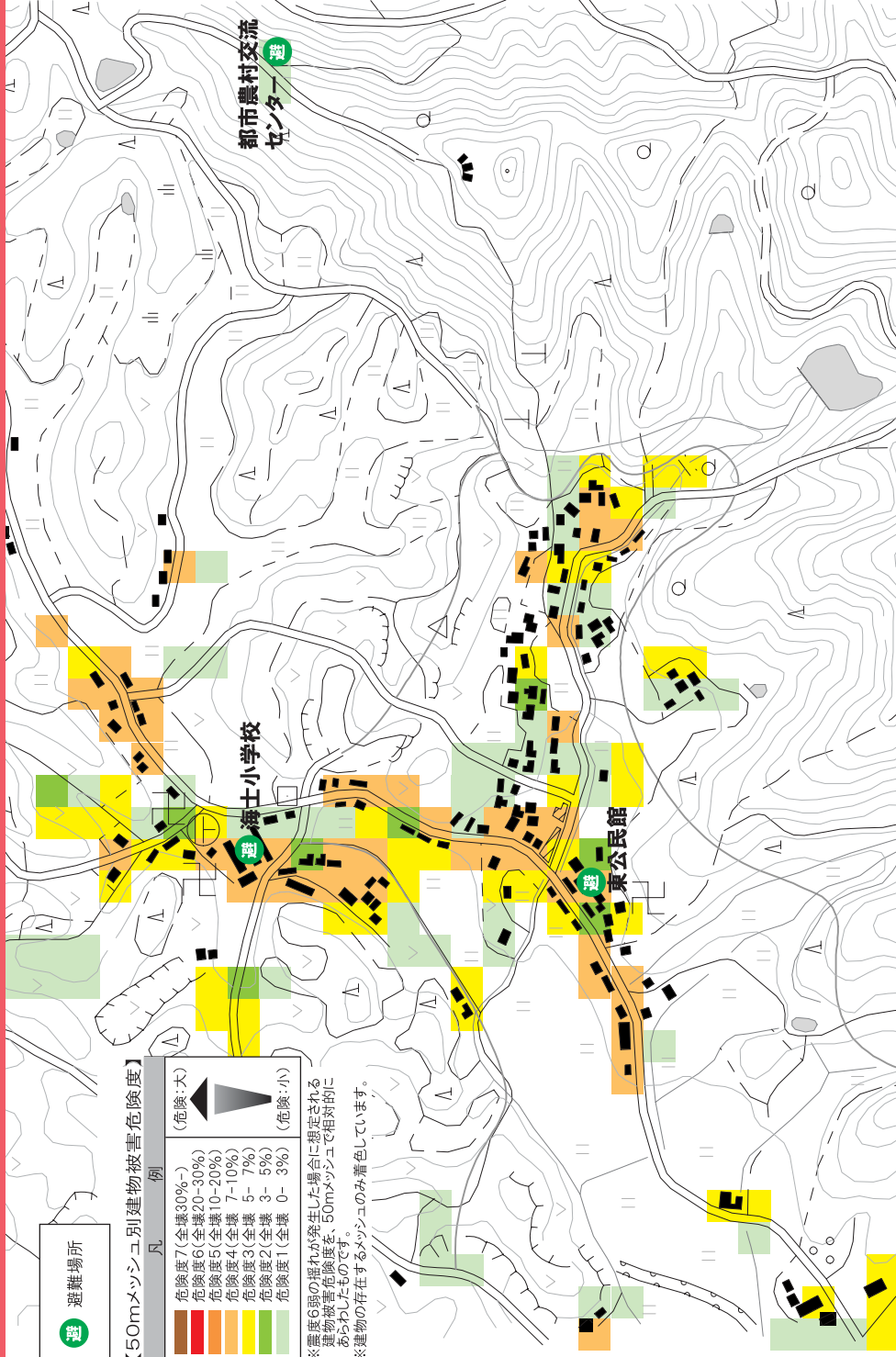
避難場所

【50mメッシュ別建物被害危険度】



※震度6弱の揺れが発生した場合に想定される建物被害危険度を、50mメッシュで相対的にあらわしたものです。

※建物の存在するメッシュのみ着色しています。





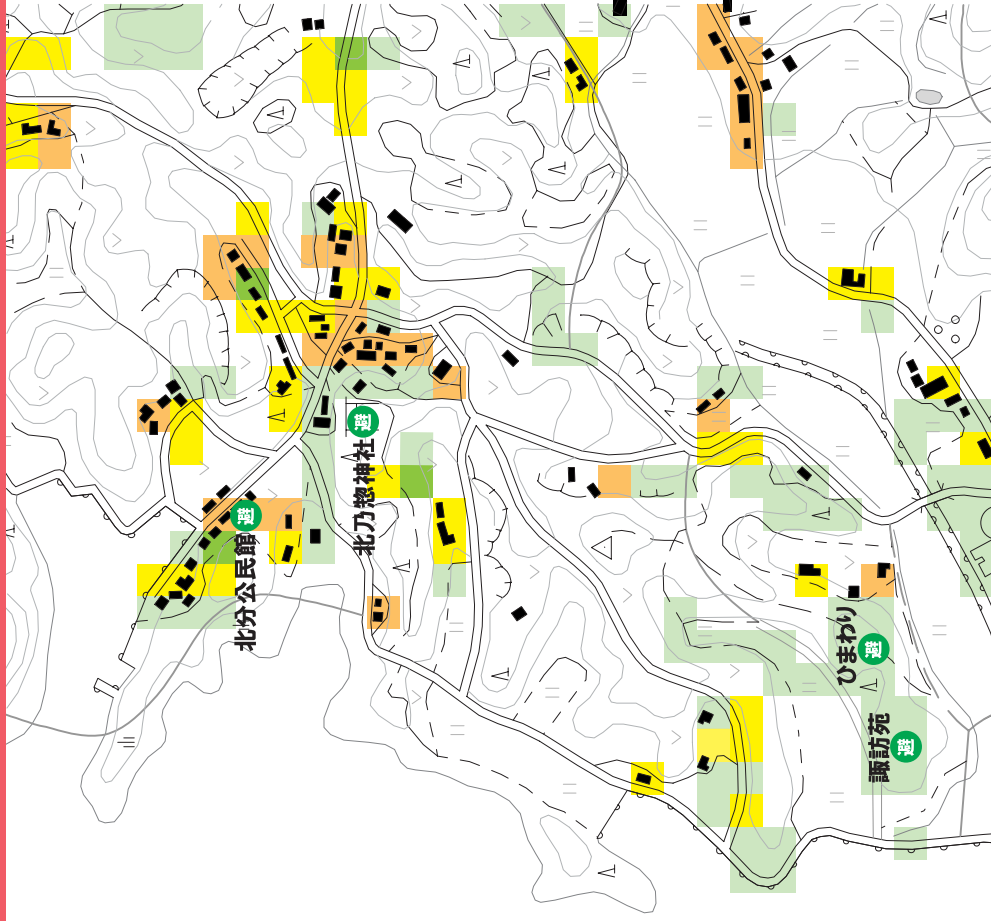
避難場所

【50mメッシュ別建物被害危険度】

凡 例	
危険度7(全壊30%-)	(危険:大)
危険度6(全壊20-30%)	
危険度5(全壊10-20%)	
危険度4(全壊7-10%)	
危険度3(全壊5-7%)	
危険度2(全壊3-5%)	
危険度1(全壊0-3%)	(危険:小)

※震度6弱の揺れが発生した場合に想定される建物被害危険度を、50mメッシュで相対的にあらわしたものです。

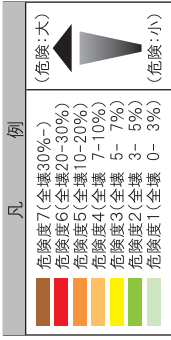
※建物の存在するメッシュのみ着色しています。



避難場所

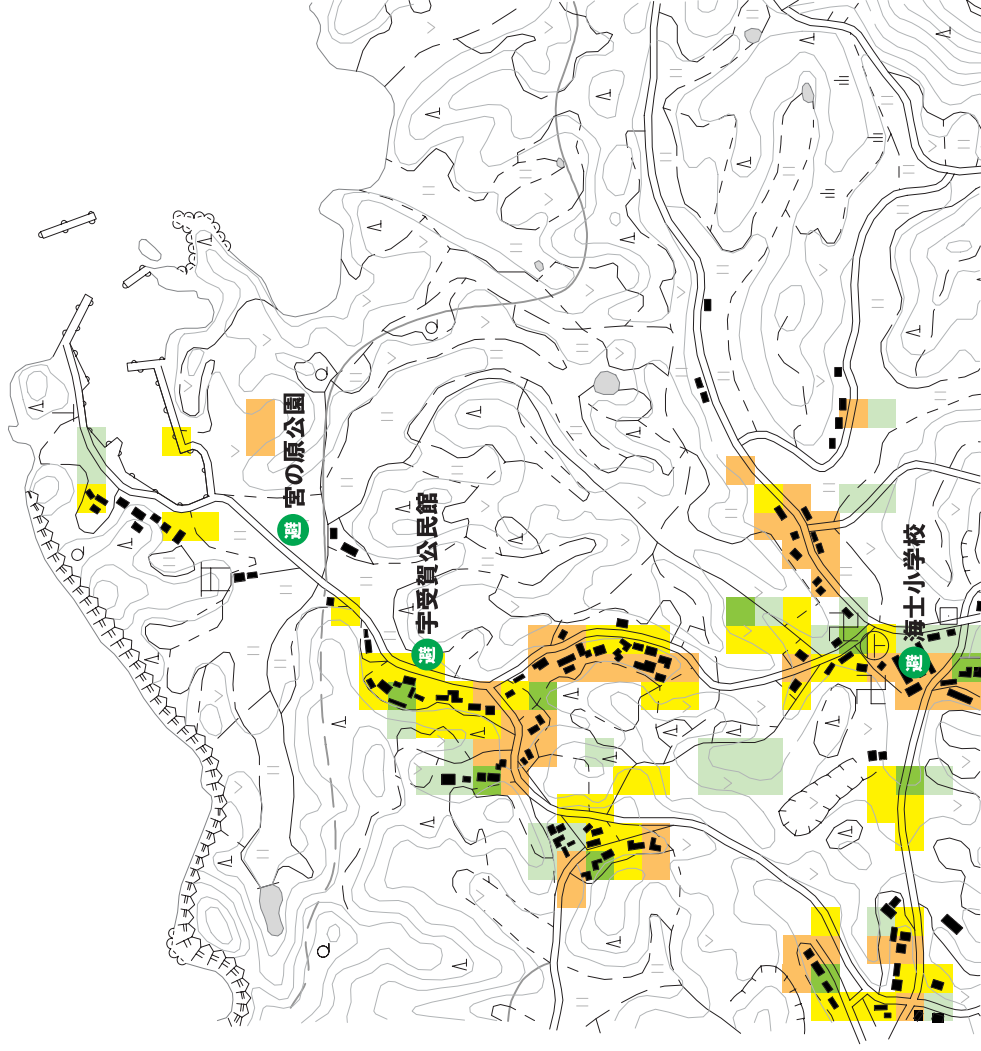


【50mメッシュ別建物被害危険度】



※震度6弱の揺れが発生した場合に想定される建物被害危険度を、50mメッシュで相対的にあらわしたものです。

※建物の存在するメッシュのみ着色しています。



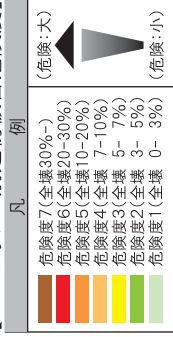
海士町 地震防災マップ

地域の危険度

豊田地区

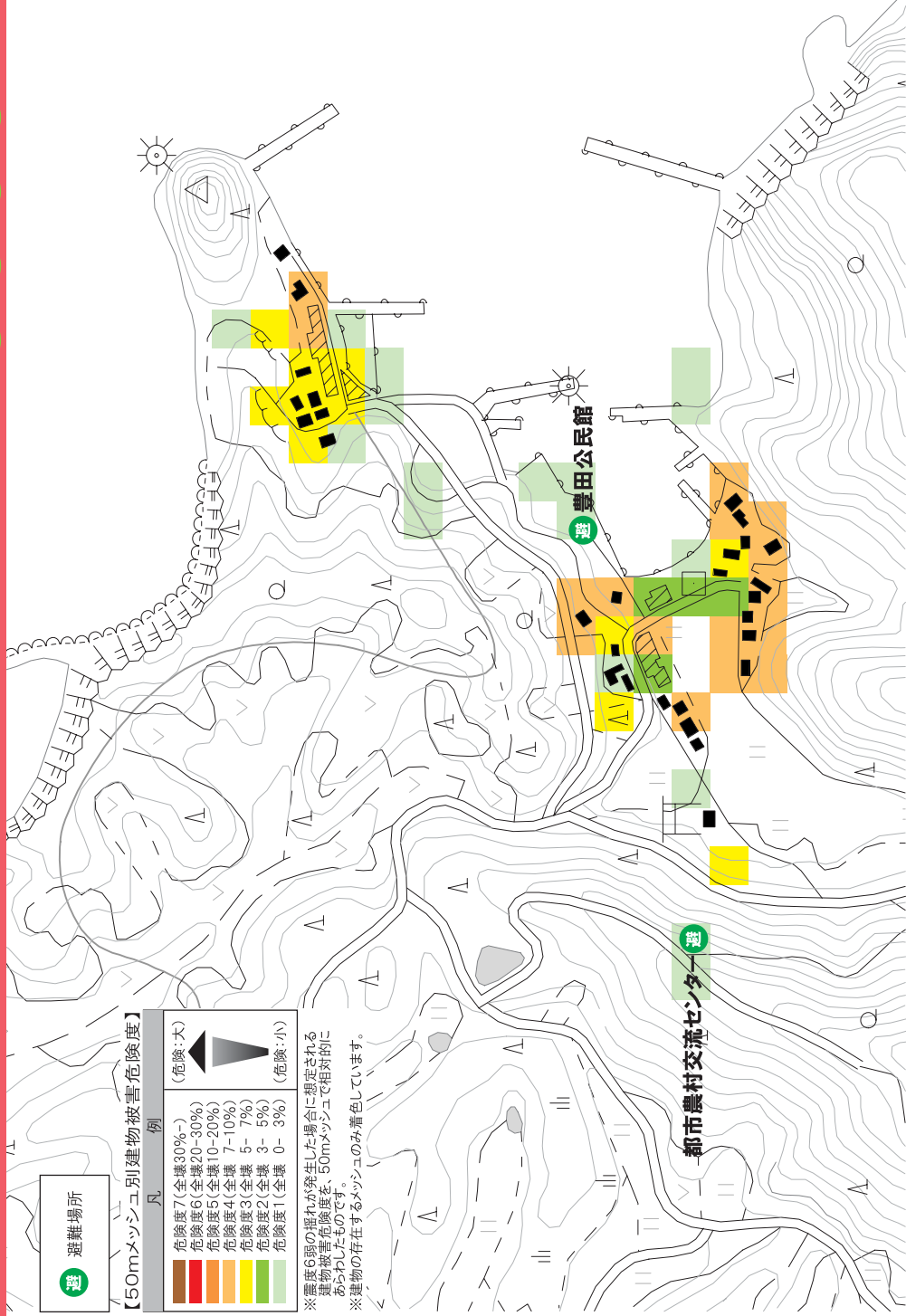


【50mメッシュ別建物被害危険度】



※震度6弱の揺れが発生した場合に想定される建物被害危険度を、50mメッシュで相対的にあらわしたものです。

※建物の存在するメッシュのみ着色しています。



避難場所

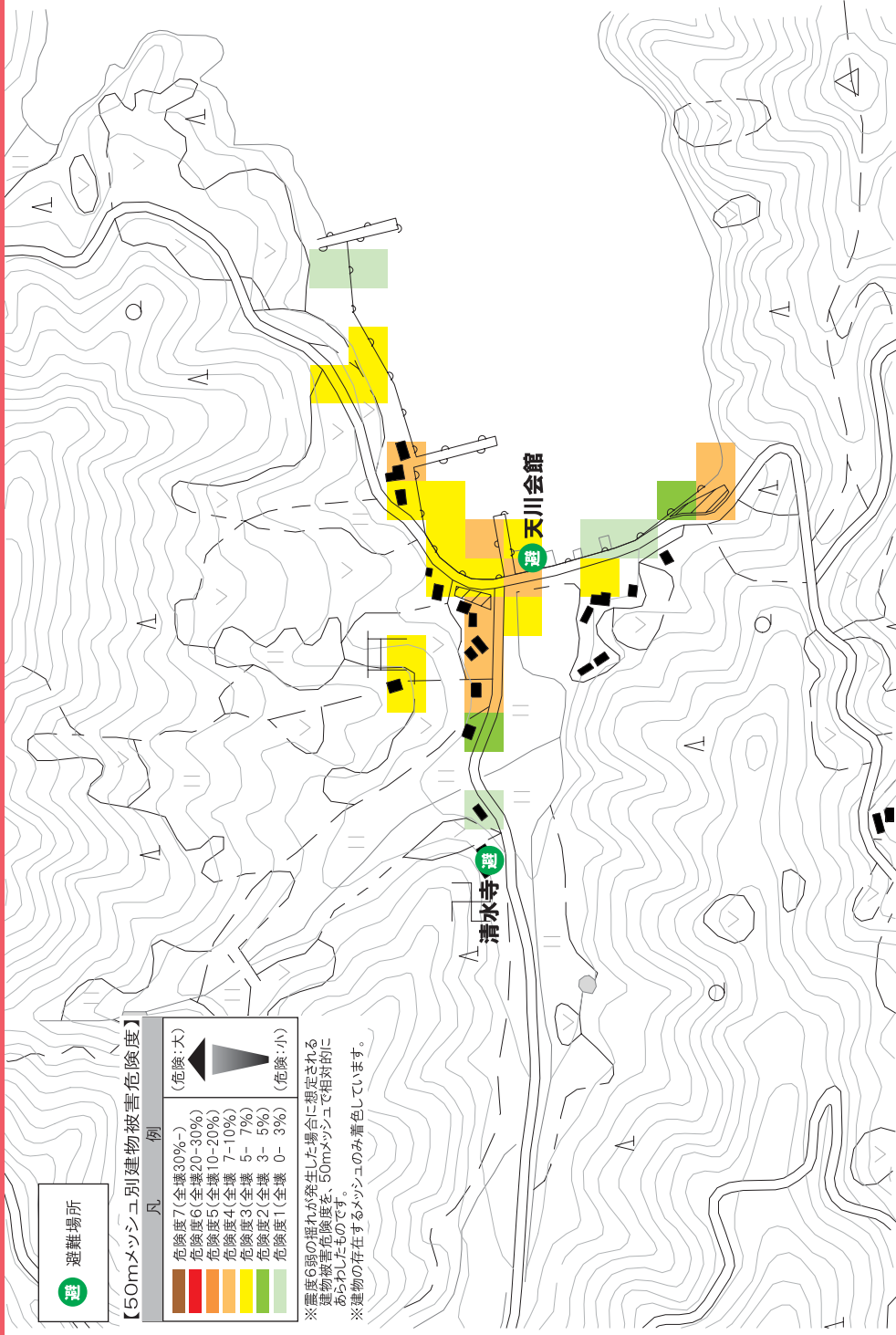
【50mメッシュ別建物被害危険度】

凡 例



※震度6弱の揺れが発生した場合に想定される建物被害危険度を、50mメッシュで相対的にあらわしたものです。

※建物の存在するメッシュのみ着色しています。



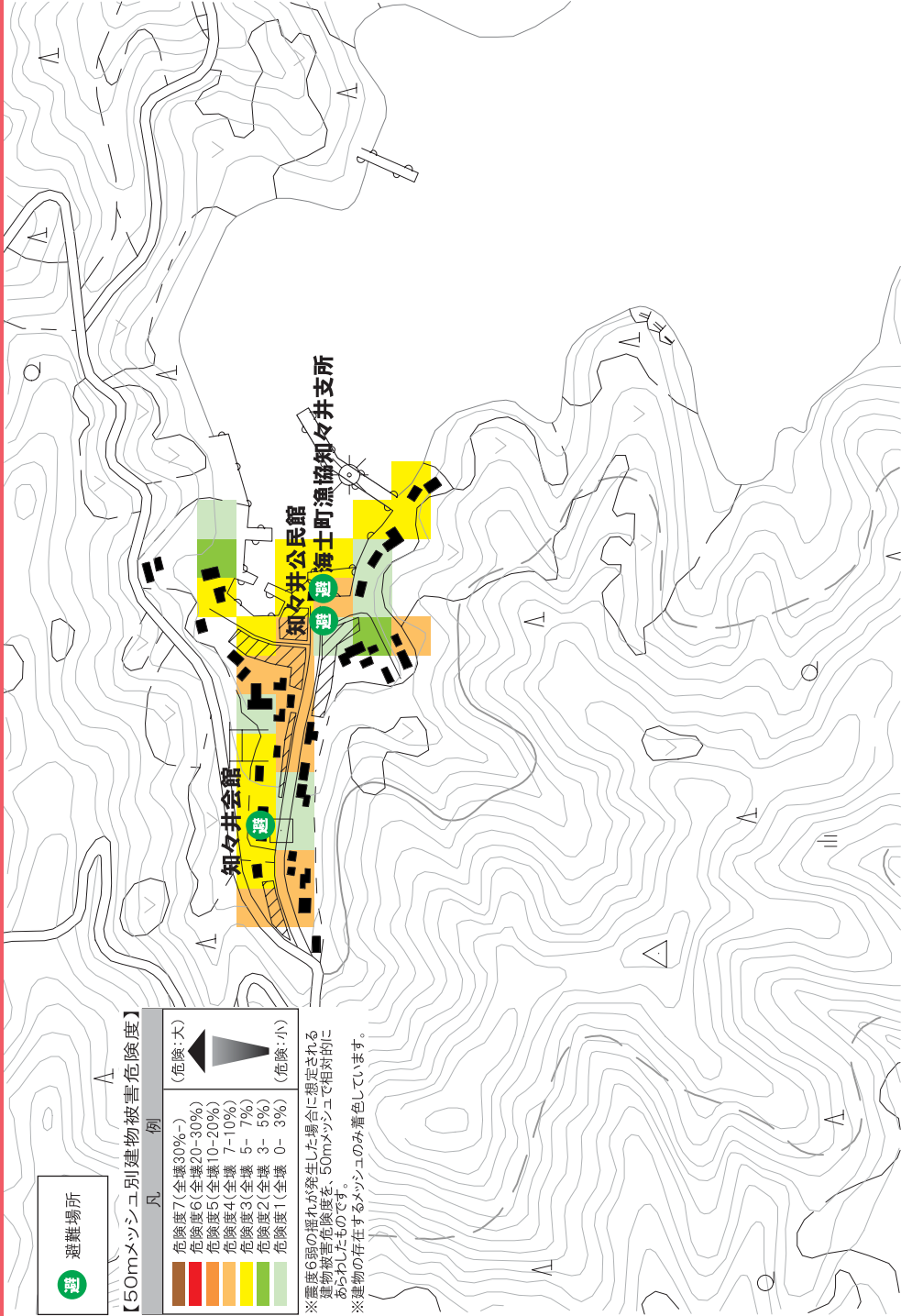


【50mメッシュ別建物被害危険度】

凡 例	
	危険度7(全壊30%~)
	危険度6(全壊20~30%)
	危険度5(全壊10~20%)
	危険度4(全壊7~10%)
	危険度3(全壊5~7%)
	危険度2(全壊3~5%)
	危険度1(全壊0~3%)
	(危険:大)
	(危険:小)

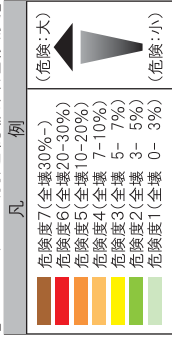
※震度6弱の揺れが発生した場合に想定される建物被害危険度を、50mメッシュで相対的にあらわしたものです。

※建物の存在するメッシュのみ着色しています。



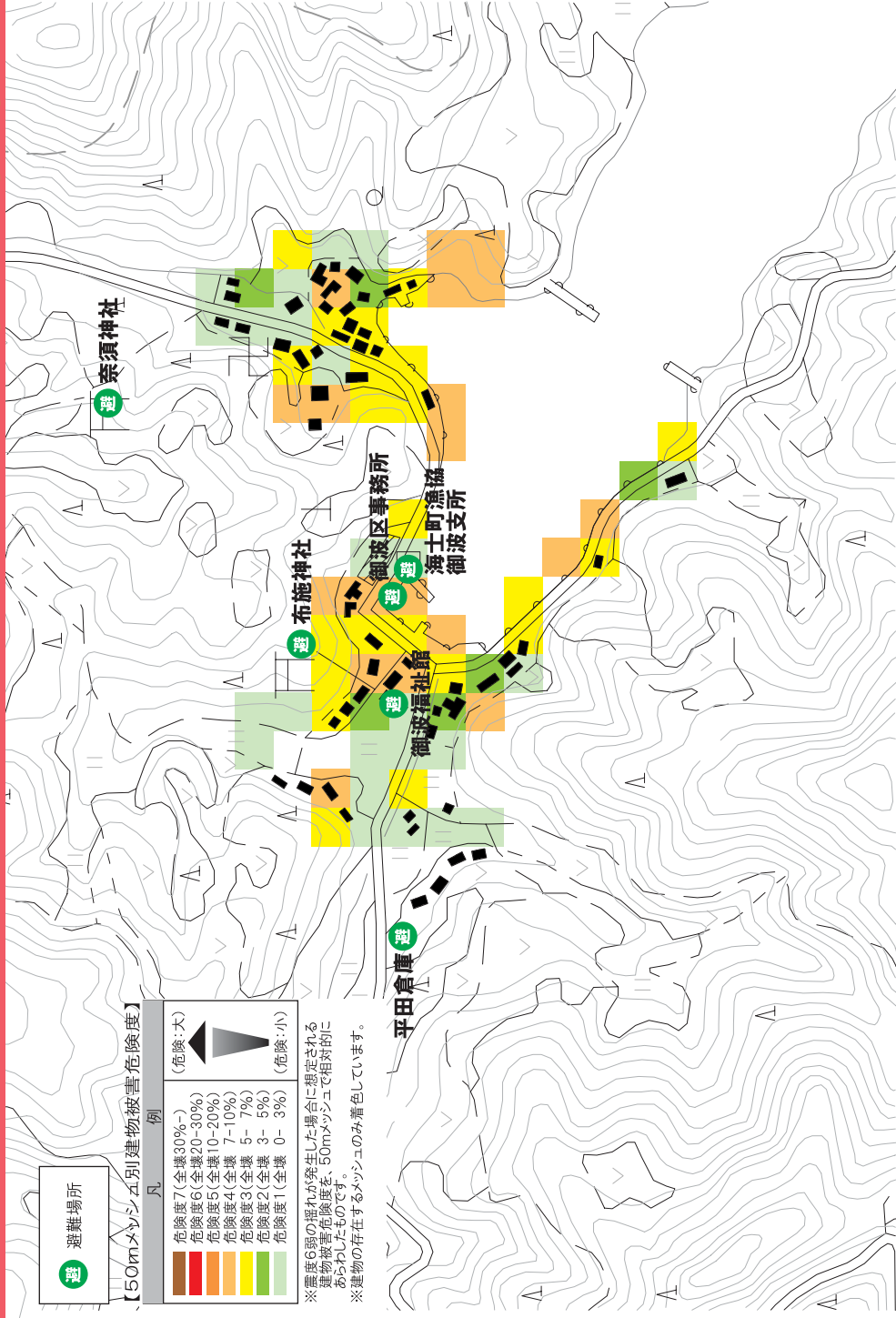


【50mメッシュ別建物被害危険度】



※震度6弱の揺れが発生した場合に想定される建物被害危険度を、50mメッシュで相対的にあらわしたものです。

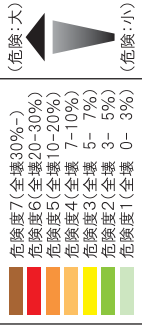
※建物の存在するメッシュのみ着色しています。



避難場所

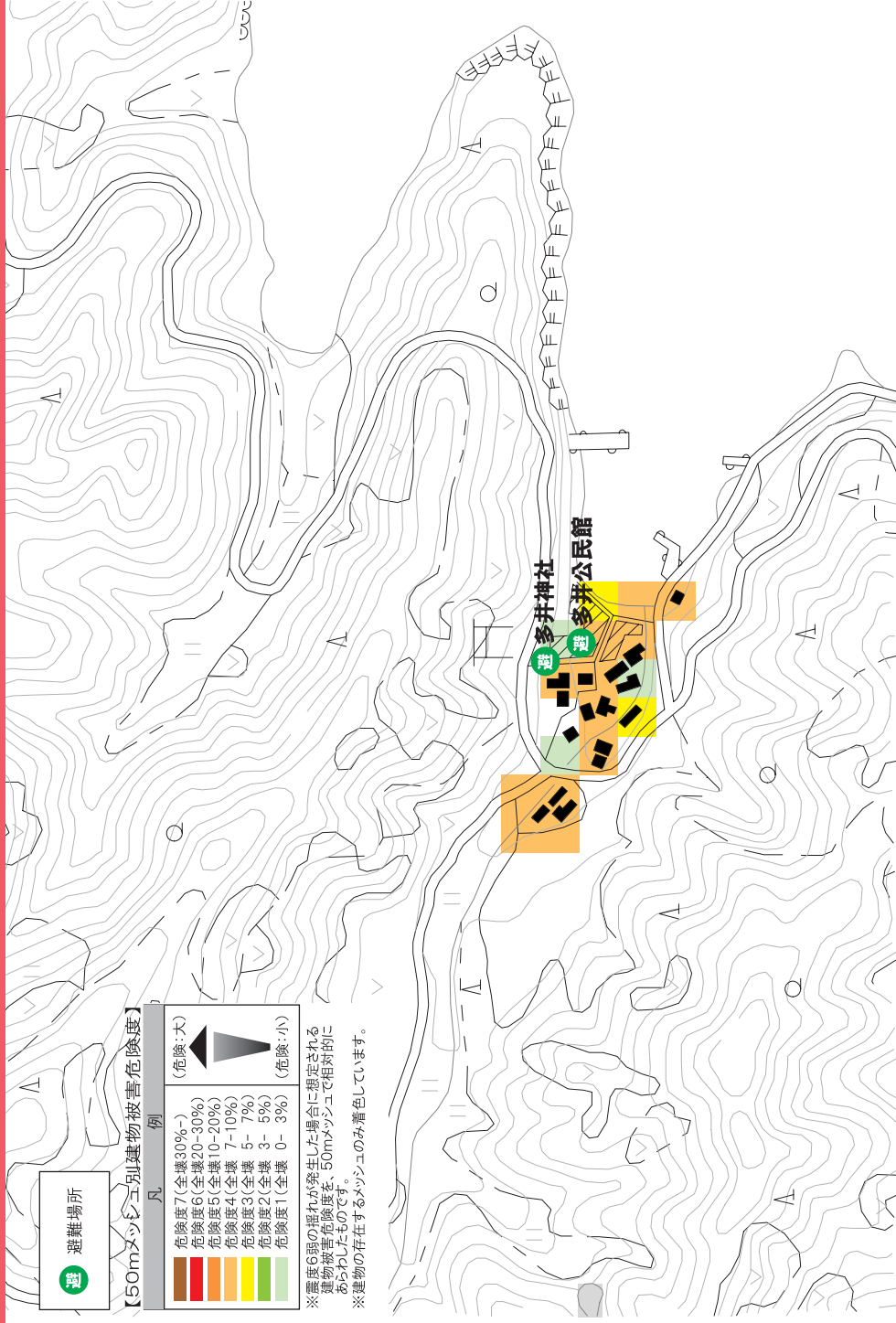
【50mメッシュ別建物被害危険度】

凡 例



※震度6弱の揺れが発生した場合に想定される建物被害危険度を、50mメッシュで相対的にあらわしたものです。

※建物の存在するメッシュのみ着色しています。

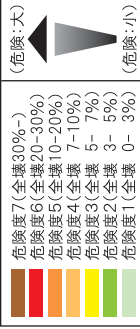


避難場所



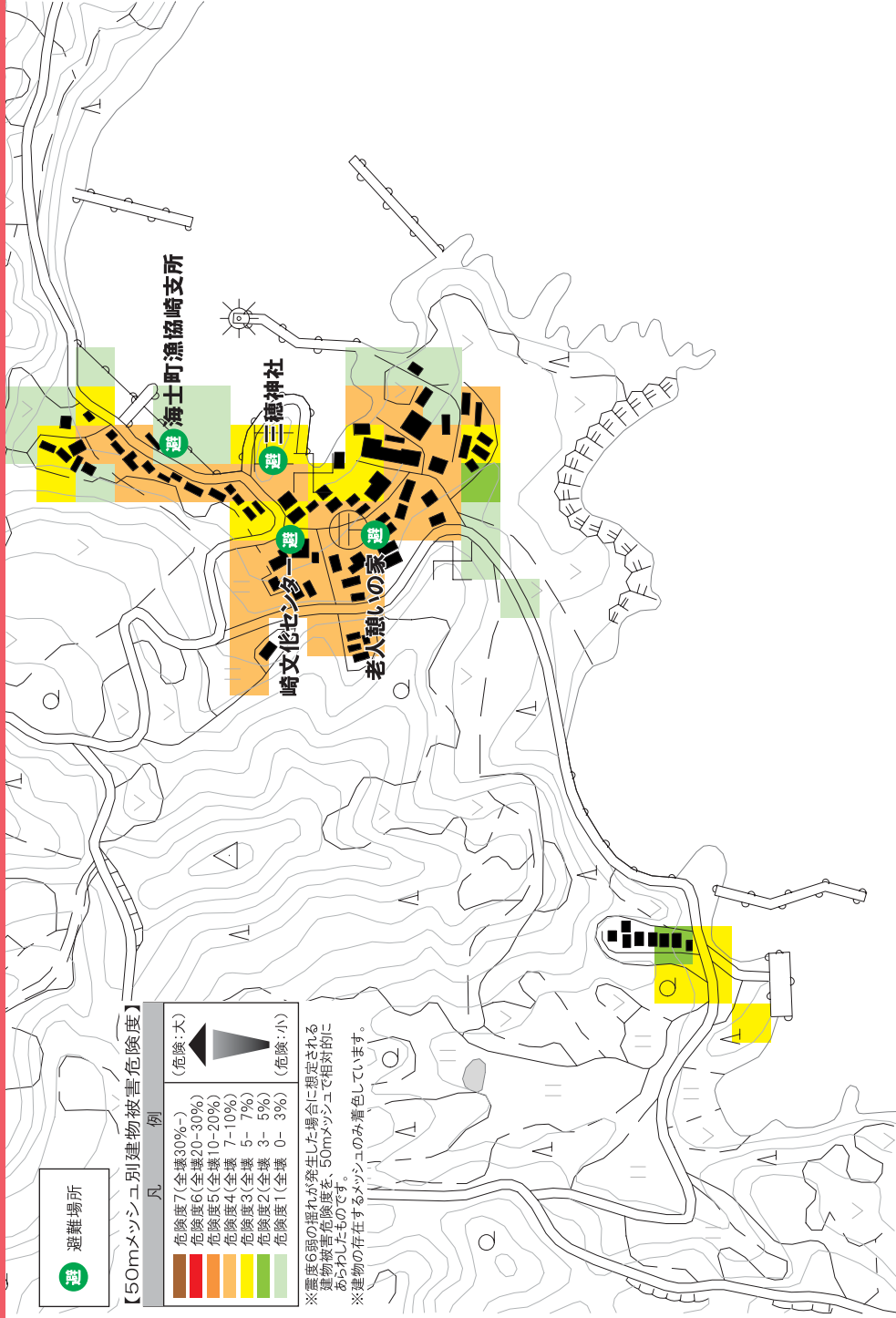
【50mメッシュ別建物被害危険度】

凡 例



※震度6弱の揺れが発生した場合に想定される建物被害危険度を、50mメッシュで相対的にあらわしたものです。

※建物の存在するメッシュのみ着色しています。





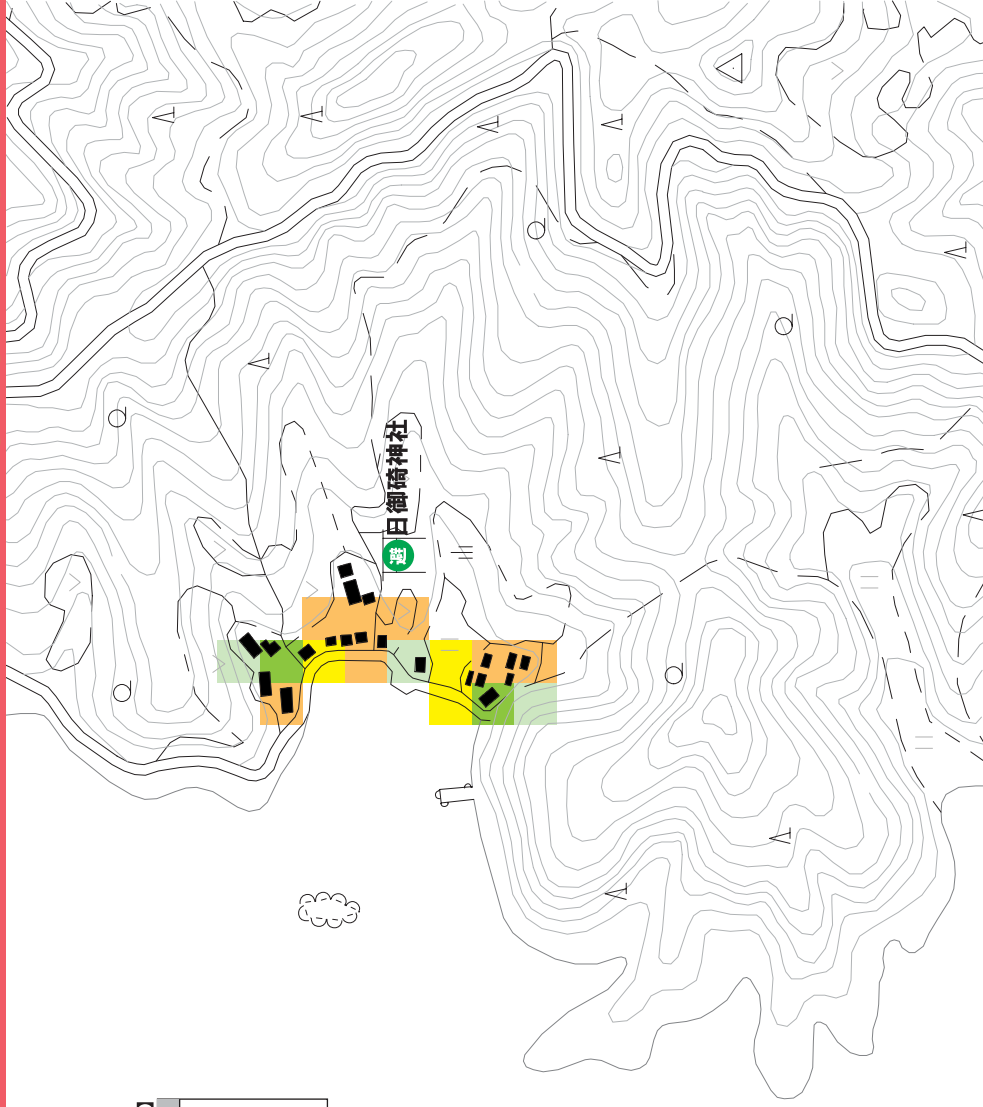
避難場所

【50mメッシュ別建物被害危険度】

凡 例	
	危険度7(全壊30%-)
	危険度6(全壊20-30%)
	危険度5(全壊10-20%)
	危険度4(全壊7-10%)
	危険度3(全壊5-7%)
	危険度2(全壊3-5%)
	危険度1(全壊0-3%)
	(危険:大)
	(危険:小)

※震度6弱の揺れが発生した場合に想定される建物被害危険度を、50mメッシュで相対的にあらわしたものです。

※建物の存在するメッシュのみ着色しています。



参考資料

参考資料①

海士町防災マップ

地区別避難地一覧

No.	地区名	読み方	拡大率	重複地区	避難場所	重複している避難所(地区名)
01	菱浦	ひしうら	350%		マリンポートホテル 菱浦公民館 福井小学校 隠岐島前高等学校 御倉神社	
02	福井	ふくい	450%	西 中里	福井公民館 第二慶照保育園跡地 海士中学校	海士中学校(西・中里)
03	西	にし	250%	福井 中里	西公民館 海士中学校	海士中学校(福井・中里)
04	中里	なかざと	450%	西 北分 東	海士中学校 諏訪会館 隠岐開発総合センター 役場 ひまわり 諏訪苑 隠岐神社	海士中学校(西・福井) ひまわり(北分) 諏訪苑(北分)
05	東	ひがし	370%	西 北分 宇受賀	東公民館 海士小学校 都市農村交流センター	海士小学校(宇受賀) 都市農村交流センター(豊田)
06	北分	きたぶ	350%	中里 東 宇受賀	北部公民館 北乃惣神社 ひまわり 諏訪苑	ひまわり・諏訪苑(中里)
07	宇受賀	うずか	300%	北分 東	宇受公民館 海士小学校・宮の原公園	海士小学校(東)
08	豊田	とよだ	450%	東	都市農村交流センター 豊田公民館	都市農村交流センター(東)
09	保々見	ほぼみ	450%		清水寺 天川会館	
10	知々井	ちちい	450%		知々井会館 知々井公民館 海士町漁協知々井支所	
11	御波	みなみ	450%		御波福祉館 布施神社 海士町漁協御波支所 御波区事務所 (御波公民館と同一) 奈須神社 平田倉庫	
12	多井	おおい	450%		多井公民館	
13	崎	さき	450%		海士町漁協崎支所 三穂神社 崎文化センター 老人憩いの家	
14	日須賀	ひすか	450%		日須賀会館 日御碕神社	

菱浦区防災マップ

県道（物資輸送道路）

避難場所

(マリンポート海士・菱浦公民館
隠岐島前高等学校・福井小学校
御倉神社)

火災 洪水 高潮 津波 地震 崩落（土砂崩れ）

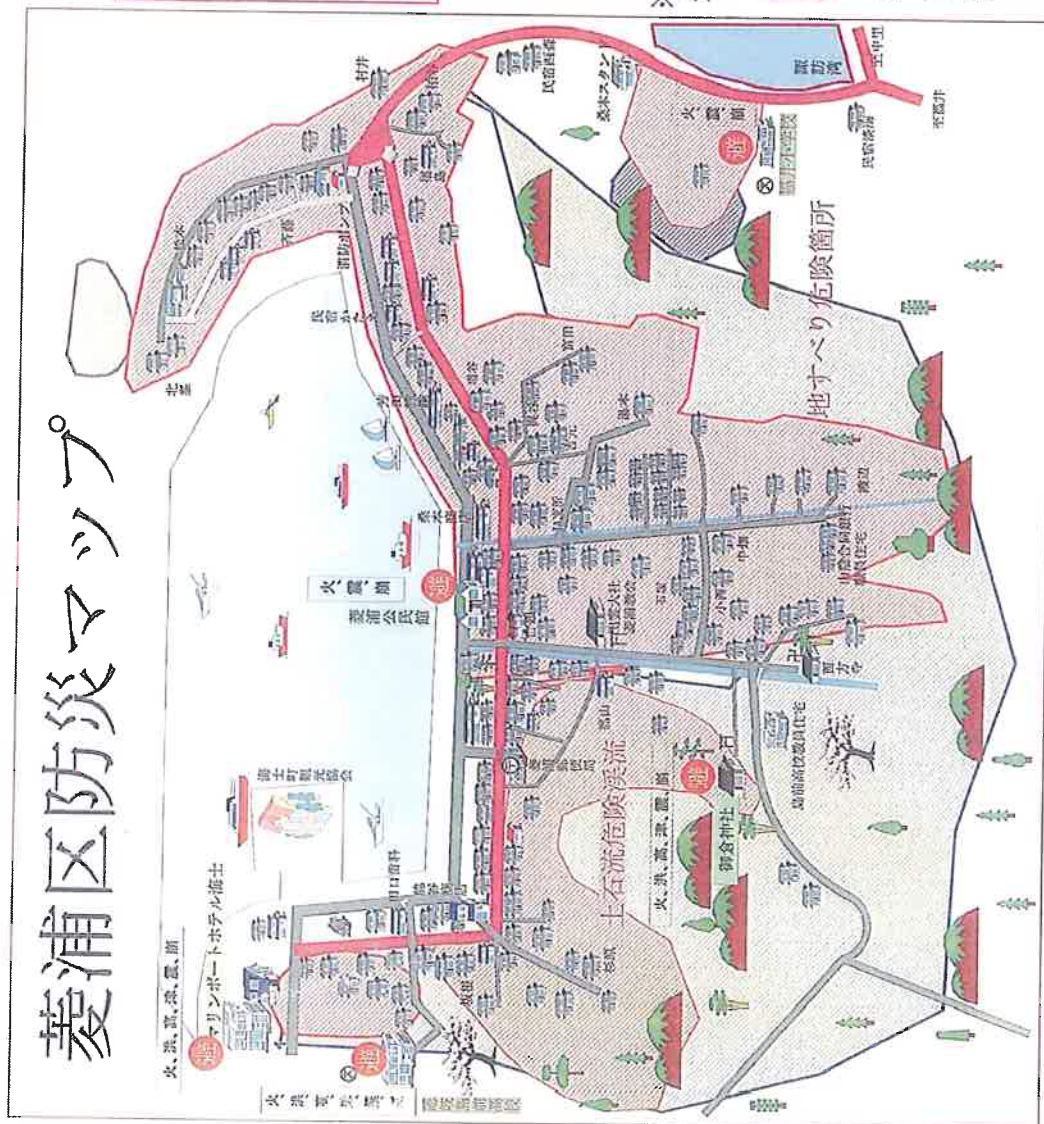
土石流危険渓流
急傾斜地崩壊危険箇所

地すべり危険箇所

※ この表示は島根県が調査し、危険箇所と指定した区域です。

緊急連絡先

海士町役場 電話 2-0111
隠岐島前消防署 電話 119
浦郷警察署 電話 6-0121



福井区防災マップ

県道

避難場所

540
(福井公民館・第二慶照保育園)
(海士中学校)

火災 火災
洪水 洪水
高潮 高潮
津波 津波
地震 地震
崩壊 (土砂崩れ)

土石流危険渓流

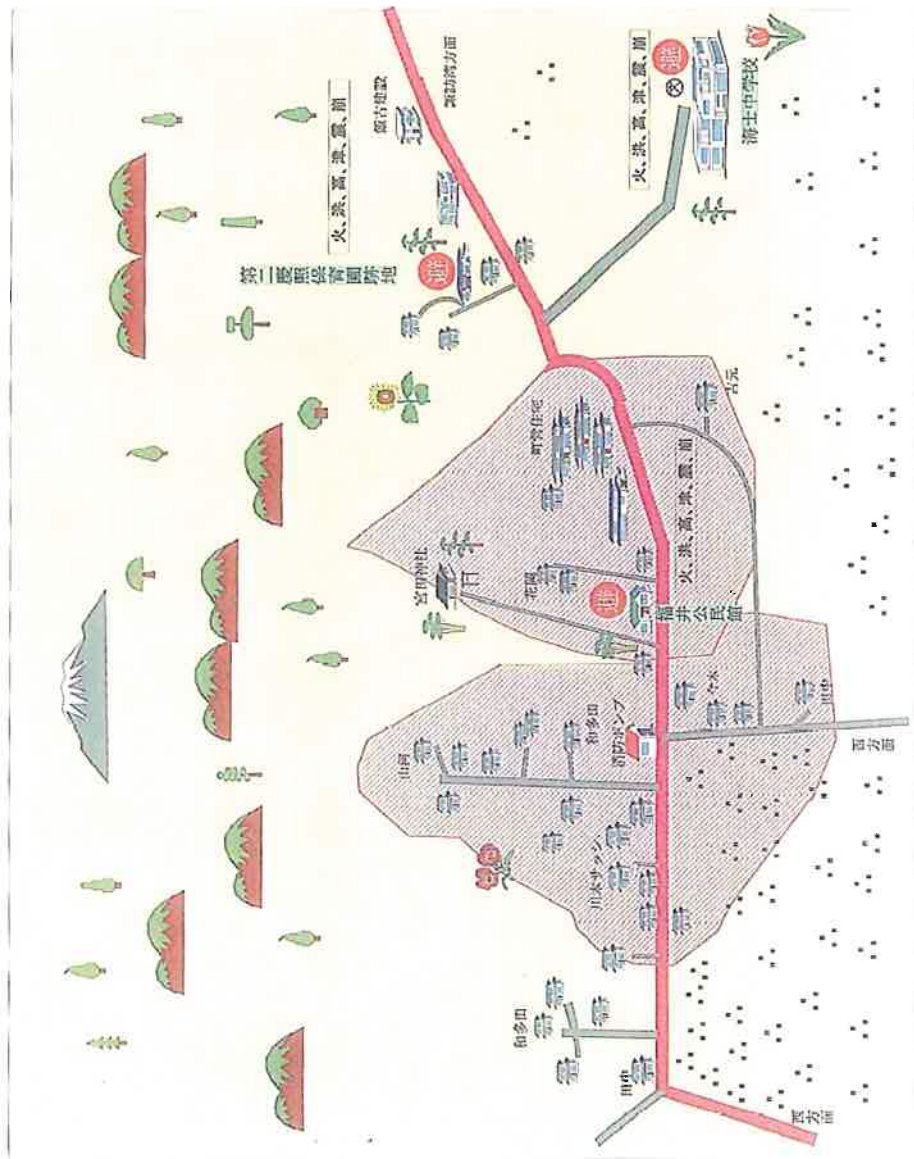
急傾斜地崩壊危険箇所

地すべり危険箇所

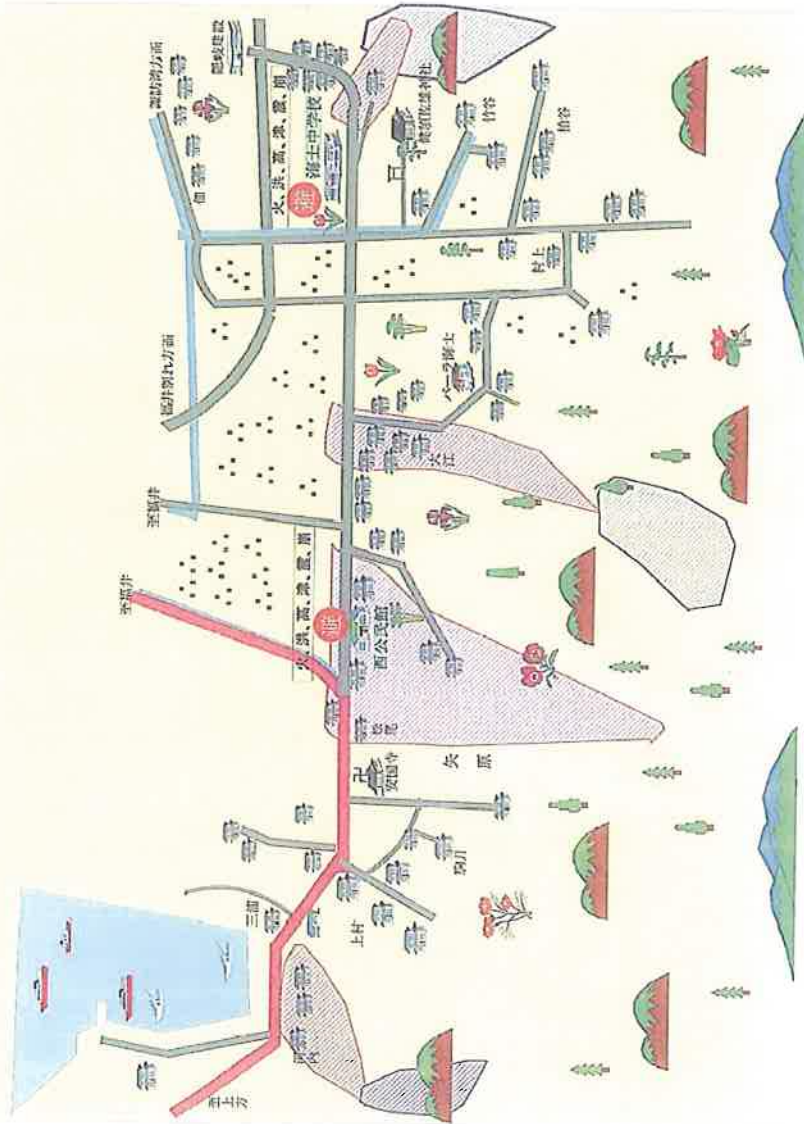
※ この表示は島根県が調査し、
危険箇所と指定した区域です。

緊急連絡先

海士町役場 電話 2-0111
隠岐島消防署 電話 119
浦郷警察署 電話 6-0121



西区防災マップ



県道 (物資輸送路)

避難場所	
(西公民館・海士中学校)	
火災	火災
洪水	洪水
高潮	高潮
津波	津波
地震	地震
崩壊	崩壊 (土砂崩れ)

土石流危険渓流
急傾斜地崩壊危険箇所
地すべり危険箇所

※この表示は島根県が調査し、危険箇所と指定した区域です。

緊急連絡先

海士町役場 電話 2-0111
隠岐島消防署 電話 119
浦郷警察署 電話 6-0121

— 県道 (物資輸送路) —

中里区防災マップ

避難場所 (たきや)

海士中学校・諏訪会館・
隠岐開発総合センター・役場
ひまわり・諏訪苑

火災	洪水	高潮	津波	地震	崩壊
火災	洪水	高潮	津波	地震	崩壊

土石流危険渓流
急傾斜地崩壊危険箇所
地すべり危険箇所

※ この表示は島根県が調査し、危険箇所と指定した区域です。

緊急連絡先

海士町役場 電話 2-0111
隠岐島消防署 電話 119
浦郷警察署 電話 6-0121



東区防災マップ

県道 (物資輸送道路)

避難場所

(東公民館・海士小学校・
都市農村交流センター)

火災
洪水
高潮
津波
地震
崩壊 (土砂崩れ)

土石流危険渓流

急傾斜崩壊危険箇所

地すべり危険箇所

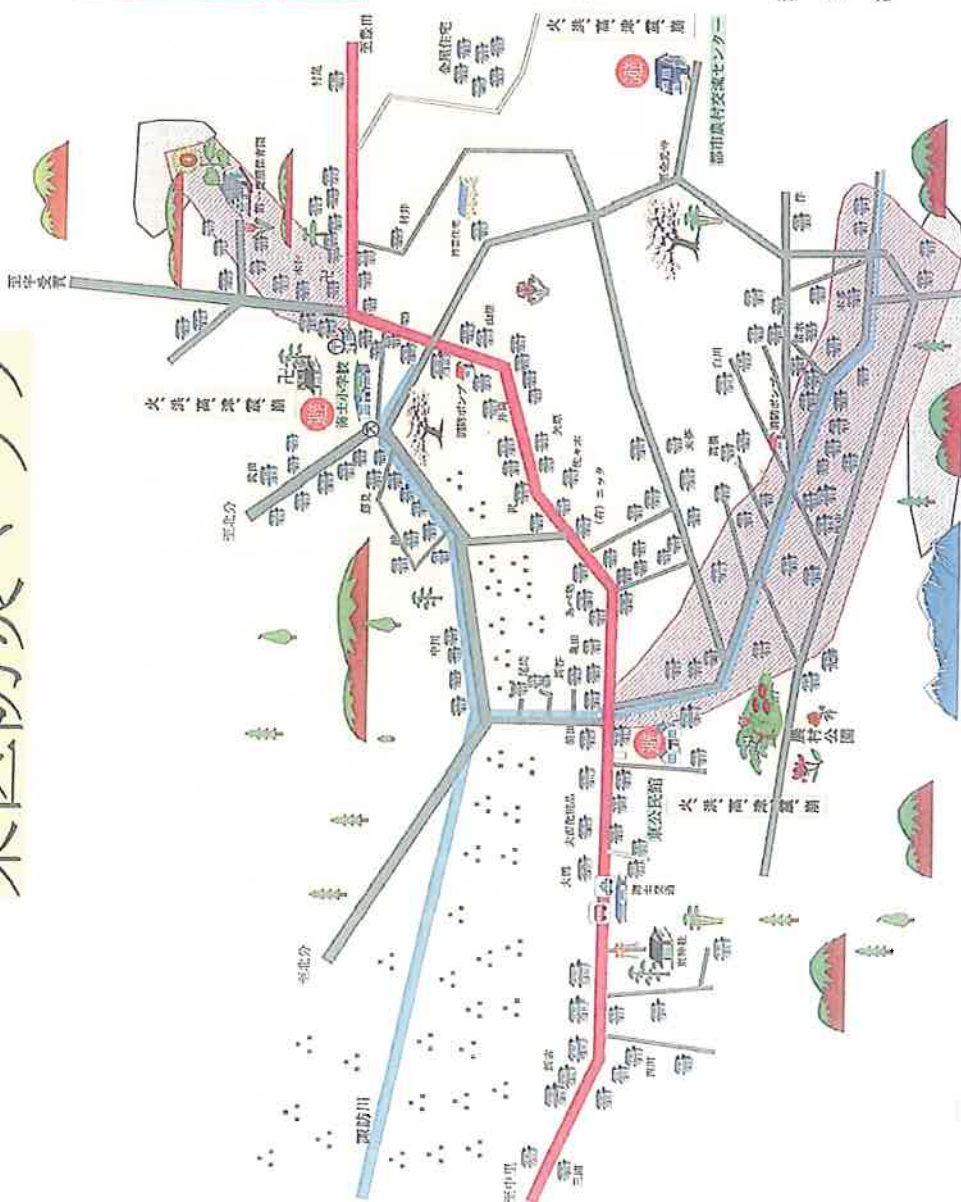
※この表示は鳥取県が調査し、
危険箇所と指定した区域です。

緊急連絡先

海士町役場 電話 2-0111

隠岐島消防署 電話 119

浦郷警察署 電話 6-0121



北分區防災マップ

避難場所
(北分公民館・北乃惣神社)
ひまわり・諏訪宛)

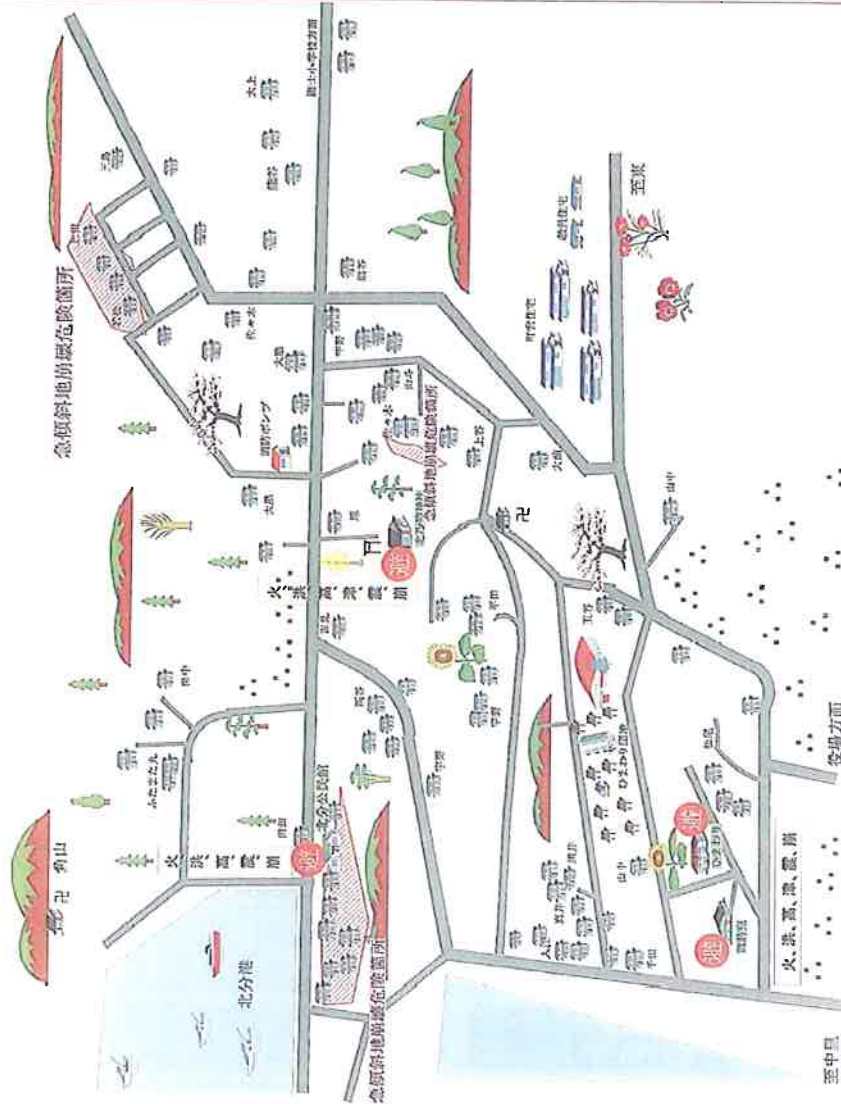
火災
洪水
高津
津波
地震
崩壊 (土砂崩れ)

土石流危険渓流
急傾斜地崩壊危険箇所
地すべり危険箇所

※ この表示は島根県が調査し、危険箇所として指定した区域です。

緊急連絡先

海士町役場 電話 2-0111
隠岐島消防署 電話 119
消防警察署 電話 6-0121



宇受賀区防災マップ

避難場所

- ・宇受賀公民館
- ・海士小学校
- ・宮の原公園

火災 洪水 高潮 津波 地震 崩壊 (土砂崩れ)

- 土石流危険渓流
- 急傾斜地崩壊危険箇所
- 地すべり危険箇所

※この表示は島根県が調査し、危険箇所として指定した区域です。

緊急連絡先

海士町役場 電話 2-0111
 隠岐島消防署 電話 119
 浦郷警察署 電話 6-0121



豊田区防災マップ

県道 (物資輸送路)

避難場所
(都市農村交流センター・豊田公民館)

火	火災
洪	洪水
高	高潮
津	津波
震	地震
崩	崩壊 (土砂崩れ)

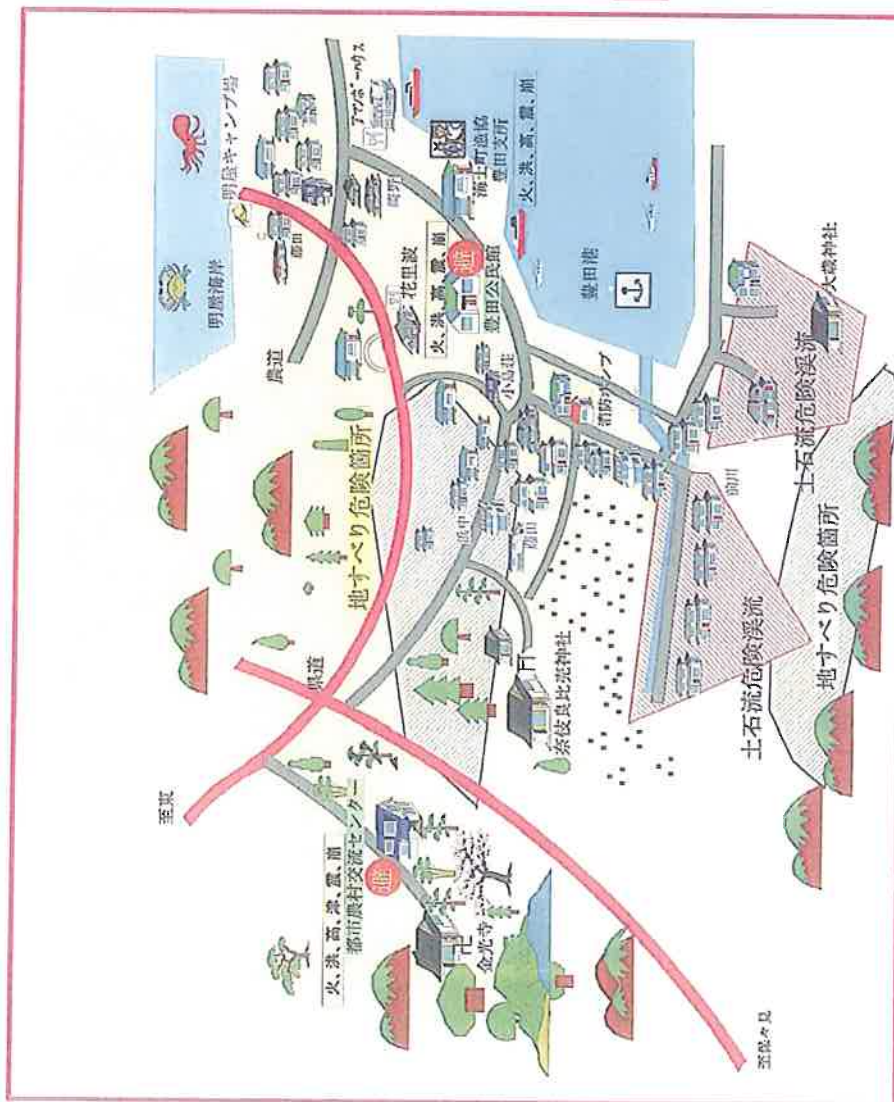
土石流危険渓流
(南側斜面)

地すべり危険箇所
(北側斜面) (南側斜面)

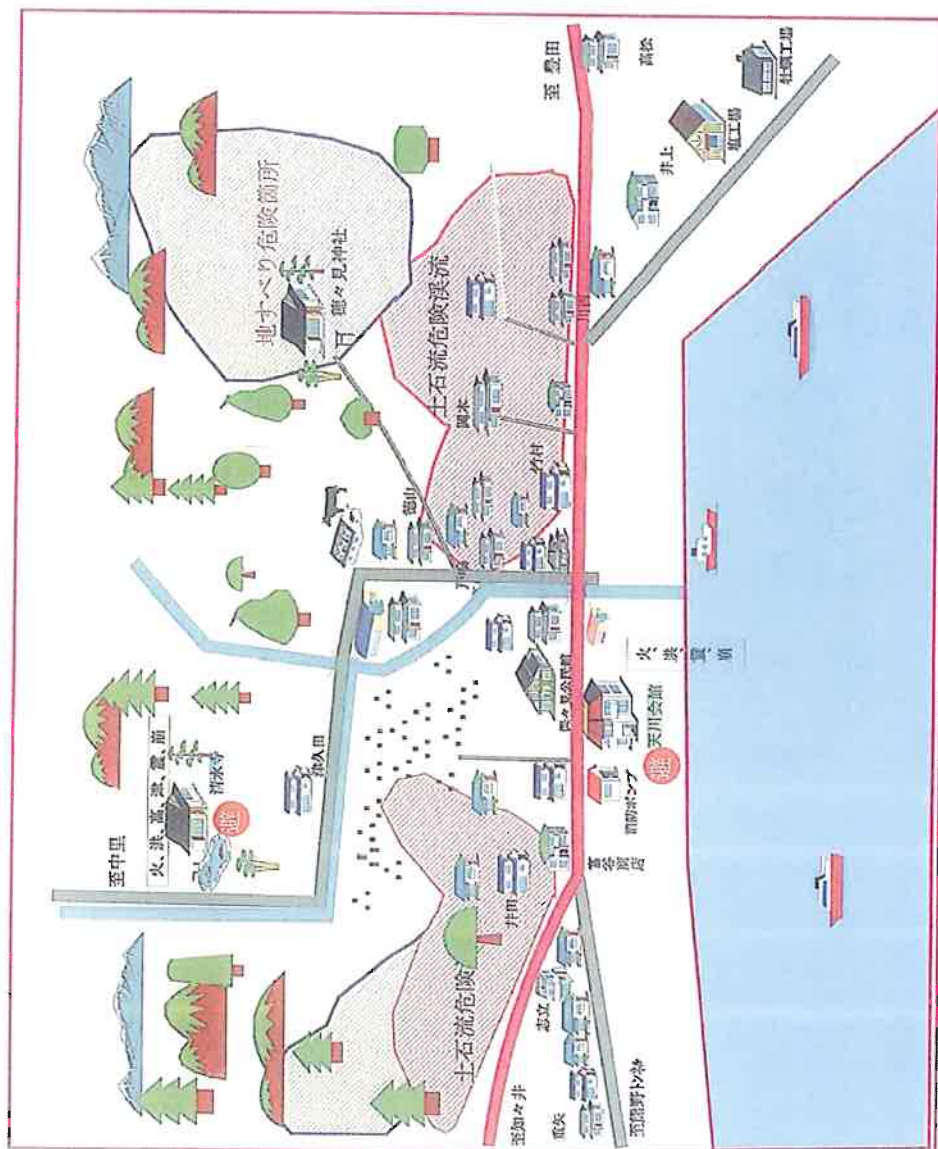
※ この表示は島根県が調査し、危険箇所と指定した区域です。

緊急連絡先

海士町役場 電話 2-0111
隠岐島消防署 電話 119
浦郷警察署 電話 6-0121



保々見区防災マップ



果道 (物資輸送路)

避難場所

清水寺・天川会館

火災	洪水	高潮	津波	地震	崩落
—	—	—	—	—	—

土石流危険溪流

急傾斜地崩壊危険箇所

地すべり危険箇所

※ この表示は島根県が調査し、危険箇所と指定した区域です。

緊急連絡先

海士町役場 電話 2-0111

補郷警察署 電話 6-0121

隱岐島消防署 電話 119

知々井区防災マップ

県道 (物資輸送路)

避難場所
 (知々井会館・知々井公民館)
 海士町漁協知々井支所

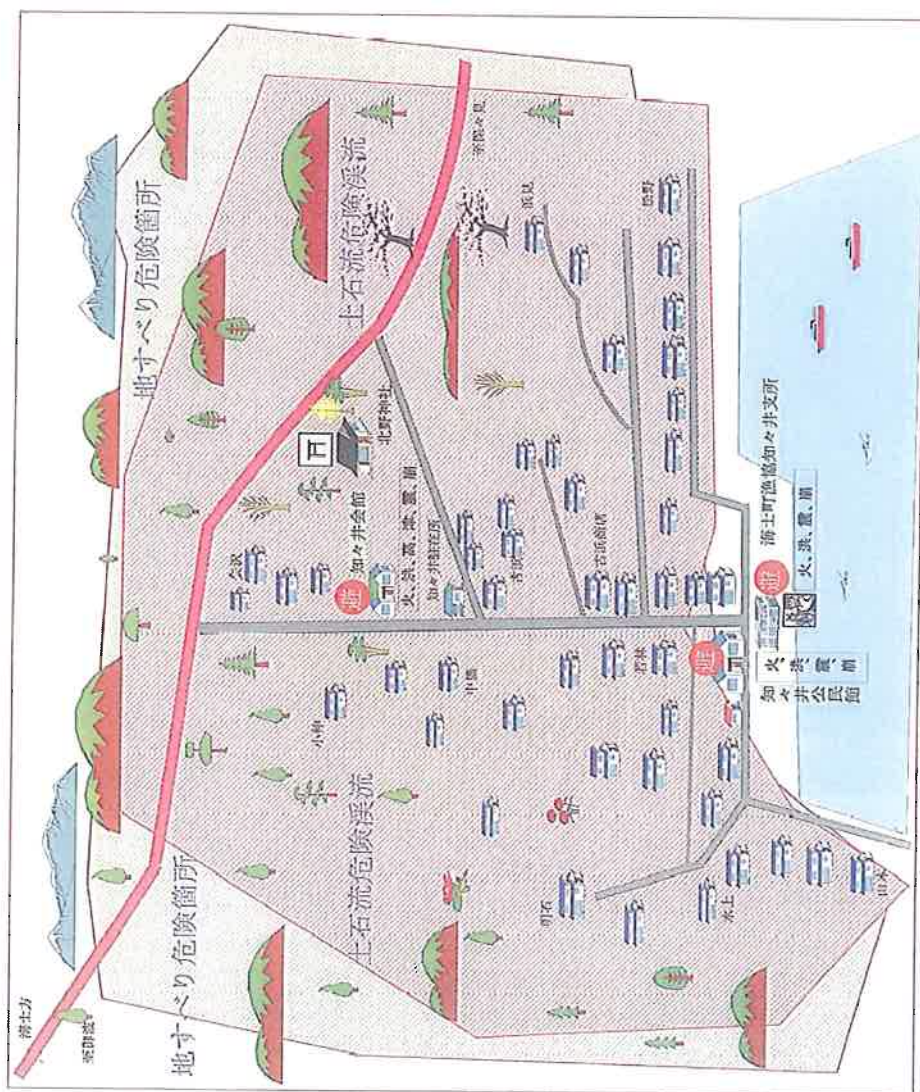
火災	火災
洪水	洪水
高潮	高潮
津波	津波
地震	地震
崩壊 (土砂崩れ)	崩壊 (土砂崩れ)

土石流危険渓流
 急傾斜地崩壊危険箇所
 地すべり危険箇所

※ この表示は島根県が調査し、危険箇所と指定した区域です。

緊急連絡先

海士町役場 電話 2-0111
 隠岐島消防署 電話 119
 浦郷警察署 電話 6-0121



御波区防災マップ

県道 (物資輸送路)

避難場所

御波福祉館・布施神社
御波公民館・奈須神社

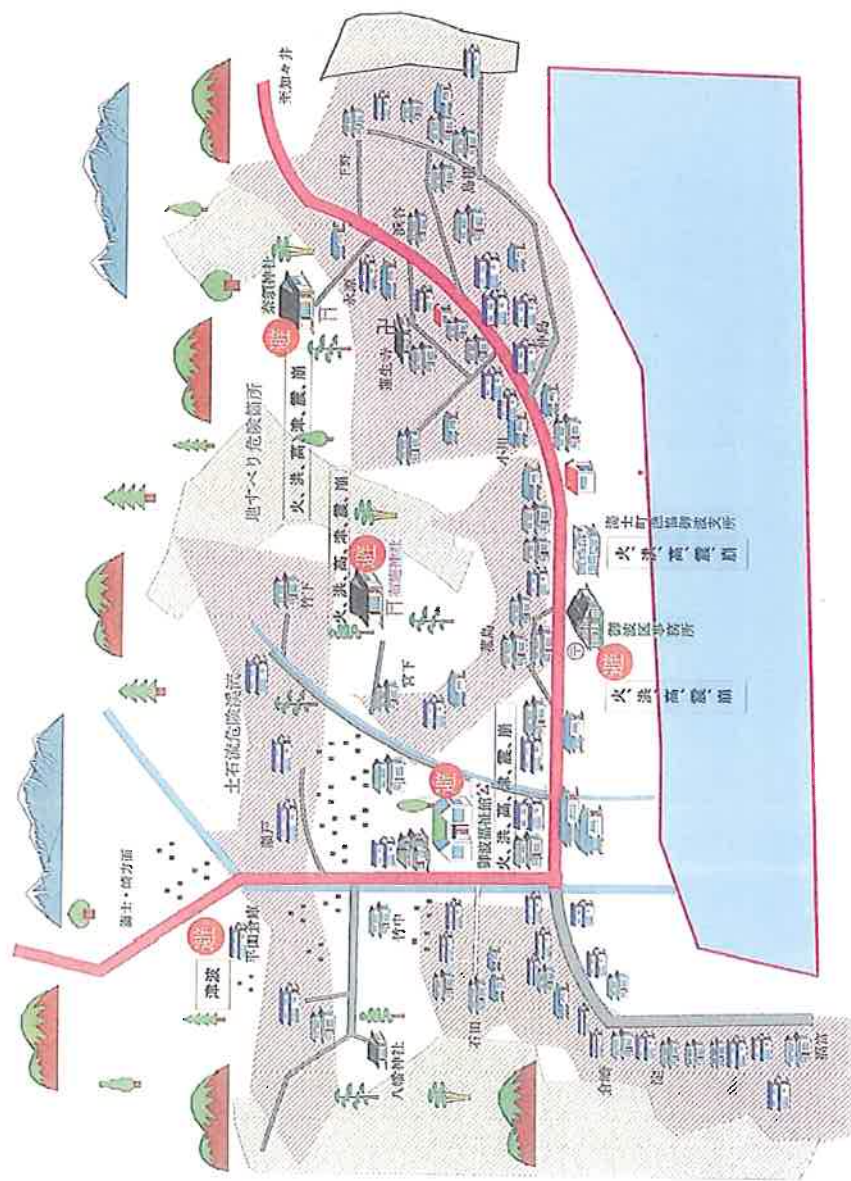
火災 — 洪水 — 高潮 — 津波 — 地震 — 崩壊 (土砂崩れ)

土石流危険渓流
急傾斜地崩壊危険箇所
地すべり危険箇所

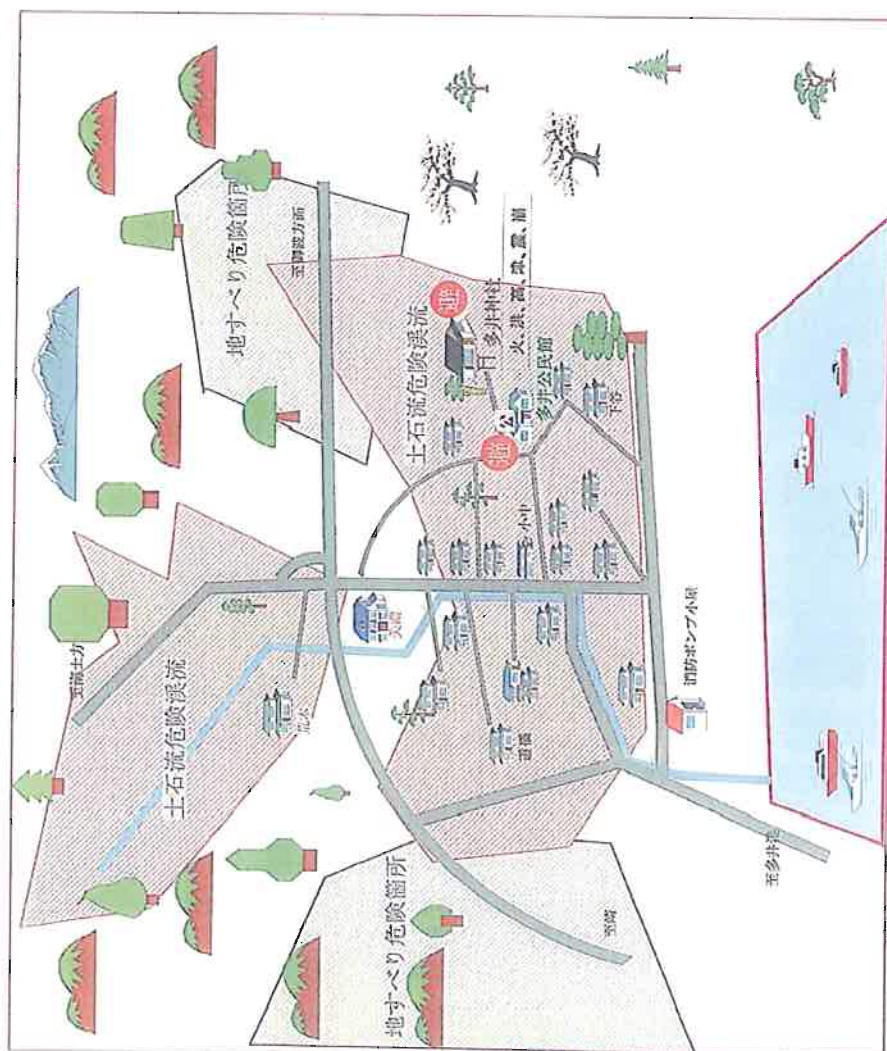
※この表示は島根県が調査し、危険箇所と指定した区域です。

緊急連絡先

海士町役場 電話 2-0111
隠岐島消防署 電話 119
浦郷警察署 電話 6-0121



多井区防災マップ



避難場所
(多井公民館)

火	火災
洪	洪水
高	高潮
津	津波
震	地震
崩	崩壊 (土砂崩れ)

- 土石流危険渓流
- 急傾斜地崩壊危険箇所
- 地すべり危険箇所

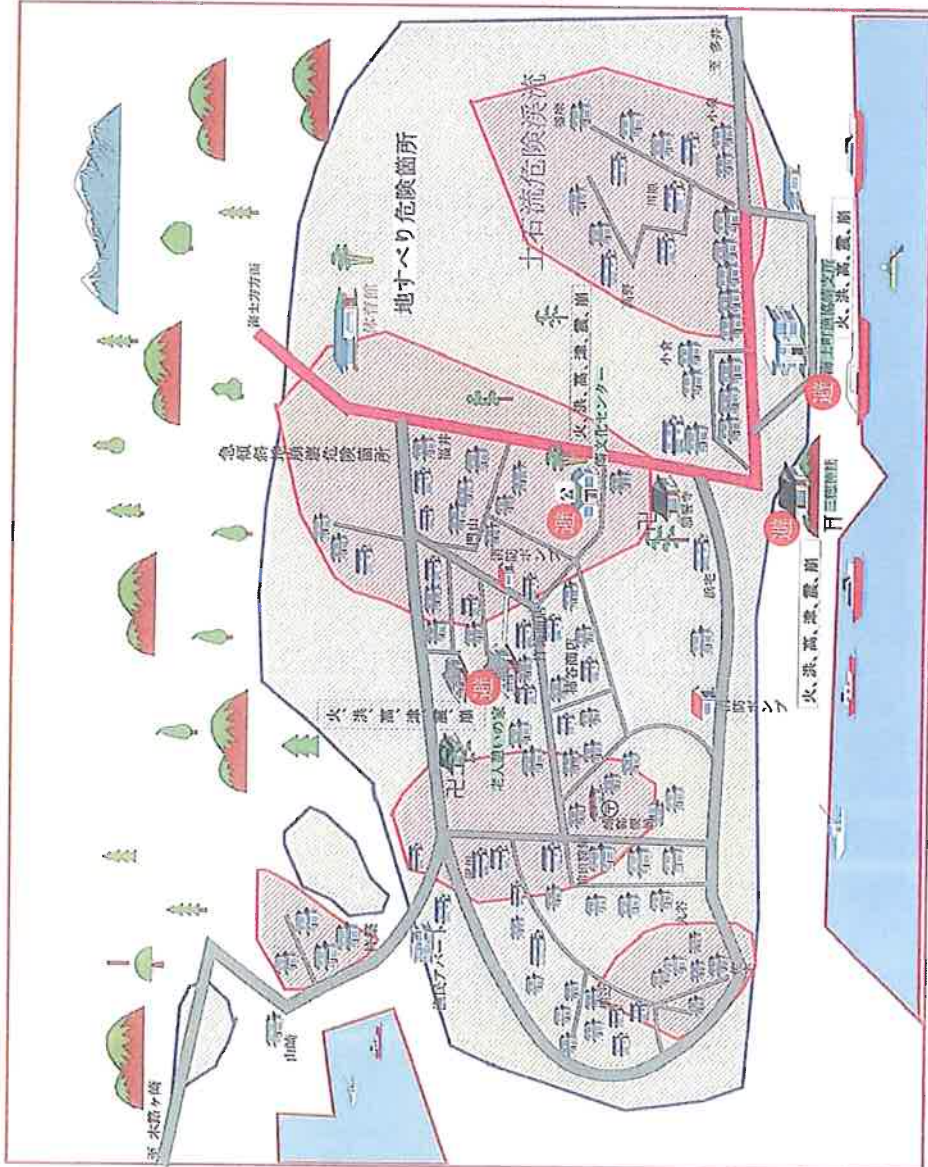
※この表示は島根県が調査し、危険箇所と指定した区域です。

緊急連絡先

海士町役場 電話 2-0111
 隠岐島消防署 電話 119
 浦郷警察署 電話 6-0121

崎区防災マップ

県道 (物資輸送路)



避難場所
 (海士町漁協崎支所・三穂神社)
 (崎分化センター・老人憩いの家)

火災	洪水	高潮	津波	地震	崩落 (土砂崩れ)
火災	洪水	高潮	津波	地震	崩落 (土砂崩れ)

土石流危険渓流
 急傾斜地崩壊危険箇所
 地すべり危険箇所

※ この表示は島根県が調査し、危険箇所と指定した区域です。

緊急連絡先
 海士町役場 電話 2-0111
 隠岐島消防署 電話 119
 浦郷警察署 電話 6-0121

日須賀区防災マップ

避難場所
ひきあひ
いひ
 (日須賀会館・日御崎神社)

火災	火災
洪水	洪水
高潮	高潮
津波	津波
地震	地震
崩落	崩落 (土砂崩れ)

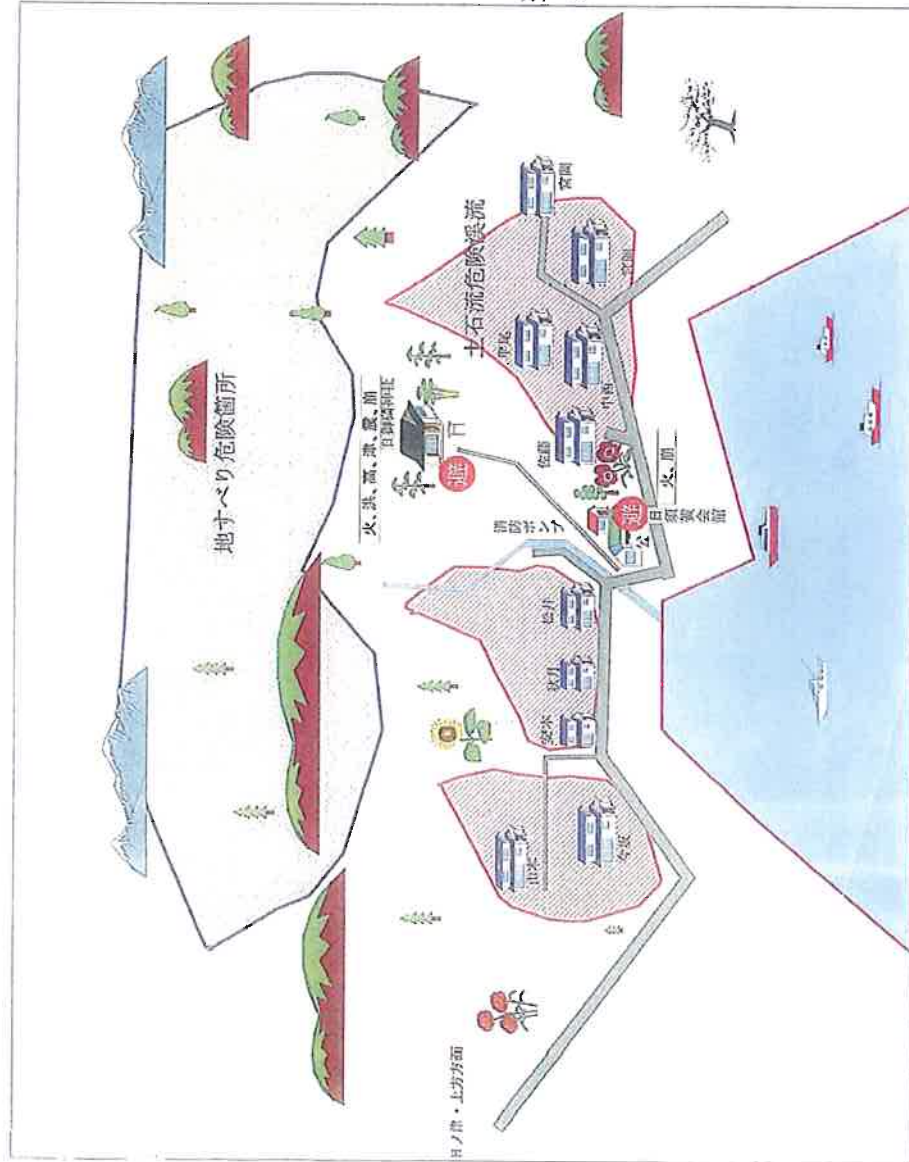
土石流危険渓流
 急傾斜地崩壊危険箇所

地すべり危険箇所

※ この表示は島根県が調査し、危険箇所と指定した区域です。

緊急連絡先

海士町役場 電話 2-0111
 隠岐島消防署 電話 119
 浦郷警察署 電話 6-0121



参考資料②

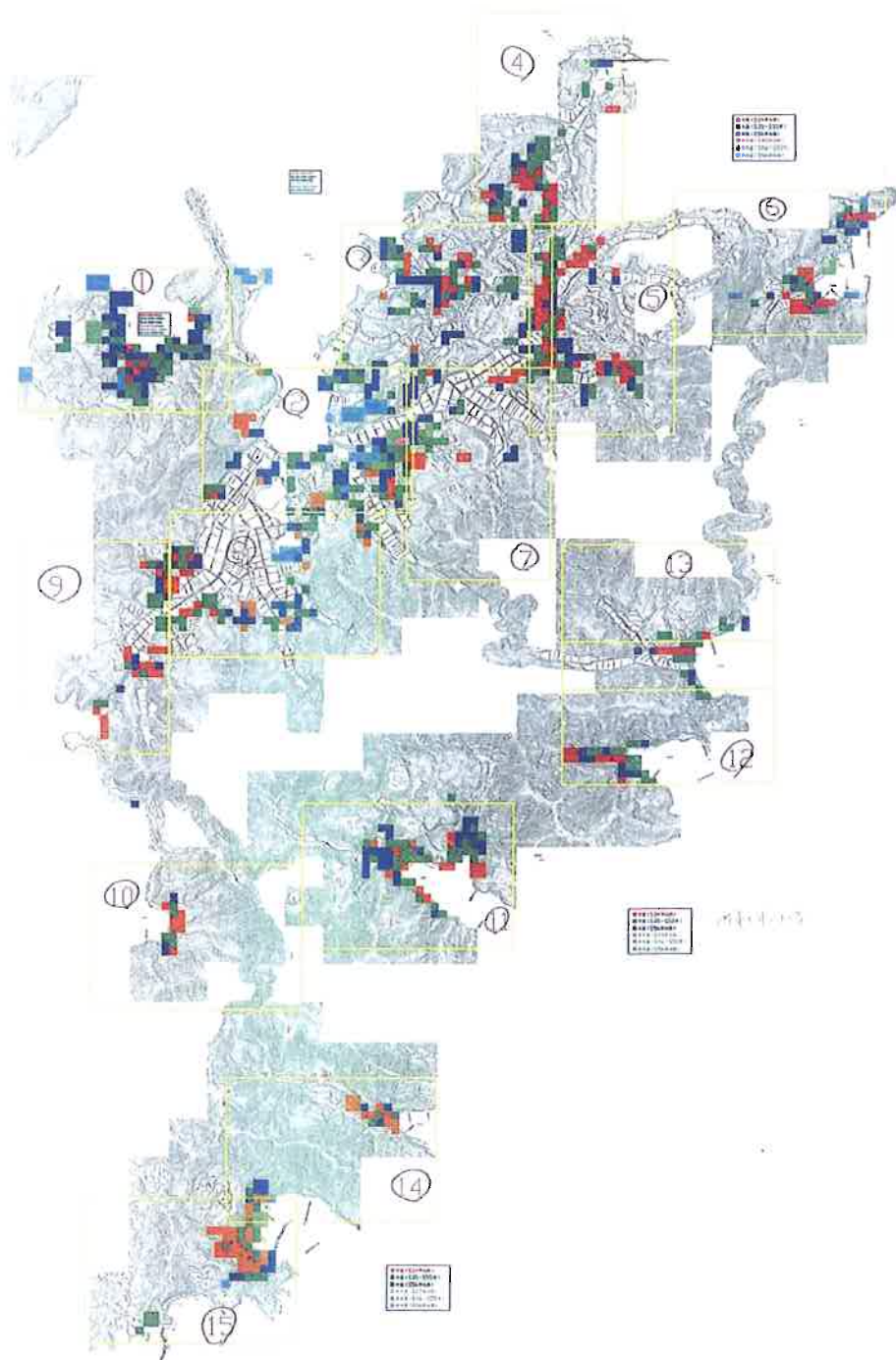
地域の危険度マップ作成根拠資料

■メッシュコードについて

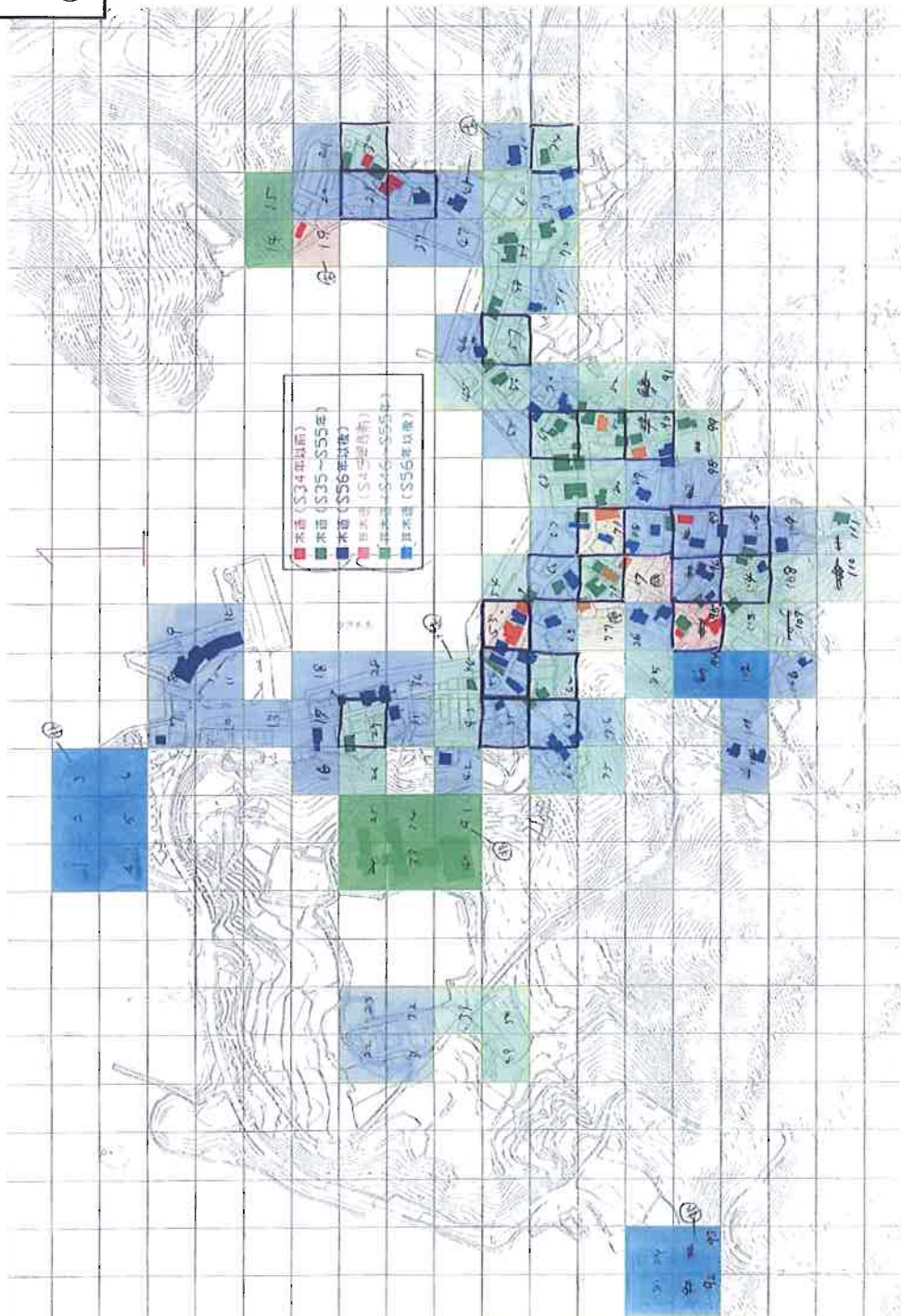
- ・ 1 ～15 の紙ベース図面（建物調査結果）を使用。
- ・ 左上を基点に、右方向、下方向へ昇順にナンバリング
- ・ 建物コードのあるメッシュのみ拾う

■建物のカウントについて

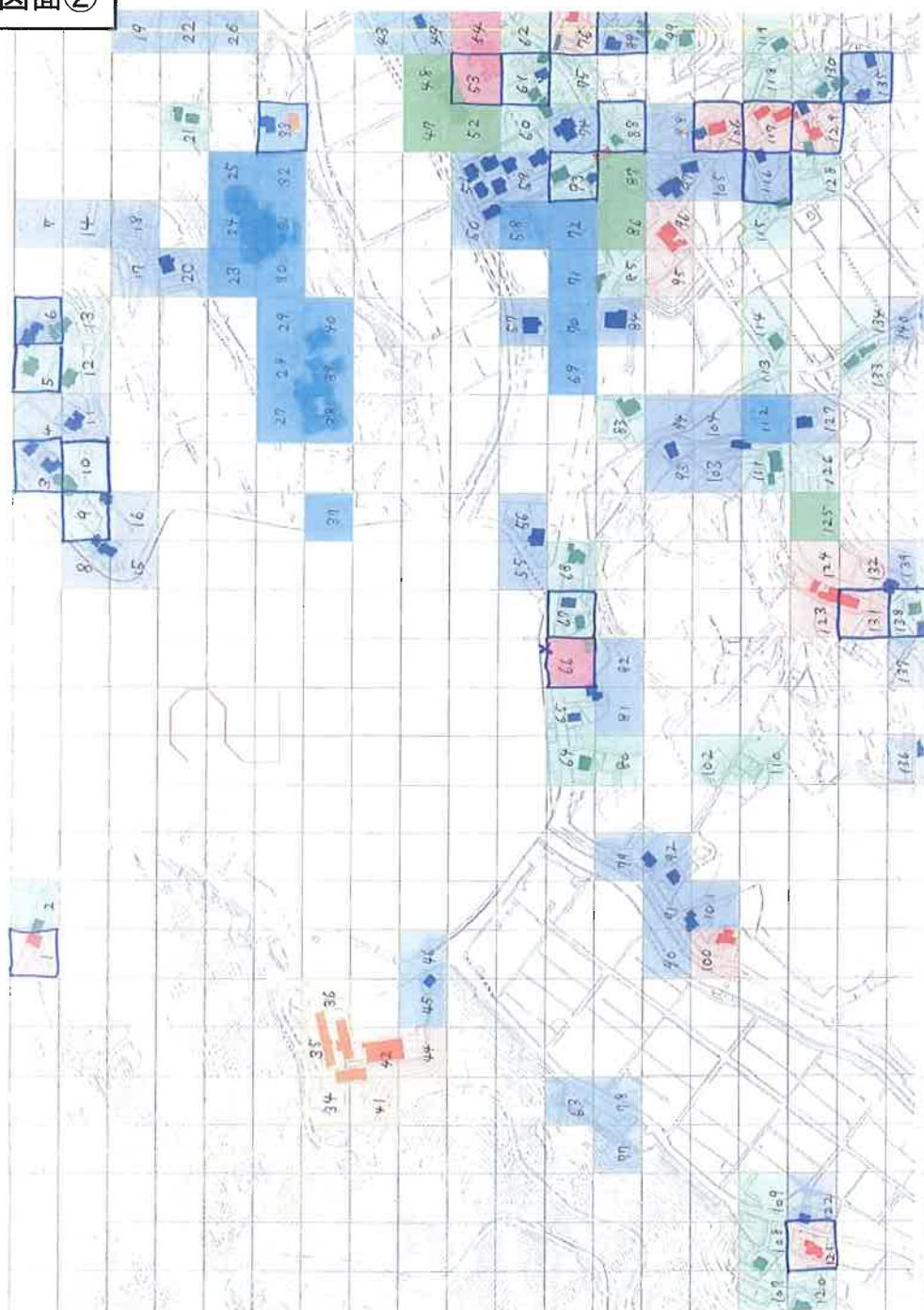
- ・ 個別建物に着色がなく、メッシュのみ着色してある場合
→着色してある区分の建物が 100 とする
- ・ 個別着色がある場合
→メッシュにかかる建物の面積を 10%刻みの構成比で表す
※面積の計測まではしていないが、相対的に判断（目測値）



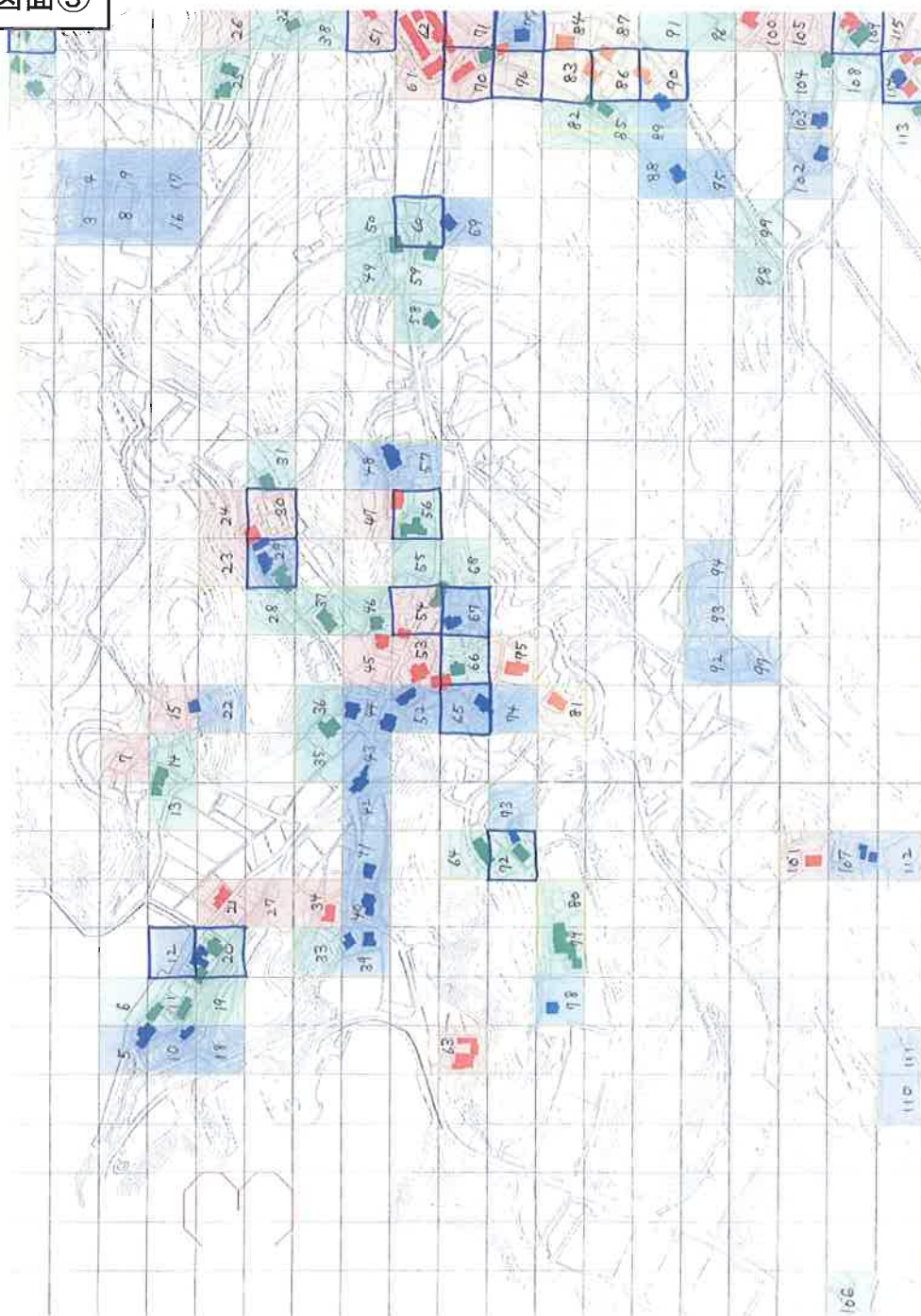
図面①



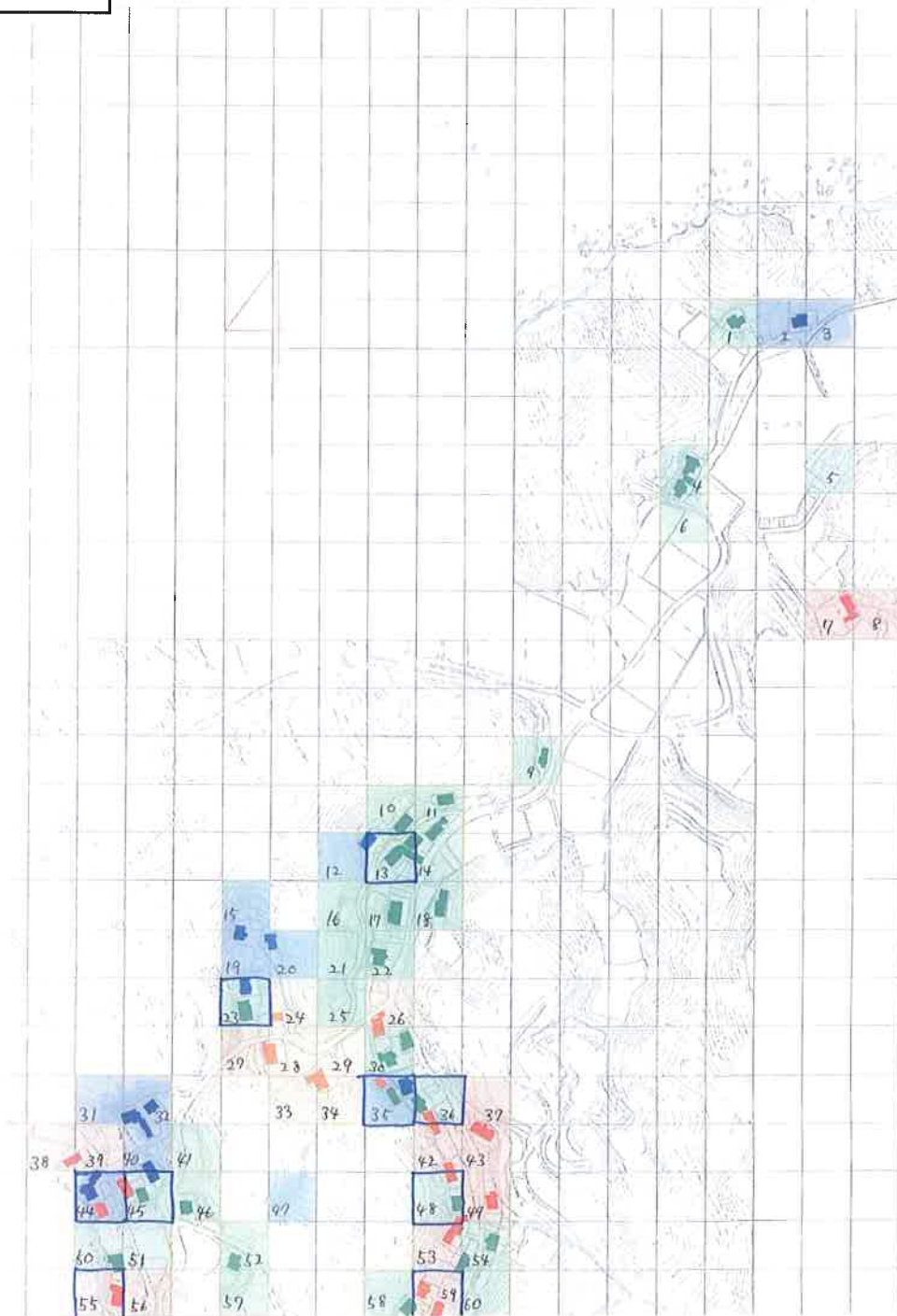
図面②



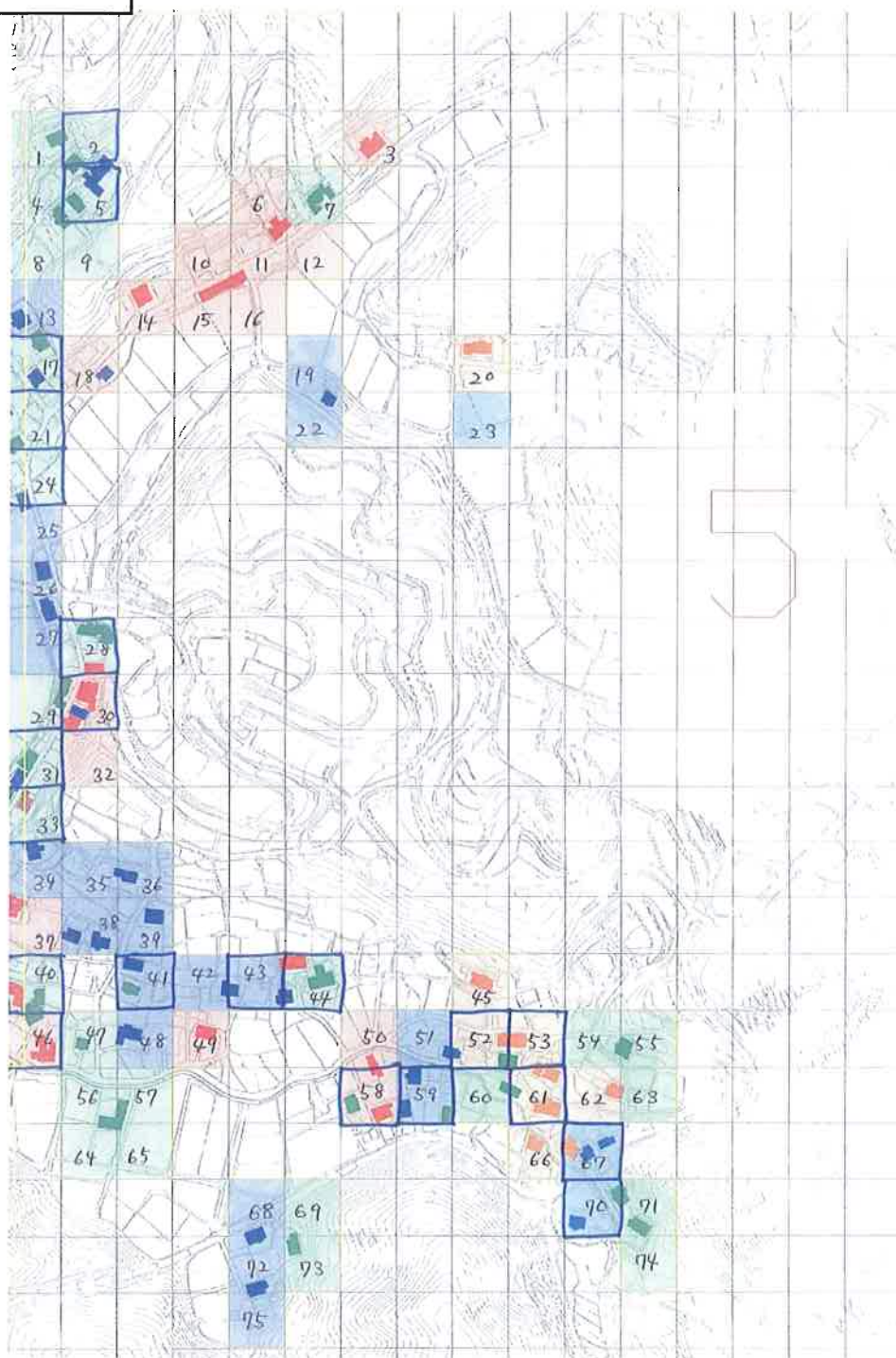
図面③



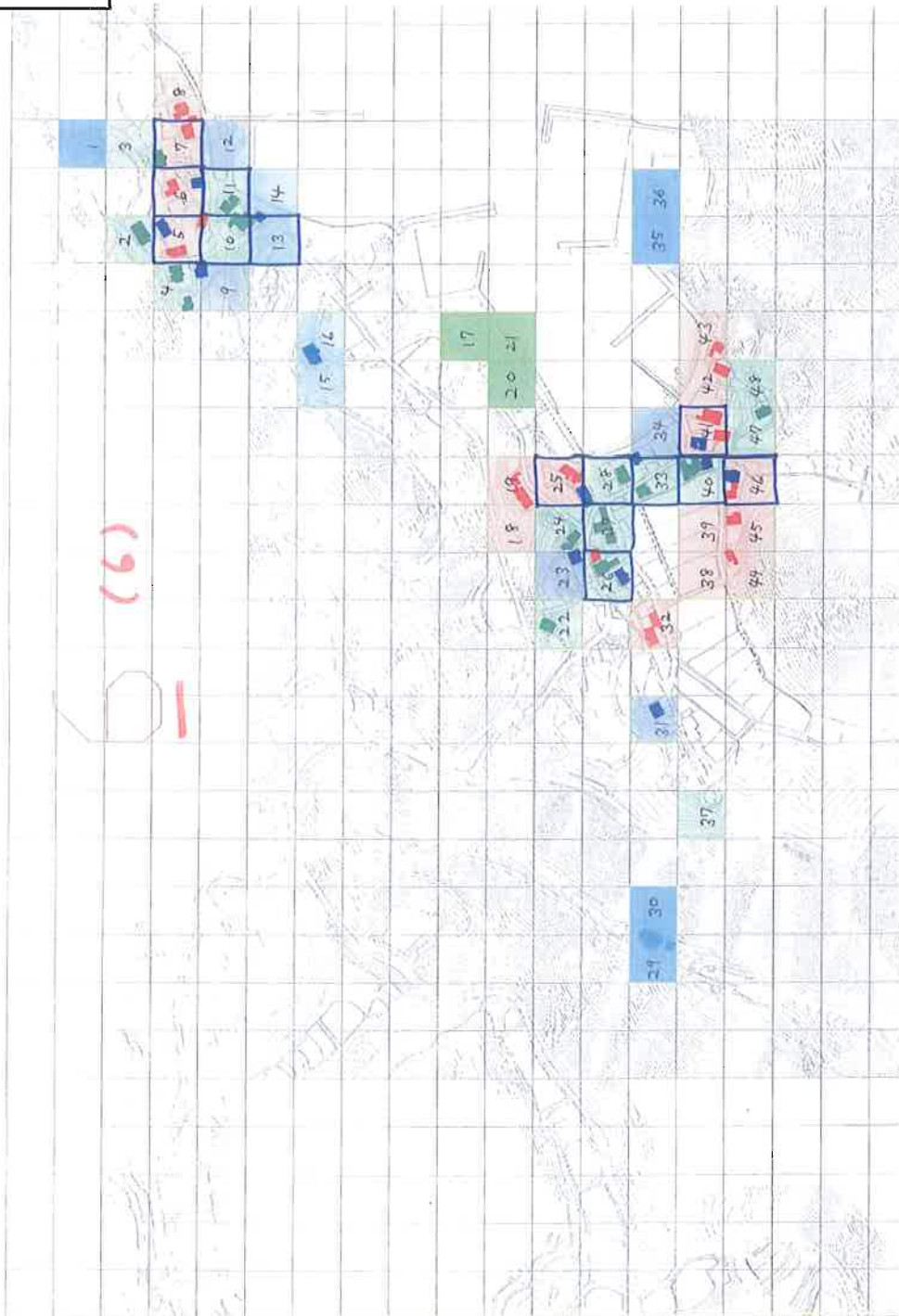
図面④



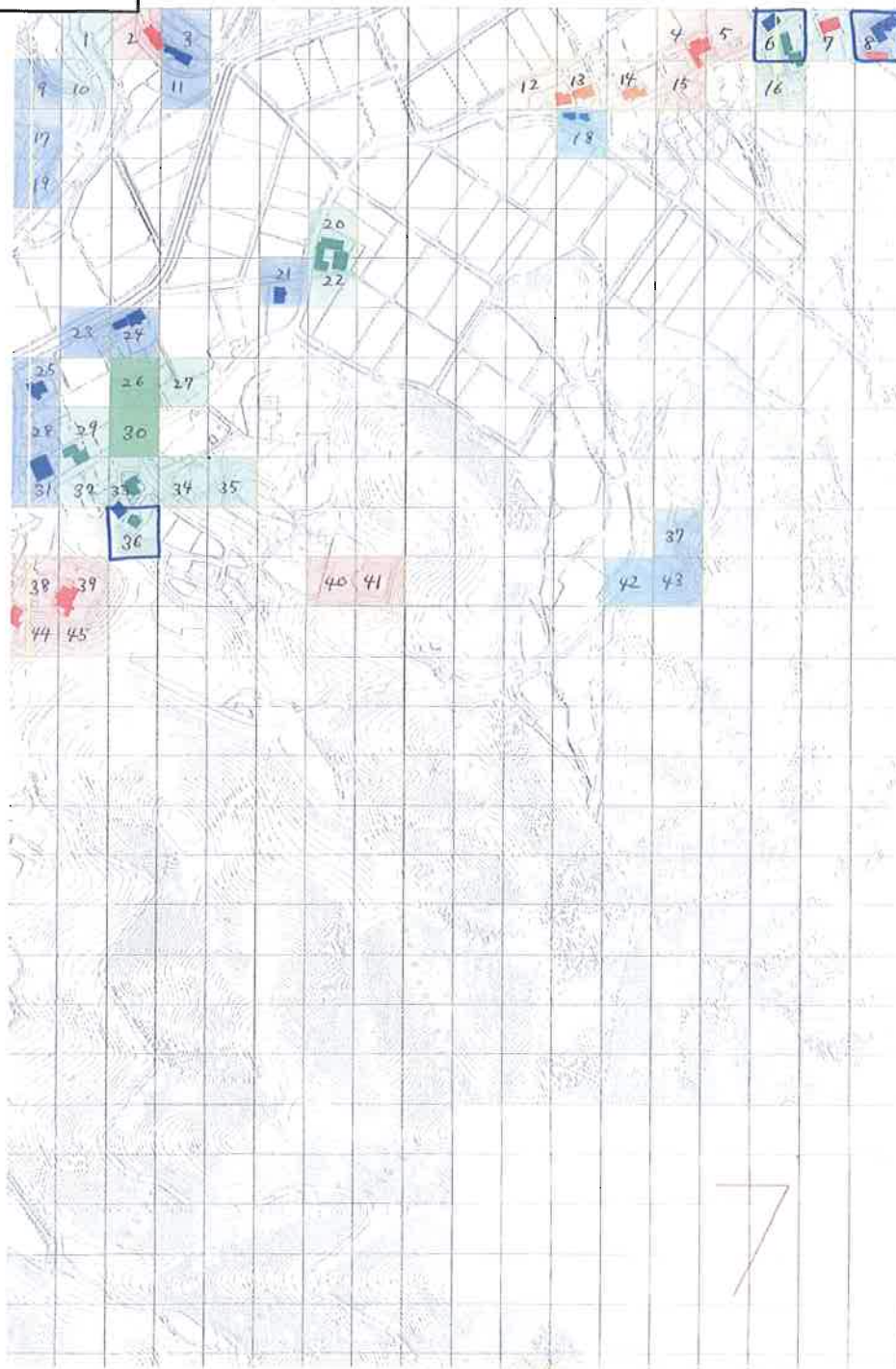
図面⑤



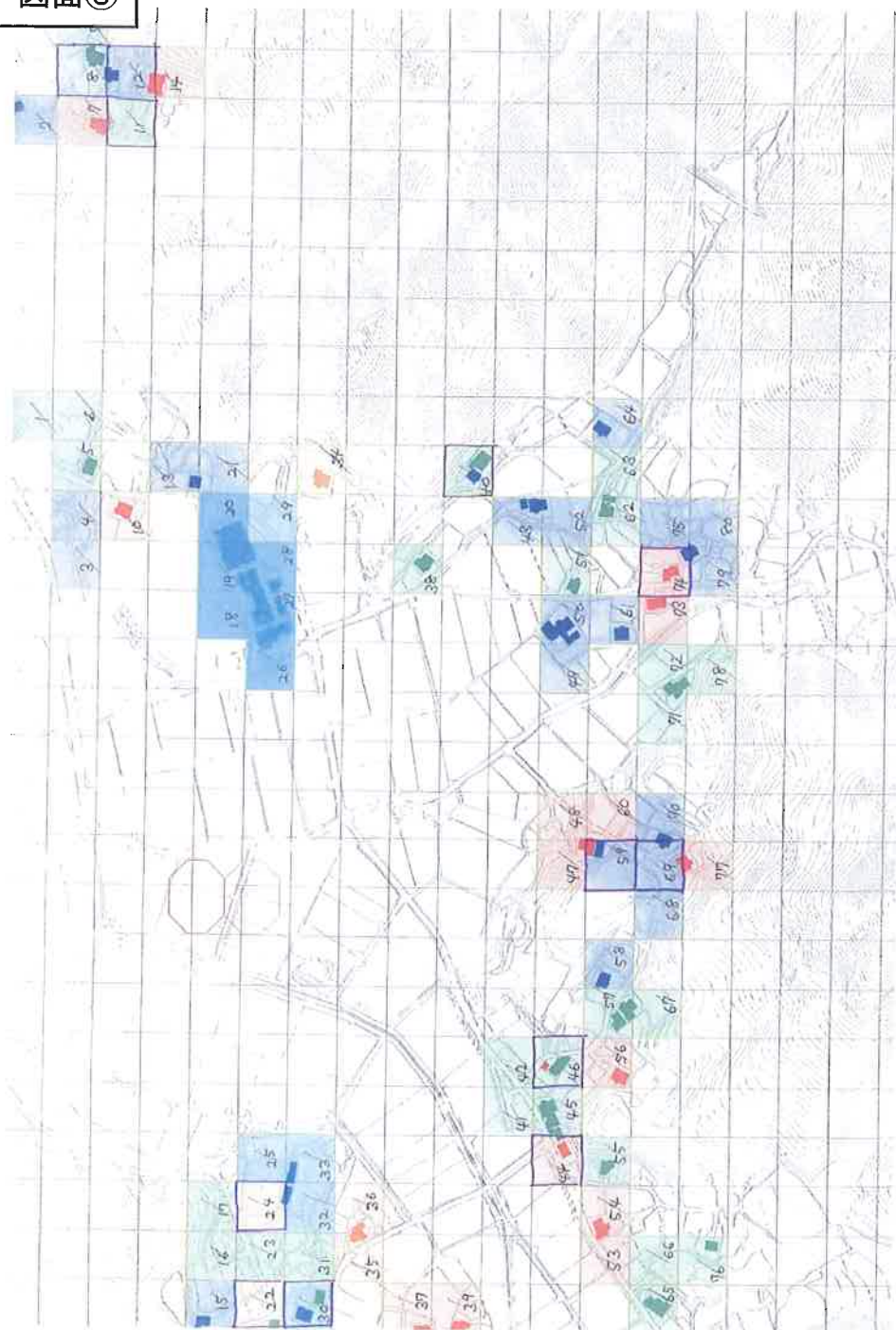
図面⑥



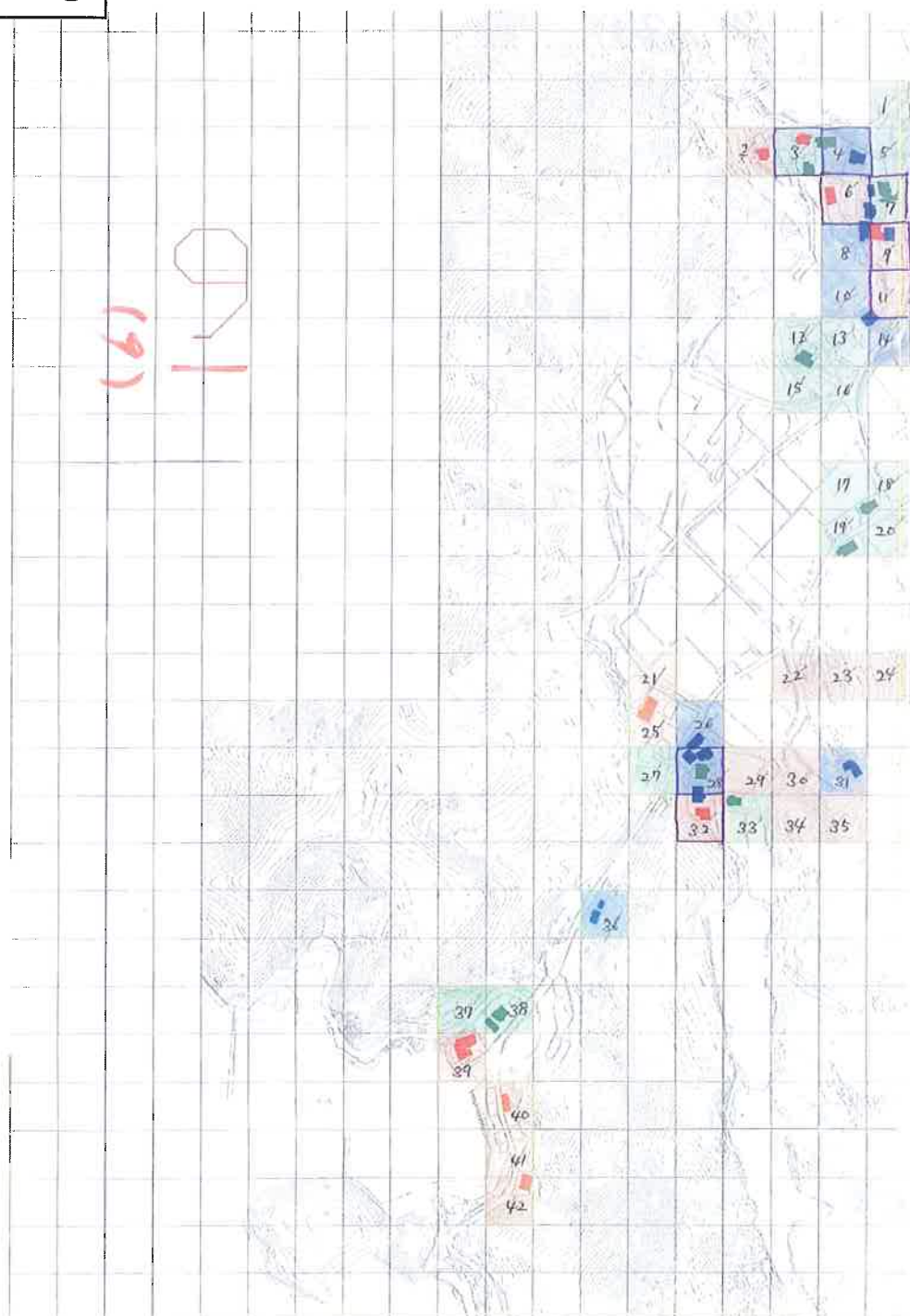
図面⑦



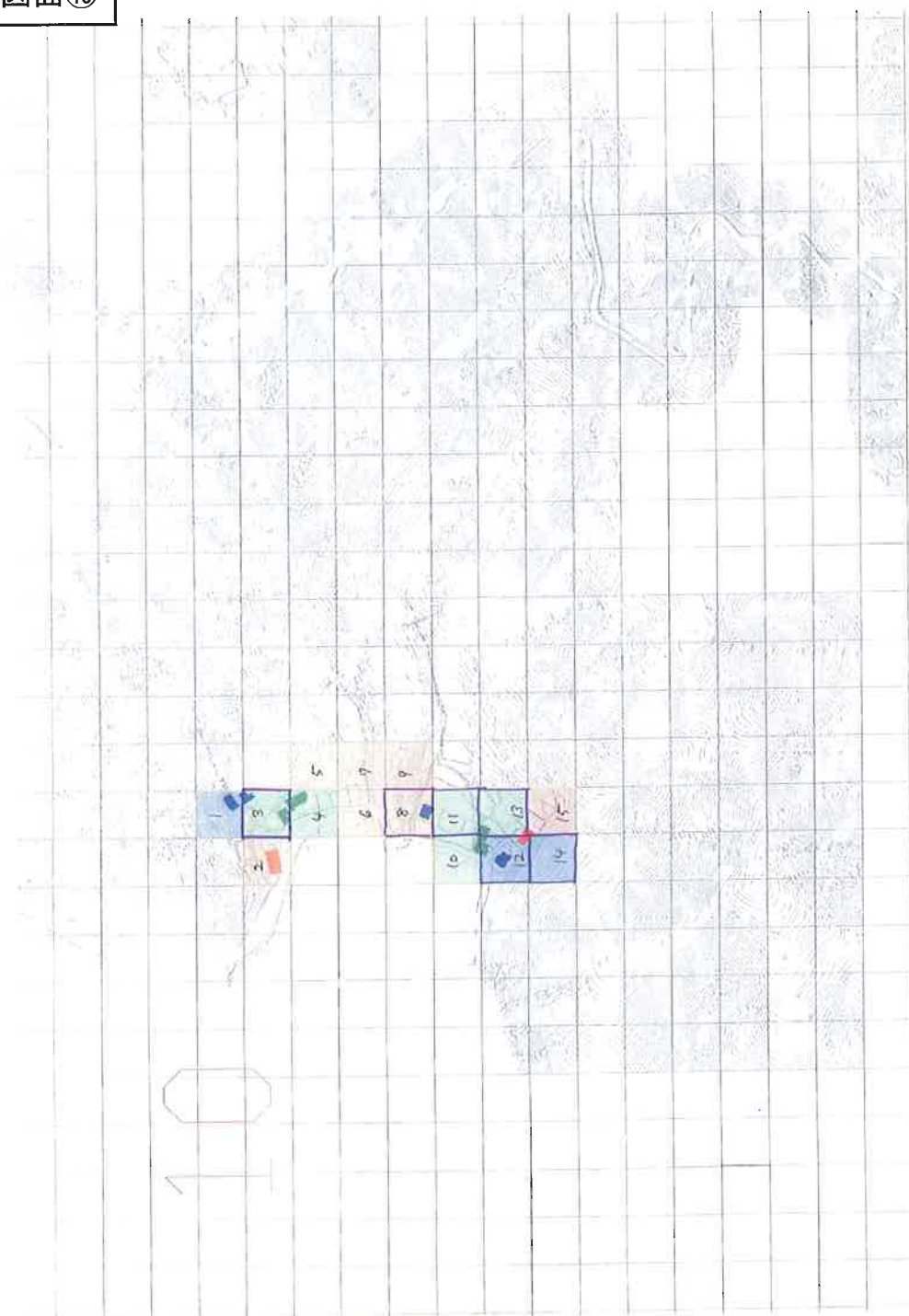
図面⑧



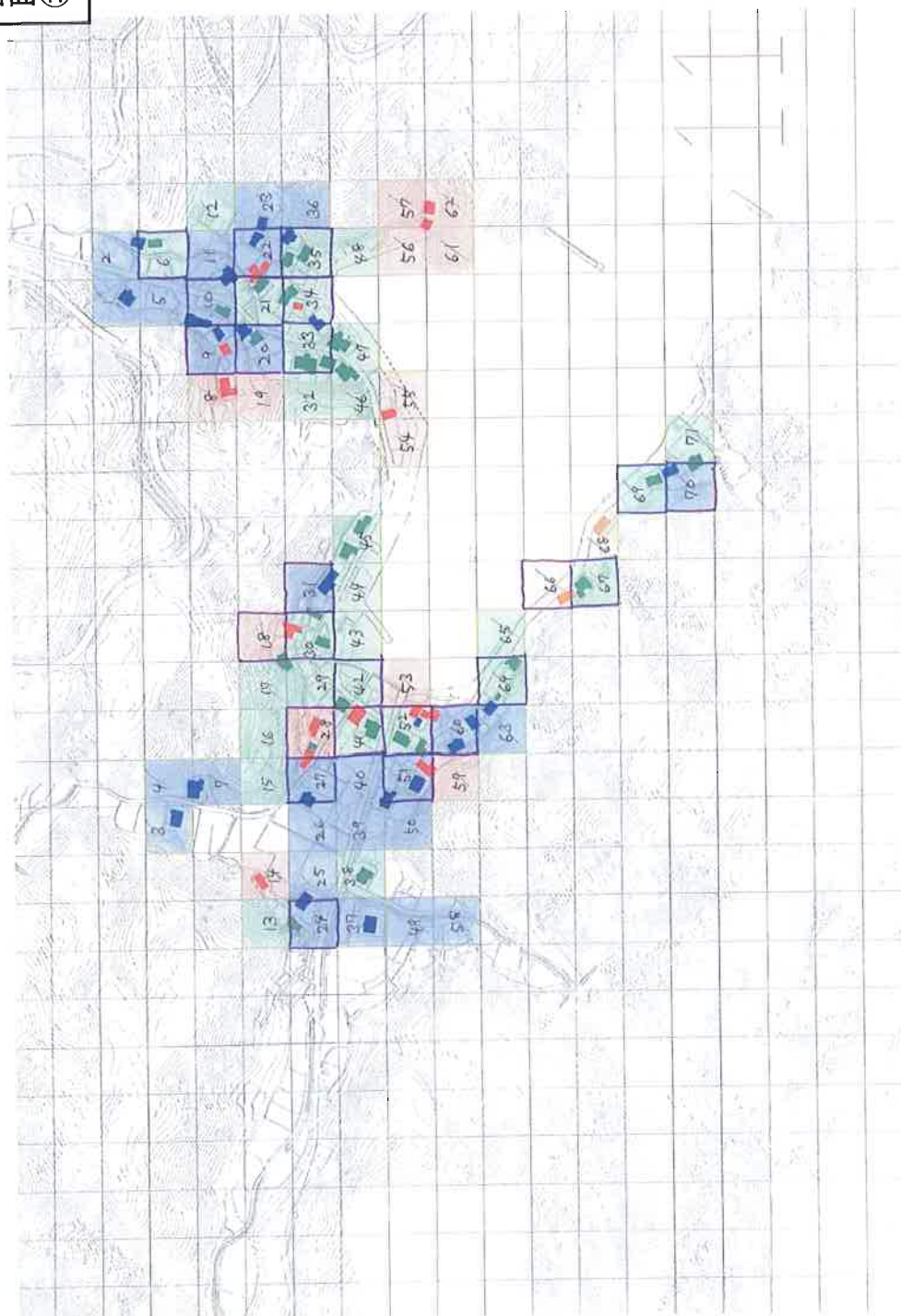
図面⑨



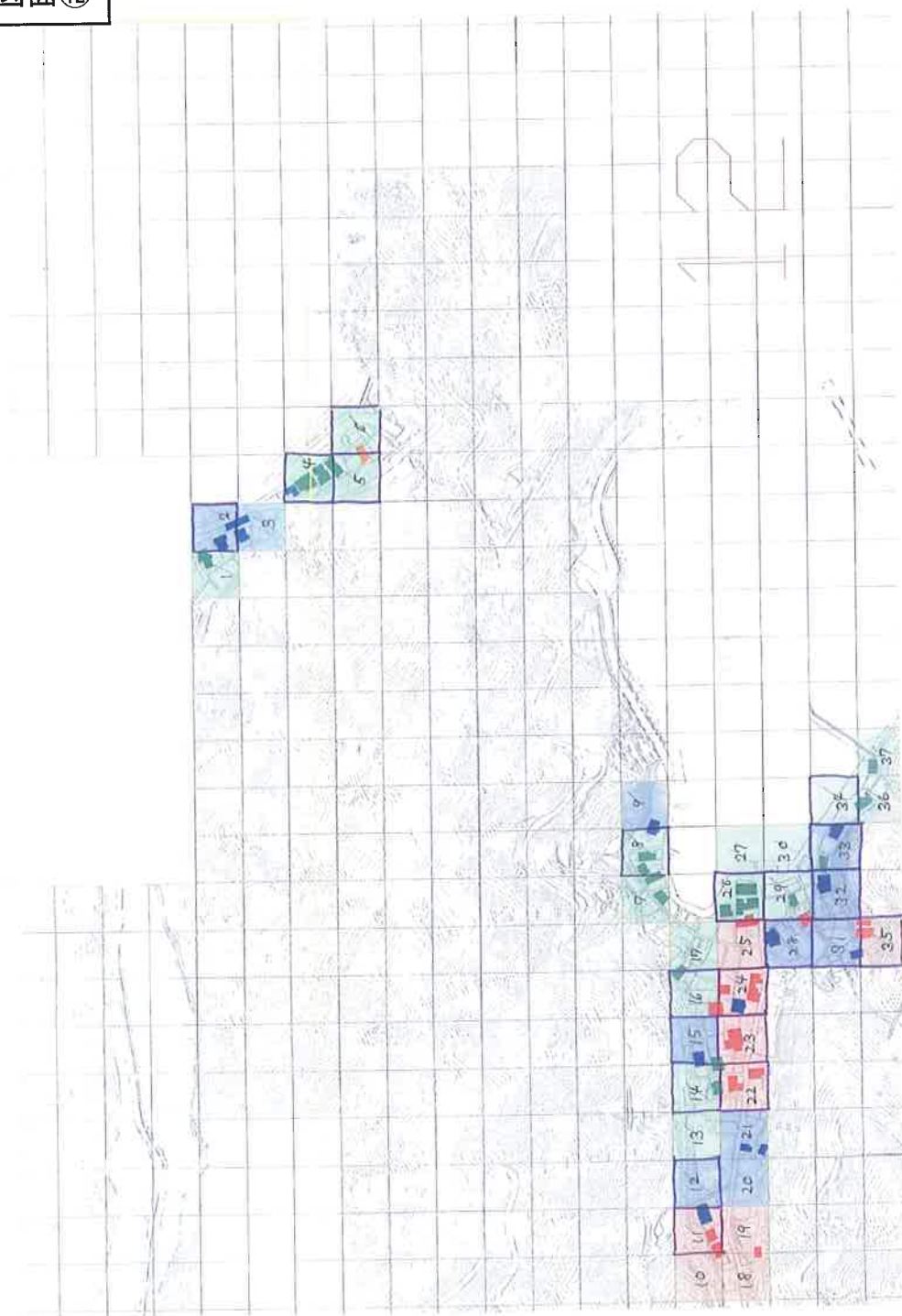
図面⑩



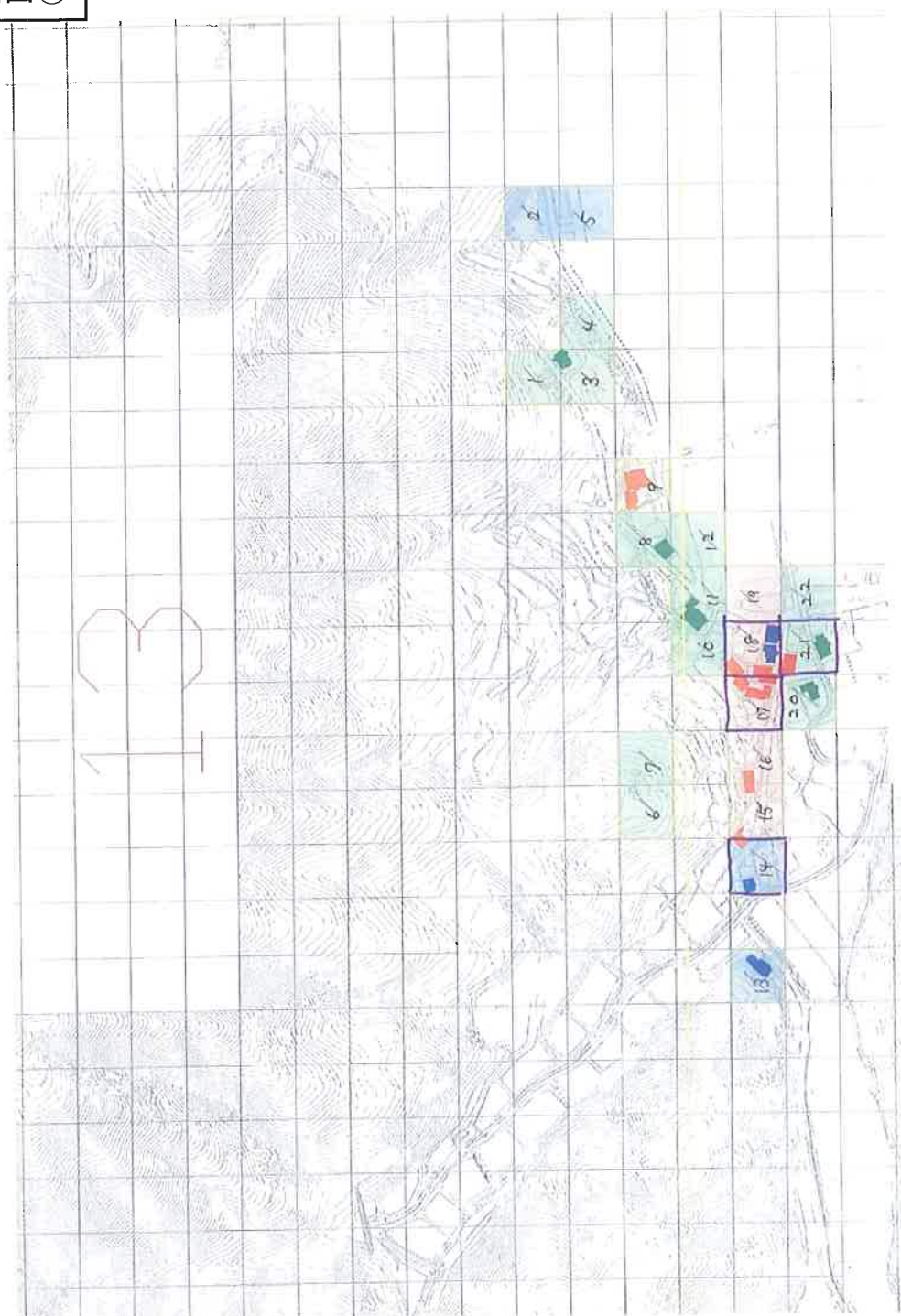
図面⑪



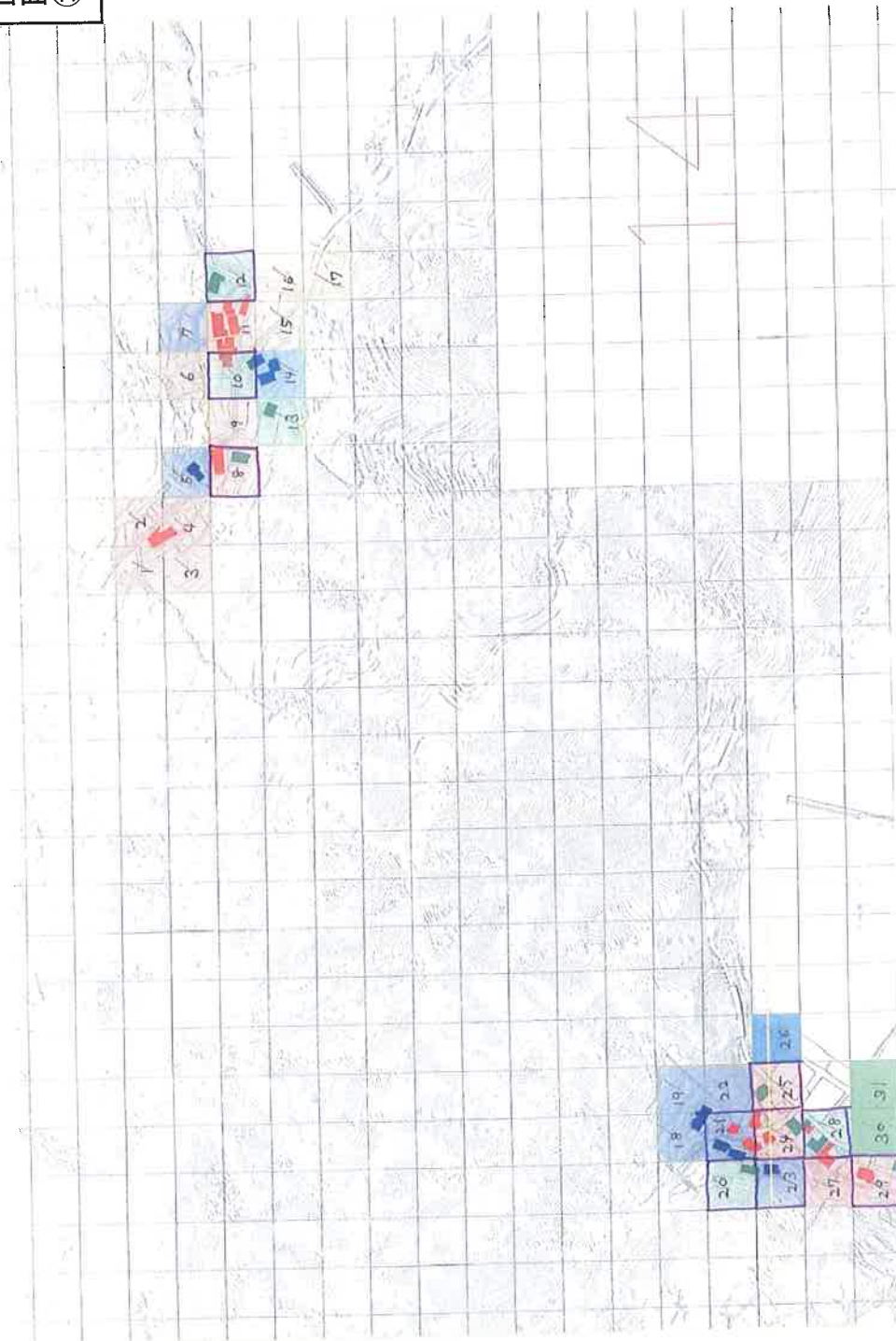
図面⑫



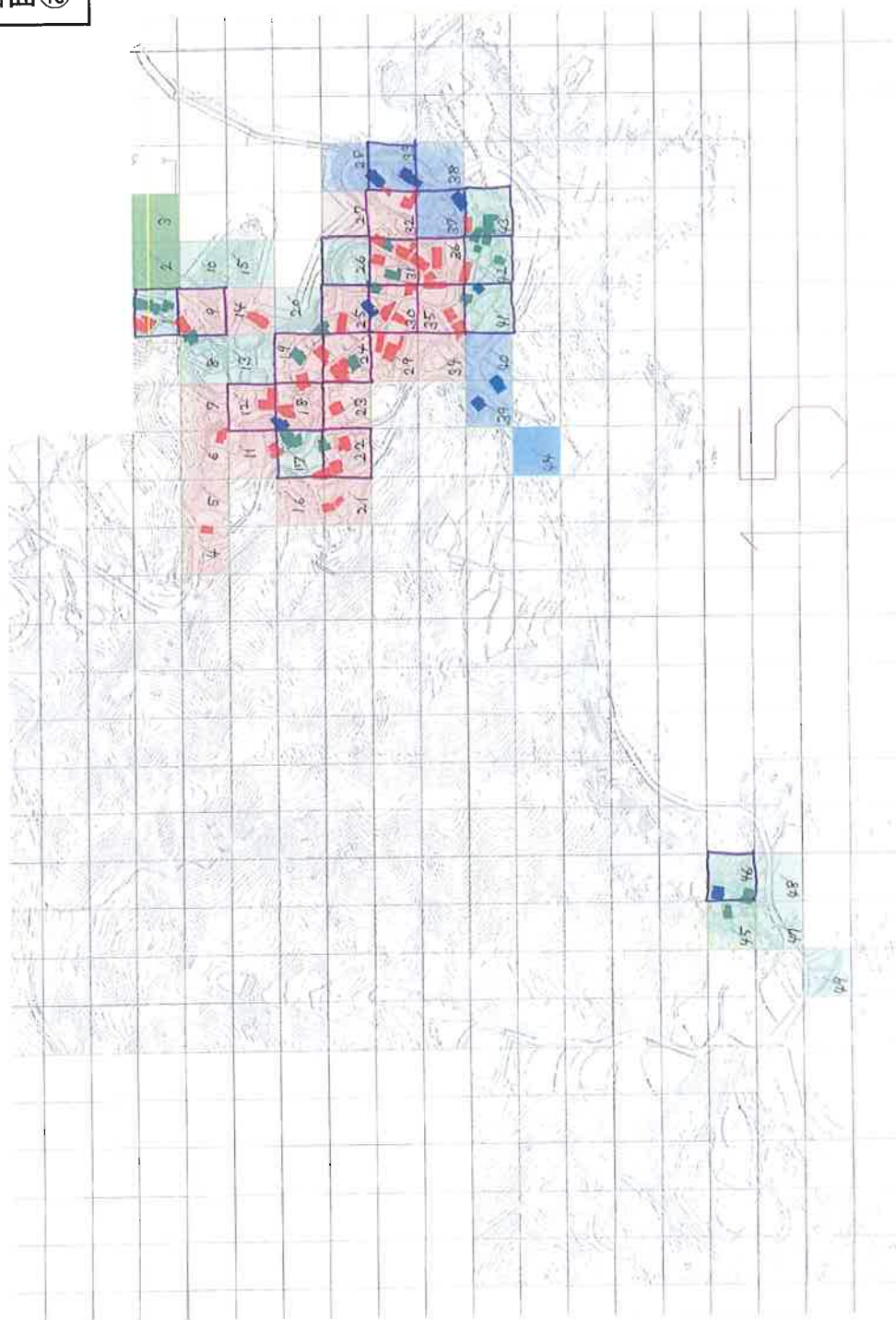
図面⑬



図面⑭



図面⑮



危険度判定表 1 / 4

図面	メッシュ	危険度判定	図面	メッシュ	危険度判定	図面	メッシュ	危険度判定	図面	メッシュ	危険度判定	図面	メッシュ	危険度判定
1-15	左-右 上-下		1-15	左-右 上-下		1-15	左-右 上-下		1-15	左-右 上-下		1-15	左-右 上-下	
1	1	1	1	51	1	2	1	4	2	51	1	2	101	1
1	2	1	1	52	1	2	2	3	2	52	1	2	102	3
1	3	1	1	53	3	2	3	1	2	53	1	2	103	1
1	4	1	1	54	3	2	4	1	2	54	1	2	104	1
1	5	1	1	55	1	2	5	3	2	55	1	2	105	1
1	6	1	1	56	3	2	6	1	2	56	1	2	106	3
1	7	1	1	57	2	2	7	1	2	57	1	2	107	3
1	8	1	1	58	3	2	8	1	2	58	1	2	108	3
1	9	1	1	59	3	2	9	1	2	59	1	2	109	3
1	10	1	1	60	3	2	10	3	2	60	3	2	110	3
1	11	1	1	61	1	2	11	1	2	61	2	2	111	3
1	12	1	1	62	1	2	12	3	2	62	3	2	112	1
1	13	1	1	63	1	2	13	3	2	63	1	2	113	3
1	14	1	1	64	2	2	14	1	2	64	3	2	114	3
1	15	1	1	65	1	2	15	1	2	65	1	2	115	3
1	16	1	1	66	2	2	16	1	2	66	1	2	116	1
1	17	1	1	67	1	2	17	1	2	67	1	2	117	4
1	18	1	1	68	3	2	18	1	2	68	3	2	118	3
1	19	4	1	69	3	2	19	1	2	69	1	2	119	3
1	20	1	1	70	1	2	20	1	2	70	1	2	120	3
1	21	1	1	71	1	2	21	3	2	71	1	2	121	4
1	22	1	1	72	3	2	22	1	2	72	1	2	122	1
1	23	1	1	73	1	2	23	1	2	73	2	2	123	4
1	24	1	1	74	2	2	24	1	2	74	1	2	124	4
1	25	1	1	75	3	2	25	1	2	75	3	2	125	1
1	26	3	1	76	1	2	26	1	2	76	4	2	126	3
1	27	2	1	77	4	2	27	1	2	77	1	2	127	1
1	28	1	1	78	4	2	28	1	2	78	1	2	128	3
1	29	4	1	79	3	2	29	1	2	79	1	2	129	3
1	30	4	1	80	3	2	30	1	2	80	3	2	130	3
1	31	1	1	81	4	2	31	1	2	81	1	2	131	4
1	32	1	1	82	3	2	32	1	2	82	1	2	132	1
1	33	1	1	83	1	2	33	3	2	83	3	2	133	3
1	34	1	1	84	1	2	34	4	2	84	1	2	134	3
1	35	1	1	85	3	2	35	4	2	85	3	2	135	1
1	36	1	1	86	1	2	36	4	2	86	1	2	136	1
1	37	1	1	87	4	2	37	1	2	87	1	2	137	1
1	38	3	1	88	1	2	38	1	2	88	3	2	138	1
1	39	3	1	89	1	2	39	1	2	89	2	2	139	1
1	40	1	1	90	3	2	40	1	2	90	1	2	140	1
1	41	1	1	91	3	2	41	4	2	91	1	2		
1	42	1	1	92	1	2	42	4	2	92	1	2		
1	43	3	1	93	1	2	43	1	2	93	1	2		
1	44	3	1	94	1	2	44	4	2	94	1	2		
1	45	3	1	95	4	2	45	1	2	95	4	2		
1	46	1	1	96	1	2	46	1	2	96	4	2		
1	47	1	1	97	2	2	47	1	2	97	1	2		
1	48	1	1	98	1	2	48	1	2	98	1	2		
1	49	3	1	99	3	2	49	1	2	99	3	2		
1	50	3	1	100	1	2	50	1	2	100	4	2		
			1	101	1									
			1	102	1									
			1	103	1									
			1	104	1									
			1	105	2									
			1	106	1									
			1	107	3									
			1	108	3									
			1	109	1									
			1	110	3									
			1	111	3									

危険度判定表 2 / 4

図面	メッシュ	危険度判定	図面	メッシュ	危険度判定	図面	メッシュ	危険度判定	図面	メッシュ	危険度判定	図面	メッシュ	危険度判定
1-15	左→右 上→下		1-15	左→右 上→下		1-15	左→右 上→下		1-15	左→右 上→下		1-15	左→右 上→下	
3	1	3	3	51	4	4	1	3	5	1	3	5	51	1
3	2	4	3	52	1	4	2	1	5	2	2	5	52	3
3	3	1	3	53	4	4	3	1	5	3	4	5	53	4
3	4	1	3	54	4	4	4	3	5	4	3	5	54	4
3	5	1	3	55	3	4	5	3	5	5	1	5	55	4
3	6	3	3	56	4	4	6	3	5	6	4	5	56	4
3	7	4	3	57	3	4	7	4	5	7	3	5	57	4
3	8	1	3	58	3	4	8	4	5	8	3	5	58	4
3	9	1	3	59	3	4	9	3	5	9	3	5	59	1
3	10	1	3	60	2	4	10	3	5	10	4	5	60	3
3	11	3	3	61	4	4	11	3	5	11	4	5	61	4
3	12	1	3	62	4	4	12	1	5	12	4	5	62	4
3	13	3	3	63	4	4	13	2	5	13	1	5	63	3
3	14	3	3	64	3	4	14	3	5	14	4	5	64	3
3	15	1	3	65	1	4	15	1	5	15	4	5	65	3
3	16	1	3	66	4	4	16	3	5	16	4	5	66	4
3	17	1	3	67	1	4	17	3	5	17	2	5	67	3
3	18	1	3	68	3	4	18	3	5	18	1	5	68	1
3	19	3	3	69	1	4	19	1	5	19	1	5	69	3
3	20	2	3	70	4	4	20	1	5	20	4	5	70	1
3	21	4	3	71	4	4	21	3	5	21	3	5	71	3
3	22	1	3	72	2	4	22	3	5	22	1	5	72	1
3	23	4	3	73	1	4	23	2	5	23	1	5	73	3
3	24	4	3	74	1	4	24	4	5	24	1	5	74	3
3	25	3	3	75	4	4	25	3	5	25	1	5	75	1
3	26	4	3	76	4	4	26	4	5	26	1	5	26	1
3	27	4	3	77	2	4	27	4	5	27	1	5	27	1
3	28	3	3	78	1	4	28	4	5	28	4	5	28	4
3	29	2	3	79	3	4	29	4	5	29	3	5	29	3
3	30	4	3	80	3	4	30	3	5	30	4	5	30	4
3	31	3	3	81	4	4	31	1	5	31	2	5	31	2
3	32	3	3	82	3	4	32	1	5	32	4	5	32	4
3	33	3	3	83	4	4	33	4	5	33	4	5	33	4
3	34	4	3	84	4	4	34	4	5	34	1	5	34	1
3	35	3	3	85	3	4	35	2	5	35	1	5	35	1
3	36	3	3	86	4	4	36	4	5	36	1	5	36	1
3	37	3	3	87	4	4	37	4	5	37	4	5	37	4
3	38	3	3	88	1	4	38	4	5	38	1	5	38	1
3	39	1	3	89	1	4	39	4	5	39	1	5	39	1
3	40	1	3	90	3	4	40	1	5	40	4	5	40	4
3	41	1	3	91	3	4	41	3	5	41	1	5	41	1
3	42	1	3	92	1	4	42	4	5	42	1	5	42	1
3	43	1	3	93	1	4	43	4	5	43	2	5	43	2
3	44	1	3	94	1	4	44	2	5	44	3	5	44	3
3	45	4	3	95	1	4	45	3	5	45	4	5	45	4
3	46	3	3	96	3	4	46	3	5	46	4	5	46	4
3	47	4	3	97	1	4	47	1	5	47	3	5	47	3
3	48	1	3	98	3	4	48	4	5	48	1	5	48	1
3	49	3	3	99	3	4	49	3	5	49	4	5	49	4
3	50	3	3	100	4	4	50	3	5	50	4	5	50	4
			3	101	4	4	51	3						
			3	102	1	4	52	3						
			3	103	1	4	53	4						
			3	104	3	4	54	3						
			3	105	4	4	55	4						
			3	106	3	4	56	4						
			3	107	1	4	57	3						
			3	108	3	4	58	3						
			3	109	4	4	59	4						
			3	110	1	4	60	3						
			3	111	1									
			3	112	1									
			3	113	3									
			3	114	4									
			3	115	3									

危険度判定表 3 / 4

10	1	1
10	2	4
10	3	2
10	4	3
10	5	4
10	6	4
10	7	4
10	8	1
10	9	4
10	10	3
10	11	3
10	12	2
10	13	4
10	14	1
10	15	4

危険度判定表 4 / 4

図面	メッシュ	危険度判定	図面	メッシュ	危険度判定	図面	メッシュ	危険度判定	図面	メッシュ	危険度判定	図面	メッシュ	危険度判定
1-15	左→右 上→下		1-15	左→右 上→下		1-15	左→右 上→下		1-15	左→右 上→下		1-15	左→右 上→下	
11	1	1	11	51	2	12	1	3	13	1	3	15	1	4
11	2	1	11	52	3	12	2	1	13	2	1	15	2	1
11	3	1	11	53	4	12	3	1	13	3	3	15	3	1
11	4	1	11	54	4	12	4	2	13	4	3	15	4	4
11	5	1	11	55	4	12	5	4	13	5	1	15	5	4
11	6	2	11	56	4	12	6	4	13	6	3	15	6	4
11	7	1	11	57	4	12	7	3	13	7	3	15	7	4
11	8	4	11	58	1	12	8	2	13	8	3	15	8	3
11	9	3	11	59	4	12	9	1	13	9	4	15	9	4
11	10	1	11	60	2	12	10	4	13	10	3	15	10	3
11	11	1	11	61	4	12	11	3	13	11	3	15	11	4
11	12	3	11	62	4	12	12	3	13	12	3	15	12	4
11	13	3	11	63	1	12	13	3	13	13	1	15	13	3
11	14	4	11	64	3	12	14	3	13	14	2	15	14	4
11	15	3	11	65	3	12	15	1	13	15	4	15	15	3
11	16	4	11	66	4	12	16	4	13	16	4	15	16	4
11	17	3	11	67	3	12	17	3	13	17	4	15	17	4
11	18	4	11	68	4	12	18	4	13	18	3	15	18	4
11	19	4	11	69	2	12	19	4	13	19	4	15	19	4
11	20	1	11	70	1	12	20	1	13	20	3	15	20	3
11	21	3	11	71	3	12	21	1	13	21	4	15	21	4
11	22	4				12	22	4	13	22	3	15	22	4
11	23	1				12	23	4				15	23	4
11	24	1				12	24	4				15	24	4
11	25	1				12	25	4				15	25	3
11	26	1				12	26	3				15	26	3
11	27	2				12	27	3				15	27	4
11	28	4				12	28	1				15	28	1
11	29	3				12	29	4				15	29	4
11	30	4				12	30	3				15	30	4
11	31	1				12	31	2	14	1	4	15	31	4
11	32	3				12	32	1	14	2	4	15	32	4
11	33	3				12	33	1	14	3	4	15	33	1
11	34	3				12	34	3	14	4	4	15	34	4
11	35	2				12	35	4	14	5	1	15	35	4
11	36	1				12	36	3	14	6	4	15	36	4
11	37	1				12	37	3	14	7	1	15	37	1
11	38	3							14	8	4	15	38	1
11	39	1							14	9	4	15	39	1
11	40	1							14	10	4	15	40	1
11	41	4							14	11	4	15	41	2
11	42	3							14	12	3	15	42	3
11	43	4							14	13	3	15	43	4
11	44	1							14	14	1	15	44	1
11	45	3							14	15	4	15	45	3
11	46	3							14	16	4	15	46	2
11	47	3							14	17	4	15	47	3
11	48	3							14	18	1	15	48	3
11	49	1							14	19	1	15	49	3
11	50	1							14	20	3			
									14	21	3			
									14	22	1			
									14	23	1			
									14	24	4			
									14	25	3			
									14	26	1			
									14	27	4			
									14	28	4			
									14	29	4			
									14	30	1			
									14	31	1			

参考資料③

建築物の耐震改修の促進に関する法律

(平成 7 年 12 月 : 国土交通省)

建築物の耐震改修の促進に関する法律
(平成七年十月二十七日法律第二百二十三号)

最終改正:平成一八年六月二日法律第五〇号

第一章 総則(第一条—第三条)
第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等(第四条・第五条)
第三章 特定建築物に係る措置(第六条・第七条)
第四章 建築物の耐震改修の計画の認定(第八条—第十二条)
第五章 建築物の耐震改修に係る特例(第十三条—第十六条)
第六章 耐震改修支援センター(第十七条—第二十七条)
第七章 罰則(第二十八条—第三十条)
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、[建築基準法](#)（昭和二十五年法律第二百一号）[第九十七条の二第一項](#) 又は[第九十七条の三第一項](#)の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理

解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

- 4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項
その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画等)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「都道府県耐震改修促進計画」という。)を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 [建築基準法第十条第一項](#) から [第三項](#) までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合

当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項

二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

三 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社及びその設立団体（地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第四条第二項に規定する設立団体をいい、当該都道府県を除く。）の長の同意を得なければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 6 前三項の規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。
- 7 市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。
- 8 市町村は、前項の計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 特定建築物に係る措置

（特定建築物の所有者の努力）

第六条 次に掲げる建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（第八条において「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているもの（以下「特定建築物」という。）の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のもの

の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

- 三 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であつて、その敷地が前条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

(指導及び助言並びに指示等)

第七条 所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のものについて必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定建築物

三 前条第二号に掲げる建築物である特定建築物

- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物、特定建築物の敷地若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、特定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 6 第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

第八条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 建築物の位置

- 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
 - 三 建築物の耐震改修の事業の内容
 - 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
 - 五 その他国土交通省令で定める事項
- 3 所管行政庁は、第一項の申請があつた場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。
- 一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。
 - 二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
 - 三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の[建築基準法](#)又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、[同法第三条第二項](#)の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築（柱の径若しくは壁の厚さを増加させ、又は柱若しくは壁のない部分に柱若しくは壁を設けることにより建築物の延べ面積を増加させるものに限る。）、改築（形状の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）を伴わないものに限る。）、大規模の修繕（[同法第二条第十四号](#)に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（[同条第十五号](#)に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の[同法](#)又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
 - イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の[建築基準法](#)又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
 - ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。
- 四 第一項の申請に係る建築物が耐震関係規定に適合せず、かつ、[建築基準法第三条第二項](#)の規定の適用を受けている耐火建築物（[同法第二条第九号の二](#)に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が[同法第二十七条第一項](#)、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、

かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

□ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

(1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

(2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。

5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。

6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分(以下この項において「建築物等」という。))については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。

一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であって、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの

二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等

7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定は、適用しない。

8 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

(計画の変更)

第九条 計画の認定を受けた者(第十三条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。)は、当該計画の認定を受けた計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(報告の徴収)

第十条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画(前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。)に係る建築物(以下「認定建築物」という。)の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

第十一条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第十二条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章 建築物の耐震改修に係る特例

(特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例)

第十三条 第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、[特定優良賃貸住宅法第五条第一項](#)に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について[特定優良賃貸住宅法第三条第四号](#)に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、[特定優良賃貸住宅法](#)の規定にかかわらず、都道府県知事([地方自治法](#)(昭和二十二年法律第六十七号)[第二百五十二条の十九第一項](#)に規定する指定都市又は[同法第二百五十二条の二十二第一項](#)に規定する中核市の区域内にあっては、当該指定都市又は中核市の長。第三項において同じ。)の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。

2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合においては、当該賃貸借を、[借地借家法](#)(平成三年法律第九十号)[第三十八条第一項](#)の規定による建物の賃貸借(国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。)としなければならない。

3 [特定優良賃貸住宅法第五条第一項](#)に規定する認定事業者が[第一項](#)の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における[特定優良賃貸住宅法第十一条第一項](#)の規定の適用については、[同項](#)中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第百二十三号)第十三条第二項の規定」とする。

(機構の業務の特例)

第十四条 第五条第三項第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に機構による

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構は、[独立行政法人都市再生機構法](#)（平成十五年法律第百号）[第十一条](#)に規定する業務のほか、委託に基づき、政令で定める建築物（[同条第三項第二号](#)の住宅又は[同項第四号](#)の施設であるものに限る。）の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

（公社の業務の特例）

第十五条 第五条第三項第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、公社は、[地方住宅供給公社法第二十一条](#)に規定する業務のほか、委託により、住宅の耐震診断及び耐震改修並びに市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

2 前項の規定により公社の業務が行われる場合には、[地方住宅供給公社法第四十九条第三号](#)中「[第二十一条](#)に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第十五条第一項に規定する業務」とする。

（独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮）

第十六条 独立行政法人住宅金融支援機構は、法令及びその事業計画の範囲内において、認定建築物である住宅の耐震改修が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

第六章 耐震改修支援センター

（耐震改修支援センター）

第十七条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他営利を目的としない法人であつて、第十九条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

- 一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(指定の公示等)

第十八条 国土交通大臣は、前条の規定による指定(以下単に「指定」という。)をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

2 センターは、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(業務)

第十九条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 認定事業者が行う認定建築物である特定建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った国土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証をすること。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第二十条 センターは、国土交通大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務(以下「債務保証業務」という。)のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

(債務保証業務規程)

第二十一条 センターは、債務保証業務に関する規程(以下「債務保証業務規程」という。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 債務保証業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

3 国土交通大臣は、第一項の認可をした債務保証業務規程が債務保証業務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、その債務保証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第二十二條 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

（区分経理）

第二十三條 センターは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

- 一 債務保証業務及びこれに附帯する業務
- 二 第十九条第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

（帳簿の備付け等）

第二十四條 センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

（監督命令）

第二十五條 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告、検査等）

第二十六條 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（指定の取消し等）

第二十七條 国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 第十八条第二項又は第二十二条から第二十四条までの規定のいずれかに違反し

たとき。

二 第二十一条第一項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。

三 第二十一条第三項又は第二十五条の規定による命令に違反したとき。

四 第十七条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

五 センター又はその役員が、支援業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により指定を受けたとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第七章 罰則

第二十八条 第七条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条又は第二十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十四条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

三 第二十四条第二項の規定に違反した者

四 第二十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第二十六条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限)

2 第十四条の規定により機構が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成二十七年十二月三十一日までに締結される場合に限り行うことができる。

附 則 (平成八年三月三十一日法律第二一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成九年三月三十一日法律第二六号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

- 第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一七年七月六日法律第八二号） 抄

（施行期日）

- 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年一月七日法律第一二〇号） 抄

（施行期日）

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（処分、手続等に関する経過措置）

- 第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律（次項において「旧法」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

- 2 新法第八条及び第九条の規定は、この法律の施行後に新法第八条第一項又は第九条第一項の規定により申請があった認定の手続について適用し、この法律の施行前に旧法第五条第一項又は第六条第一項の規定により申請があった認定の手続については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

- 第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

- 第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成一八年六月二日法律第五〇号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

（調整規定）

- 2 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）の施行の日が施行日後となる場合には、施行日から同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。次項において「組織的犯罪処罰法」という。）別表第六十二号の規定の適用については、同号中「中間法人法（平成十三年法律第四十九号）第百五十七条（理事等の特別背任）の罪」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百三十四条（理事等の特別背任）の罪」とする。
- 3 前項に規定するもののほか、同項の場合において、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的犯罪処罰法の規定の適用については、第四百五十七条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における旧中間法人法第百五十七条（理事等の特別背任）の罪は、組織的犯罪処罰法別表第六十二号に掲げる罪とみなす。

参考資料④

建築物の耐震改修の促進に関する
法律の一部を改正する法律の施行について
(平成 18 年 1 月：国土交通省)

「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」 の施行について

国 土 交 通 省
平成18年1月25日

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第120号）が、関係政省令及び国土交通大臣が定める基本方針とともに、平成18年1月26日に施行されますのでお知らせします。

今般の改正では、

○国土交通大臣による基本方針の策定及び地方公共団体による耐震改修促進計画の策定

○地方公共団体による耐震改修等の指導等の対象に、多数の者の円滑な避難に支障となるおそれがある建築物の追加

○地方公共団体による耐震改修等の指示等の対象に、幼稚園、小中学校、老人ホーム等の追加及び規模要件の引き下げ

○耐震改修支援センターによる債務保証、情報提供等の実施

等の施策を盛り込んでいます。

このうち、国土交通大臣が定める基本方針においては、耐震診断・改修の促進に関する基本的な事項、住宅及び特定建築物の耐震化率等の目標、都道府県が定める耐震改修促進計画の内容等について定めています。

今後、都道府県耐震改修促進計画については、施行後半年以内、遅くとも1年以内を目途に策定していただくことを考えています。

また、平成17年度補正予算案及び18年度予算案において、住宅・建築物耐震改修等事業の拡充を、18年度税制改正において、耐震改修促進税制の創設を予定しており、こうした支援策も活用しながら、関係者と連携して住宅・建築物の耐震化を促進してまいります。

【問い合わせ先】

国土交通省（代表 03-5253-8111）

住宅局建築指導課

石坂、高橋（内線 39-566）

（直通 03-5253-8514）

改正耐震改修促進法のポイント及び関連制度の概要

1 計画的な耐震化を促進します

国による基本方針【告示】

《主な内容》

- 基本的な事項
- 耐震化の目標（住宅・特定建築物）
75%（H15）→少なくとも9割（H27）
- 技術指針
- 啓発及び知識の普及
- 都道府県耐震改修促進計画の内容

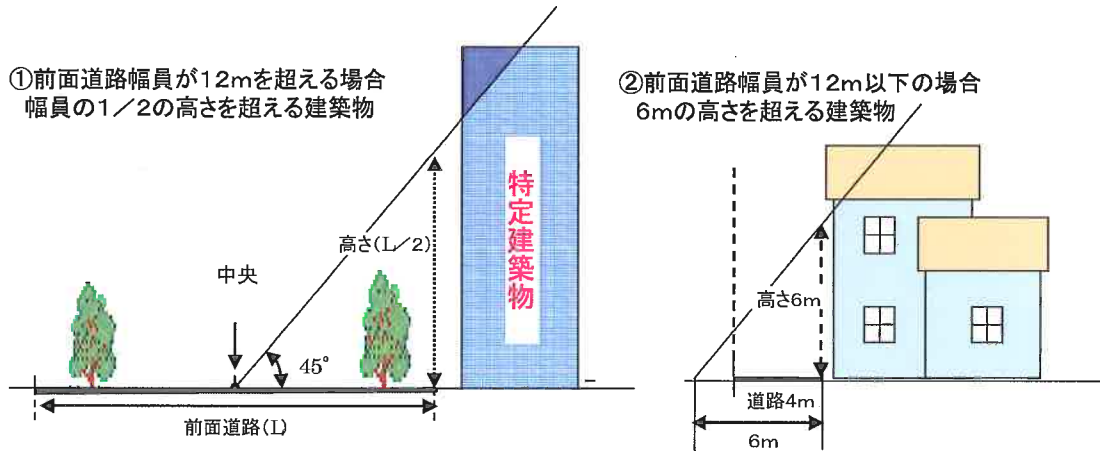
地方公共団体による耐震改修促進計画 （都道府県は遅くとも1年以内を目途に策定）

《主な内容》

- 耐震化の目標
- 公共建築物について、速やかな耐震診断、結果の公表、整備プログラム策定等
- 耐震診断・改修の促進を図るための施策
- 避難者等の通行を確保すべき道路（※道路閉塞）
- 建築物の所有者に対する指導等の考え方
- 地震防災マップ、相談体制の整備等
- 都道府県内の市町村耐震改修促進計画の策定

2 建築物の所有者等に対する指導等を強化します

- 指示等の対象に、幼稚園、小中学校、老人ホーム等を追加【法改正】
あわせて、これらの建築物の規模要件を引き下げ、指導等の対象も拡大【政令改正】
例. 特定建築物（幼稚園・保育園）の規模要件（旧）3階・1000㎡以上→（新）2階・500㎡
- 指示等の対象に、危険物を取り扱う建築物を追加【法改正・政令改正】
- 指導等の対象に、道路閉塞させる住宅・建築物（下図）を追加【法改正・政令改正】
※都道府県耐震改修促進計画において、対象となる道路（※）を指定。さらに、緊急輸送道路の場合は補助率をかさ上げ

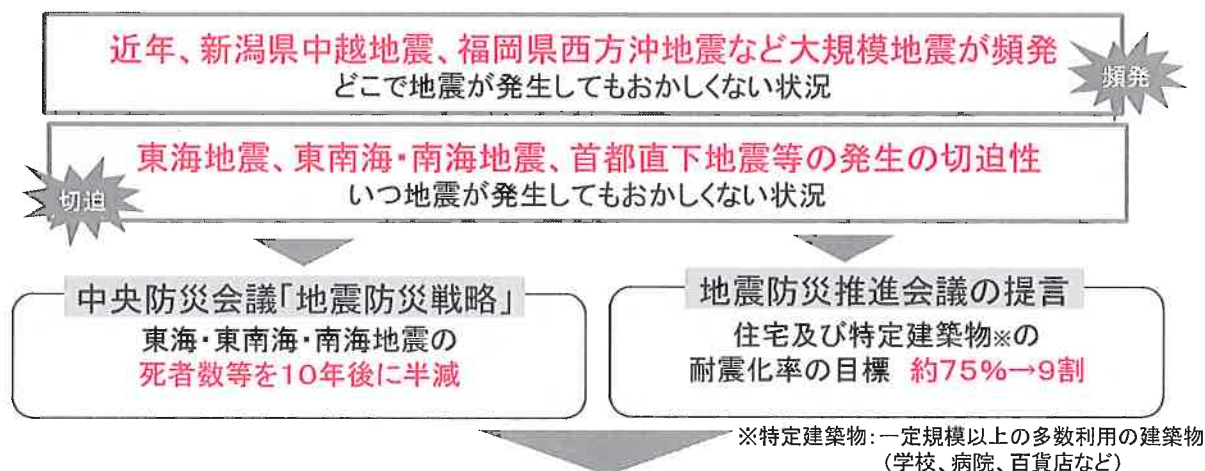


- 地方公共団体の指示に従わない特定建築物を公表【法改正】
- 倒壊の危険性の高い特定建築物については建築基準法により改修を命令【建築基準法】

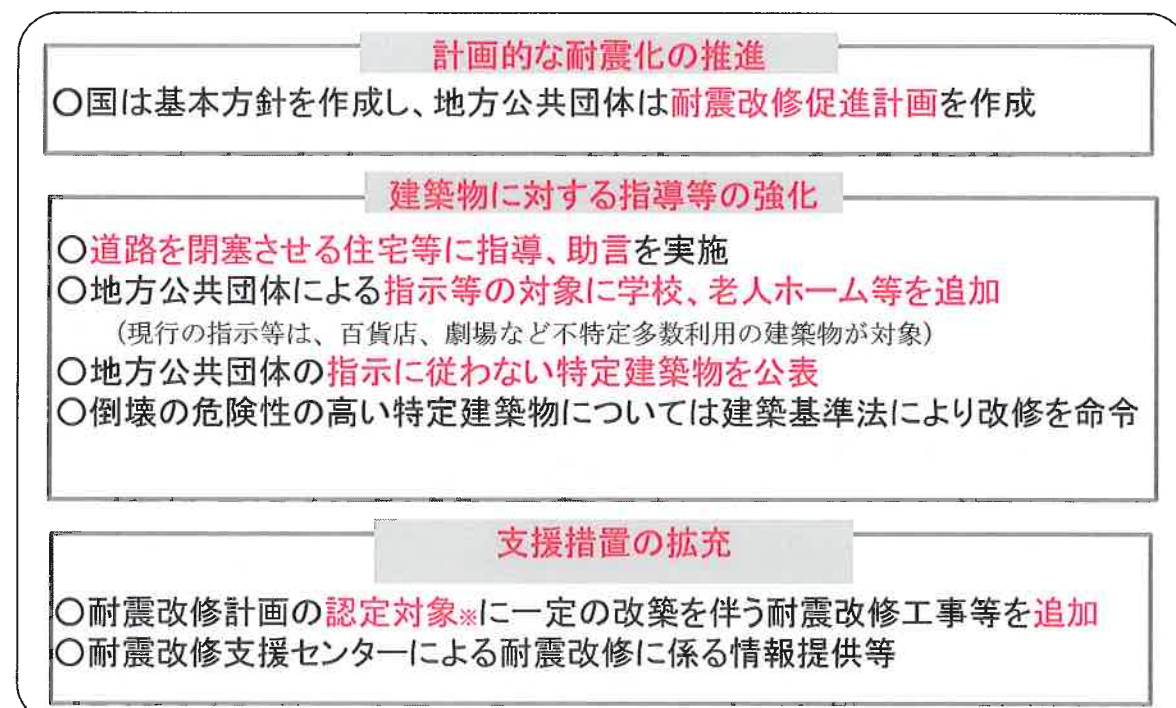
3 耐震化の支援制度を充実します

- 耐震改修支援センターによる債務保証、情報提供等の実施【法改正】
- 住宅・建築物耐震改修等事業の拡充【17年度補正予算・18年度予算】
※耐震診断 国1/3（緊急輸送道路沿道建築物の場合1/2）
耐震改修 国7.6%（緊急輸送道路沿道建築物の場合33.3%）
※予算額 130億円（18年度）・30億円（17年度補正）← 20億円（17年度予算）
- 耐震改修促進税制の創設【18年度税制改正】
※一定の区域内において耐震改修工事に要した費用の10%相当額（20万円を上限）を所得税額から控除。
また、固定資産税額を一定期間、1/2に減額
※事業者が行う特定建築物の耐震改修工事の費用について10%の特別償却

改正耐震改修促進法の概要



(耐震改修促進法の改正のポイント)



※耐震改修計画の認定により、耐震関係規定以外の不適格事項が適用されないという、建築基準法上の特例が受けられる。

効果

地震による**死者数・経済被害が減少**

東海地震の被害の軽減(耐震化の効果)

死者数 6700人→3200人

経済被害 11.6兆円減少

東南海・南海地震の被害の軽減(耐震化の効果)

死者数 6600人→2900人

経済被害 18.8兆円減少

建築物の耐震化により**緊急輸送道路や避難路が確保**

仮設住宅やがれきの減少が図られ、**早期の復旧・復興に寄与**

耐震改修促進法に基づく特定建築物の範囲の拡大

指導・助言対象

《現行》

学校、病院、劇場、百貨店、事務所、老人ホーム、賃貸住宅等多数の者が利用する建築物

用途にかかわらず一律
3階・1000㎡以上

《改正》

【特定建築物の(用途に応じた)規模の引き下げ】

- 避難弱者の利用する建築物の規模を引き下げ
- 一般体育館は実態にあわせて1階建てでも対象

- 幼稚園・保育所：2階・500㎡以上
- 小・中学校等：2階・1000㎡以上
- 老人ホーム等：2階・1000㎡以上
- 一般体育館：1000㎡以上(階数要件なし)
- その他の多数利用の建築物
：3階・1000㎡以上(現行どおり)

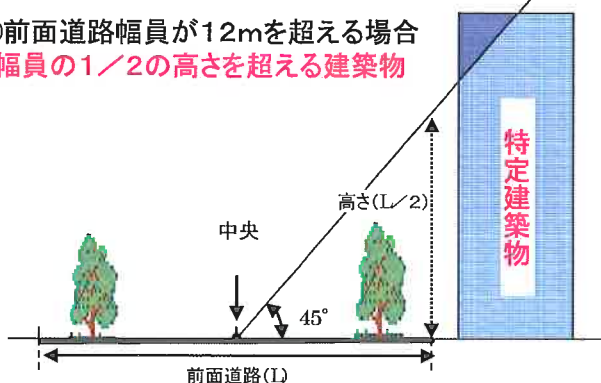
【法改正により追加した特定建築物】

- 道路閉塞させる住宅・建築物(政令により一定の高さ以上のものと規定)※下図参照
- 危険物を取り扱う建築物(政令により危険物の種類・量を規定)

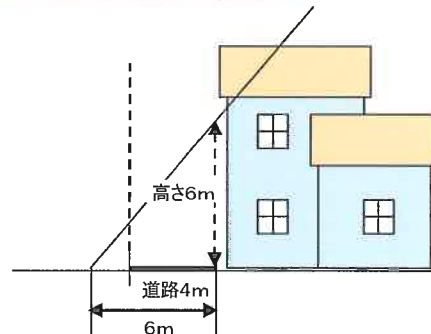
道路閉塞させる住宅・建築物

※多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある住宅・建築物

- ①前面道路幅員が12mを超える場合
幅員の1/2の高さを超える建築物



- ②前面道路幅員が12m以下の場合
6mの高さを超える建築物



指示・立入検査対象

《現行》

病院、劇場、百貨店等不特定多数の者が利用する建築物

用途にかかわらず一律
3階・2000㎡以上

《改正》

【特定建築物の(用途に応じた)規模の引き下げ】

- 一般体育館は実態にあわせて1階建てでも対象

- 一般体育館：2000㎡以上(階数要件なし)
- その他の不特定多数の者が利用する建築物
：3階・2000㎡以上(現行どおり)

【法改正により追加した指示等の対象となる特定建築物】

- 避難弱者の利用する建築物については小規模なものも対象

- 幼稚園・保育所：2階・750㎡以上
- 小・中学校等：2階・1500㎡以上
- 老人ホーム等：2階・2000㎡以上
- 危険物を取り扱う建築物：500㎡以上

国土交通大臣による基本方針の概要

1 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

- 住宅・建築物の所有者等が、自らの問題・地域の問題として意識をもって取り組むことが不可欠。国及び地方公共団体は、こうした取り組みをできる限り支援。
- 公共建築物については、災害時の機能確保の観点からも強力に耐震化。
- 所管行政庁は、すべての特定建築物に対して指導・助言を実施（するよう努める）。また、指導に従わない一定規模以上の建築物については指示を行い、指示にも従わない場合はその旨を公表。さらに、著しく危険性が高い建築物については建築基準法に基づき勧告や命令を実施。
- ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井等の落下防止対策、地震時のエレベータ内の閉じ込め防止対策についても推進。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

- 住宅及び特定建築物の耐震化率について、それぞれ、現状の75%を、平成27年までに少なくとも9割にすることを目標。（この間に、住宅の耐震改修は約100万戸、特定建築物の耐震改修は約3万棟の実施が必要）
- また、耐震診断については、耐震化率の目標達成のため、少なくとも、住宅は5年間で約100万戸、10年間で約150～200万戸、特定建築物は5年間で約3万棟、10年間で約5万棟の実施が必要。

3 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

- 建築物の耐震診断・改修のための技術指針を提示。
- 建築物の敷地の規定を新たに追加。

4 啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

- 地震防災マップ等を活用した情報提供、町内会等を通じた啓発・普及等を推進。

5 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項等

- 都道府県耐震改修促進計画を速やかに作成。
- 耐震改修等の目標を策定。特に学校、病院、庁舎等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断の速やかな実施及び結果の公表するとともに耐震化の目標を設定。
- 地震発生時に通行を確保すべき道路として、緊急輸送道路、避難路等を記載。特に緊急輸送道路のうち、災害時の拠点施設を連絡する道路で、災害時に重要な道路については、平成27年度までに沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として記載。
- 所有者等に対する助成制度、詳細な地震防災マップの公表、相談窓口の設置、パンフレットの配布、情報提供、講習会の開催、啓発・普及、町内会等の取り組み支援等に係る事業について記載。
- すべての市町村において耐震改修促進計画を策定することが望ましい。内容は都道府県計画に準ずるものとし、地域固有の状況を考慮して策定。

耐震改修促進法をめぐる最近の動き



耐震診断及び耐震改修に係る支援制度の概要

	戸建住宅	共同住宅	建築物
補助・交付金	住宅・建築物耐震改修等事業		
	耐震診断		
	負担割合: 国1/2+地方1/2 又は 国1/3+地方1/3+所有者1/3		国1/3+地方1/3+所有者1/3
	耐震改修		
	国7.6%+地方7.6% 既成市街地で、地震により 道路閉塞が生じるおそれの ある地区の住宅	国7.6%+地方7.6% 〔DID等で、耐震改修促進法の認定を受けた 一定規模以上の建築物〕	
	その他事業の例		
	国1/2+地方1/2 耐震改修の計画策定、ハザードマップ作成、相談体制整備、講習会開催、技術者の育成、 パンフレット作成、情報提供(事業者情報、概算工事費、事例集)、地域の地震防災活動支援等		
	H18予算 国費 20億円(H17) ➡ 130億円(H18)+30億円(H17補正)		
	①緊急輸送道路の沿道の建築物の場合に補助率のかさ上げ H17補正 耐震診断: 1/2(国・地方で全額負担)、耐震改修: 1/3(国・地方で合計2/3)		
	②地震防災対策強化地域内等※に限定していた地域要件を撤廃し、全国展開 ※東海地震、東南海・南海地震、南関東直下地震等のおそれのある地域		
融資制度	地域住宅交付金／まちづくり交付金 地方公共団体独自の提案による事業 ※助成要件、助成率等は地方公共団体が独自に決定		
	住宅金融公庫融資 (戸建住宅の場合) (マンションの場合) 基本融資額 1000万円 融資額 工事費の80%以内 金利3.21% H18.3.7現在 (150万円/戸) (基準金利より0.2%マイナス) 金利3.01% H18.3.7現在		日本政策投資銀行融資 (環境配慮型社会形成促進事業) 政策金利 I 融資比率50%
	住宅ローン減税制度 10年間、ローン残高の0.5~1%を所得税額から控除		
税制	耐震改修促進税制 H18税制 一定の区域内において、耐震改修に要した費用の10%相当額(20万円を上限)を所得税額から控除。また、固定資産税を一定期間、1/2に減額		耐震改修促進税制 事業者が行う特定建築物の耐震改修工事の費用について10%の特別償却
	中古住宅購入の際のローン減税 築後年数要件(マンション25年以内、木造戸建20年以内)を撤廃し、新耐震基準への適合を要件化(H17より)		

住宅・建築物の耐震化の状況について

1 阪神・淡路大震災の被害の状況

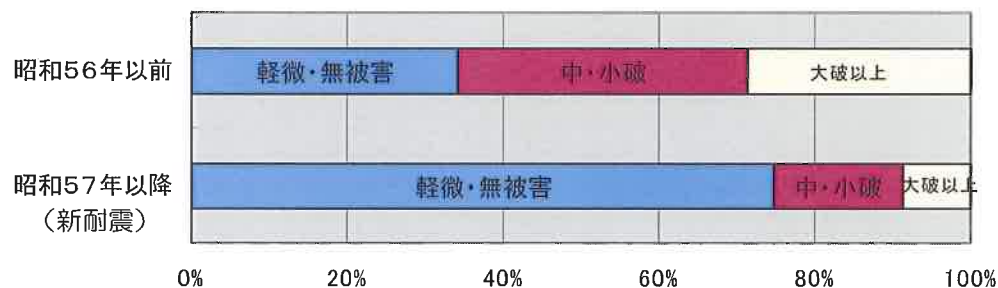
①死者数の約9割が住宅の倒壊等によるもの。

	死 者 数
家屋、家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの	4,831 (88%)
焼死体（火傷死体）及びその疑いのあるもの	550(10%)
その他	121 (2%)
合 計	5,502 (100%)

※平成7年度版「警察白書」より（平成7年4月24日現在）警察庁調べ

※平成15年12月25日現在の死者数は6434名、全壊住家数は約10万5千戸（消防庁）

②昭和56年以前の建築物（「新耐震」以前の建築物）に大きな被害。



2 中央防災会議「地震防災戦略」（平成17年3月）

中央防災会議において「地震防災戦略」を決定。東海地震及び東南海・南海地震の被害想定や経済被害について、今後10年間で半減させるという減災目標を定めるとともに、この目標を達成するため必要となる住宅の耐震化率の目標（現在の住宅の耐震化率75%を10年後に9割とすること）を設定。

【耐震化率と揺れによる死者数の推計】

	東海地震		東南海・南海地震	
	被害想定	減災効果	被害想定	減災効果
全死者数	約9,200人	約4,400人	約17,800人	約9,000人
うち建物倒壊	約6,700人	約3,200人	約6,600人	約2,900人

（参考）耐震化率10割でも、揺れによる死者数は東海地震で1680人、東南海・南海地震で1370人と試算。

3 住宅・建築物の耐震化の現状と目標

①耐震化の現状

耐震性が不十分な住宅・建築物は、

住宅総数約4700万戸のうち1150万戸（25%）、

住宅以外の建築物の総数340万棟のうち120万棟（35%）、

特定建築物*の総数36万棟のうち9万棟（25%）と推計。

※特定建築物：一定規模以上の学校、病院、百貨店等多数利用の建築物

②今後10年間の耐震化の目標

住宅の目標：耐震化率：約75%→9割

特定建築物の目標：耐震化率：約75%→9割

	平成15年推計値		平成27年目標
住宅 総数	約4700万戸		約4950万戸
うち耐震性あり	約3550万戸(75%)		約4450万戸(90%)
うち耐震性なし	約1150万戸(25%)		約500万戸(10%)
特定建築物 総数	約36万棟		約40万棟
うち耐震性あり	約27万棟(75%)		約36万棟(90%)
うち耐震性なし	約9万棟(25%)		約4万棟(10%)

※平成15年 住宅・土地統計調査等の集計をもとに国土交通省推計

③目標達成のために必要な戸数（棟数）

目標達成のためには、建替えについて従来より増加させるとともに、耐震改修のペースを従来の2～3倍で行うことが必要。

住宅 現状の耐震化戸数 改修 約5万戸/年 建替え 約40万戸/年		目標達成に必要な戸数 改修 約10～15万戸/年 建替え 約45～50万戸/年
特定建築物 現状の耐震化棟数 改修 約1千棟/年 建替え 約1千棟/年		目標達成に必要な棟数 改修 約3千棟/年 建替え 約2千棟/年

4 現行の耐震改修促進法の概要

耐震改修促進法（建築物の耐震改修の促進に関する法律）は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年に制定。

○多数の者が利用する建築物の所有者に耐震診断・改修の努力義務

○認定された耐震改修工事について耐震関係規定以外の不適格事項の不遡及

○特定行政庁による指導、助言、指示等

【耐震改修促進法の施行状況（平成16年度までの累計）】

指導・助言	指示	耐震改修計画の認定
31,750	1,969	3,076

5 耐震改修等の実績

(地方公共団体が自ら実施、又は補助等を行って把握している数)

	住 宅 (共同住宅含む)	特定建築物
全 数	約4700万戸	約17万3千棟
耐震診断実績累計	約26万戸	約4万7千棟
うち国庫補助	約21万戸	62棟
耐震改修実績累計	約1万戸	約1万2千棟
うち国庫補助	54戸 (戸建て：14戸) (共同住宅：40戸)	61棟

(H17. 3. 31現在)

6 耐震診断・耐震改修に係る講習会の受講者数

講習会の種別	人数
①木造	29,400名
②鉄筋コンクリート造	23,800名
③鉄骨造	12,200名
④鉄骨鉄筋コンクリート造	1,700名
⑤その他耐震診断、耐震改修に係る講習	6,700名
総受講者	73,800名

(財)日本建築防災協会による集計 (平成17年12月現在)

参考資料⑤

島根県耐震改修促進計画概要版

(平成 19 年 2 月：島根県)

島根県建築物耐震改修促進計画（概要）

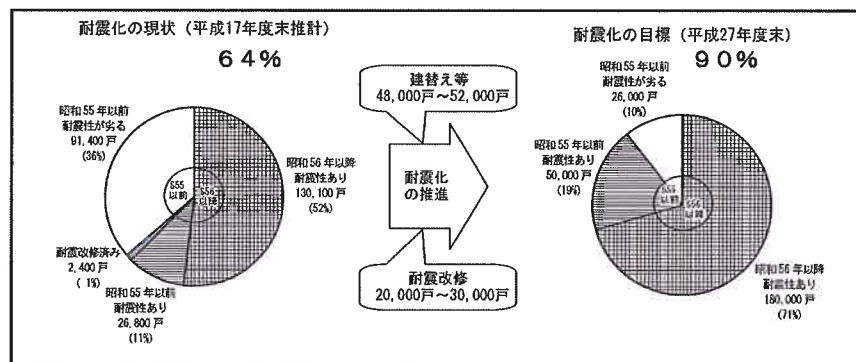
島根県耐震改修促進計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づき、県内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために策定するものである。

1 想定される最大震度、想定される被害の状況（島根県地域防災計画（震災編）より）

想定地震	最大震度	被害想定		
		木造・非木造建物の大破棟数	冬季地震の木造建物焼失棟数	冬季震災の死者数
①松江南方の地震	6強（一部7）	12,112棟	22,521棟	1,391人
②大田市西南方の地震	6強	4,429棟	2,656棟	373人
③浜田市沖合の地震	6強	2,588棟	697棟	148人
④津和野町付近の地震	6弱	610棟	2棟	7人

2 耐震化の現状と目標設定

(1) 住宅



(2) 多数の者が利用する特定建築物

耐震化率の目標90%（平成27年度末）

多数の者が利用する特定建築物の用途別、所有関係別の目標（単位％）。

建築物		現状の耐震化率 (平成17年度末)	公共建築物 民間建築物	耐震化率の目標 (平成27年度末)	公共建築物 民間建築物
多数の者が利用する特定建築物 (法第6条第1号)		62 [66]	61 [65] 65 [66]	90 [100]	95 [100] 85 [100]
災害時の拠点となる建築物	県庁、市役所、町役場、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉センター、体育館等	55 [61]	54 [60] 68 [69]	94 [100]	93 [100] 96 [100]
不特定多数の者が利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等	56 [58]	71 [73] 51 [52]	82 [100]	99 [100] 76 [100]
特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍、下宿、事務所、工場等	76 [77]	80 [81] 72 [72]	91 [100]	97 [100] 85 [100]

※ [] は耐震診断の実施状況を表す。

(3) 危険物を貯蔵又は処理場の用途に供する建築物 耐震化率の目標90%（平成27年度末）

(4) 通行を確保すべき道路沿いの建築物 耐震化率の目標90%（平成27年度末）

3 建築物の耐震化目標を達成するための施策

(1) 施策の実施方針

平成19年度より新たに「建築物等大規模地震対策促進事業」を創設し、“耐震診断・耐震改修の促進”、“啓発・知識普及”及び“法的措置”の3つの基本施策による総合的な対策に取り組む。

また、優先的に耐震化すべき建築物及び重点的に耐震化すべき地域を定め、効果的に耐震化を進める。

(2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策（基本施策1）

◆診断及び改修の誘導・支援策	①顕彰制度の創設	耐震化に関する先進的な事例・アイデアを顕彰
	②自治会による耐震化の取り組み	自治会単位での耐震化の仕組みづくり
	③リフォームに併せた耐震改修の促進	リフォームに併せた耐震化の仕組みづくり
	④業界による耐震化の取り組み	耐震化工事の需要拡大に向けた積極的営業活動
	⑤県・市町村が実施する支援策	補助事業等を活用した必要な助成制度の創設等
	⑥耐震改修促進税制の活用	各種特例措置の適用が可能な制度構築、啓発
	⑦県住宅供給公社による支援策	分譲住宅の耐震化、市町村の技術支援
◆安心して診断及び改修できる環境整備	①優良な技術者の養成	専門講習会の開催による優良な技術者の養成
	②技術者等の登録制度の実施	優良な技術者等の登録・公表制度の創設
	③相談窓口の設置	関係機関による相談窓口の設置、体制の充実
	④技術開発の促進	関係機関による建築技術研究発表会の開催
	⑤特定優良賃貸住宅の空家の活用	耐震改修によって必要となる仮住宅の確保
◆地震時の総合的な安全対策	①建築物以外の地震予防対策	ブロック塀倒壊、家具転倒防止対策等の実施
	②土砂災害防止対策	危険住宅の移転、土砂災害防止事業の推進
	③密集市街地の地震防災対策	総合的な市街地整備事業等の導入等
	④地震発生後の応急対策	応急危険度判定の実施、賃貸住宅の紹介等
	⑤地震保険等への加入促進	地震保険等の加入促進に向けた情報提供

(3) 建築物の地震防災に関する啓発及び知識普及のための施策（基本施策2）

◆地震防災マップの作成・公表	①市町村ごとの防災マップの作成	住民の意識啓発に資する防災マップの作成
	②身近な防災マップの作成	身近な危険が実感できる街区防災マップの作成
◆効果的な啓発メディアの整備	①啓発用パンフレット等の作成	地震防災・耐震改修に関するパンフレット等の作成
	②耐震改修事例集の作成	改修工事事例集を作成し相談業務等に活用
	③広報用ビデオ等の活用	ビデオ等を購入し研修・学習教材として活用
◆多様な学習機会の提供	①設計を通じた地域学習会の開催	住宅の改修設計を通じたワークショップの開催
	②セミナー・講習会等の開催	一般県民・特定建築物所有者向け講習会の実施
	③自治会による防災学習会の開催	自治会単位のきめ細かい防災学習会の開催
	④各種行事を活用した広報の実施	防災週間等の行事を活用した啓発活動の実施

(4) 特定建築物の所有者に対する法的措置等の実施（基本施策3）

◆耐震改修促進法による措置	①指導・助言の実施	耐震診断・改修についての指導、助言の実施
	②指示の実施	指導、助言に従わない所有者に対する指示
	③公表の実施	指示に従わない所有者に対する公表
◆建築基準法による措置	①是正勧告の実施	放置すれば保安上危険となる恐れのある建築物の所有者に対する勧告
	②是正命令の実施	保安上危険な建築物の所有者に対する命令

参考資料⑥

島根県地震被害想定調査

(平成 8 年：島根県)

第4節 地震被害想定

本計画は、近年の社会経済情勢の変化並びに島根県における地震災害履歴や全国的に見た震災災害の教訓・課題を反映するものとする。

第1 地震被害想定調査の概要

平成7年度と8年度の2ヶ年にわたって「島根県地震被害想定調査」を実施した。本調査では、地域単位として約500mのメッシュを用い分割した。

想定地震は以下の4地震について実施した。

また、本県の被害想定調査に関しては「夏の夕方（午後6時）」及び「冬の夕方（午後6時）」の2つを前提として被害想定を実施した。

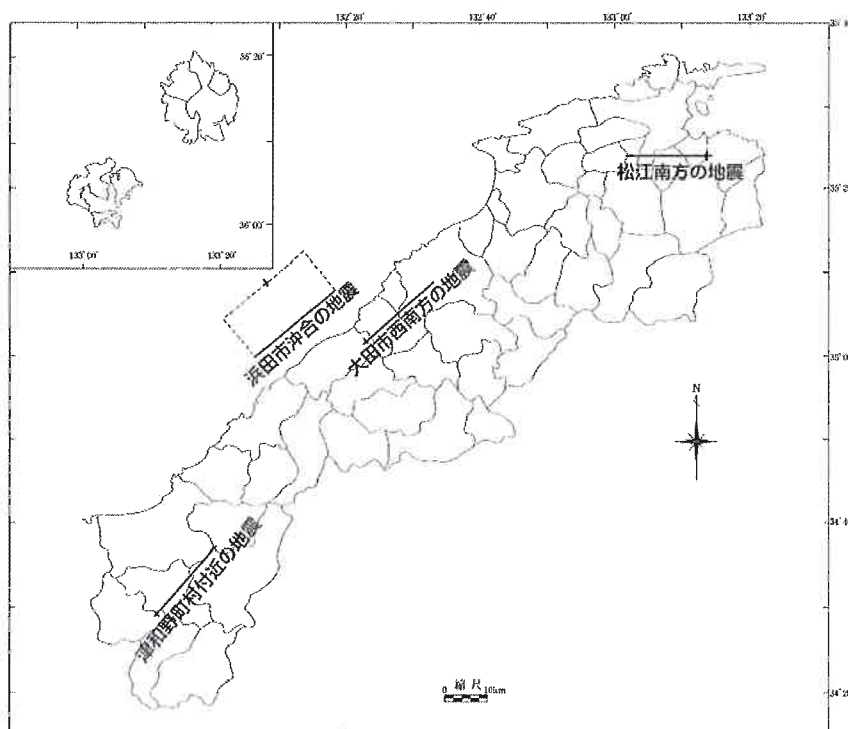
第2 想定条件

想定地震は、県内の東部、中東部、中西部及び西部の4地域について以下の4地震を設定した。

- ① 松江南方の地震
- ② 大田市西南方の地震
- ③ 浜田市沖合の地震
- ④ 津和野町付近の地震

なお、鳥取県西部地震など県境で想定外の地震が発生するケースも近年発生しているが、これらは上記①の想定地震により基本的にカバーできるため、想定条件の変更は行わない。

震源断層位置図



想定断層のパラメータ

	松 江 南 方	大田市西南方	浜田市沖合	津和野町付近
マグニチュードM	7.0	7.0	7.1	7.0
長さL (km) ¹⁾	20.0	20.0	23.0	20.0
幅 W (km) ²⁾	10.0	10.0	11.5	10.0
深さd (km) ³⁾	1.0	1.0	3.0	1.0
走向 θ (°)	270	230	230	220
傾斜 δ (°)	90	90	10	90
ライスタイム τ ⁴⁾	1.6	1.6	1.8	1.6
S波速度VS (km/sec)	3.0	3.0	3.0	3.0
破壊伝播速度 Vr (km/sec) ⁵⁾	2.2	2.2	2.2	2.2
断層 北緯 (°)	35.25	35.03	35.09	34.29
原点 東経 (°)	133.14	132.23	132.08	131.52
破壊開始点 ⁶⁾	断層東端 下部より	断層西南端 下部より	断層中央 下部より	断層西南端 下部より
破壊形式	同心円状	同心円状	同心円状	同心円状
	880年 M=7.0 133.20° 35.40°		1872年 M=7.1 132.10° 35.15°	1676年 M=6.5 131.8° 34.5° 1778年 M=6.5 132.0° 34.6°
参考・出典	1) 松田 (1975) : $\text{Log}L=0.6M-2.9$ 2) $W=L/2$ 3) 地震基盤までの平均的深さ 4) 佐藤 (1989) : $\tau=100.5M-1.4/80$ 5) 阿部 (1978) : $V_r=0.72V_s$ 6) 県内都市に影響の大きい位置			

第3 想定される被害の概要

1 地震動、液状化

各想定地震が起こった場合の地表加速度分布、震度分布、液状化危険度分布を示す。以下にその結果について述べる。

(1) 地表加速度

ア 松江南方の地震

宍道湖南側には700～1100galと大きい加速度を示す地域が見られる。また、宍道湖周辺部では500～700galの加速度を示す地域が見られる。

イ 大田市西南方の地震

震源直上付近には700～1100galと大きい加速度を示す地域が見られる。また、震源から東側にかけて、500～700galを示す地域が見られる。

ウ 浜田市沖合の地震

沿岸の一部で700～1100galの加速度を示す地域が見られる。また、江津市から大田市（旧仁摩町）にかけて500～700galの加速度を示す所が点在する。

エ 津和野町付近の地震

震源直上付近で500～700galの加速度を示す所が点在する。

(2) 震度

ア 松江南方の地震

宍道湖南側の一部分で震度7を示す。東出雲町から出雲市にかけての宍道湖周辺は震度6強を示す。また、震源付近から出雲平野、出雲市（旧平田市域）・松江市の日本海側と広い範囲において震度6弱を示す。

イ 大田市西南方の地震

震源直上から東側にかけて震度6強を示す。また、震度6弱は、出雲市（旧多伎町西部）より大田市・江津市の全域に分布し、出雲平野まで及んでいる。

ウ 浜田市沖合の地震

浜田市的一部分で震度6強を示す。また、浜田市から大田市の沿岸部は震度6弱を示す。

エ 津和野町付近の地震

震源直上付近で震度6弱を示す。

(3) 液状化危険度

ア 松江南方の地震

出雲平野一帯は発生危険度がかなり高い。また、松江市とその周辺部でもかなり高い所が見られる。

イ 大田市西南方の地震

出雲平野一帯は発生危険度がかなり高い。また、大田市から出雲市にかけて発生危険度がかなり高い所が点在する。

ウ 浜田市沖合の地震

浜田市から大田市にかけて発生危険度のかなり高い所が点在する。また、出雲平野でも発生危険度がかなり高い所が見られる。

エ 津和野町付近の地震

浜田市から益田市の沿岸部と震源に近い山間部に発生危険度のかなり高い所が見られる。

2 崖・斜面の被害

想定対象としたのは、「急傾斜地崩壊危険箇所」と「地すべり危険箇所」である。想定結果において、ランクαは「危険度が高い」、ランクβは「危険性がある」ことを意味する。

ア 松江南方の地震：宍道湖北部の出雲市（旧平田市域）とその南部の松江市（旧玉湯、宍道町域）に、地すべり発生危険度の高いランクαが分布する。

イ 大田市西南方の地震：大田市とその周辺部に地すべり発生危険度の高いランクαが分布する。

ウ 浜田市沖合の地震：浜田市とその東部の江津市に急傾斜地崩壊危険度の高いランクαが分布する。

エ 津和野町付近の地震：益田市、浜田市に急傾斜地崩壊危険度の高いランクαが分布する。

崖・斜面の被害想定結果を見ると、急傾斜地崩壊危険度は県東部より県西部が危険度の高い地域が多い状況となっている。一方、地すべり発生危険度の高い地域は、県西部より県東部がかなり多い状況となっている（島根県地震被害想定調査報告書 p.36参照。）。

・急傾斜地

被害ランク	松 江 南 方 の 地 震	大 田 市 西 南 方 の 地 震	浜 田 市 沖 合 の 地 震	津 和 野 町 付 近 の 地 震
ランク α	47	33	64	67
ランク β	144	157	187	170
合 計	191	190	251	237

・地すべり

被害ランク	松 江 南 方 の 地 震	大 田 市 西 南 方 の 地 震	浜 田 市 沖 合 の 地 震	津 和 野 町 付 近 の 地 震
ランク α	187	134	13	4
ランク β	749	576	322	173
合 計	936	710	335	177

3 津波の被害

津波の被害の想定は、過去の津波資料をもとに検討した結果、特定の波源は想定せず、県内の海岸線に一律の高さで波が来襲することを想定した。

津波の高さの設定については、過去の事例と高潮潮位を参考にして、隠岐・島根半島は標高4.0m、それ以外の地域は2.5mと設定した。

想定結果、浸水家屋数は、5市11町4村で366棟で、浸水人口は1,078人が被害を受けると予想される。最も大きな被害が予測されるのは隠岐の島町である。

4 建築物の被害

想定対象としたのは、住宅、商店、工場、学校など用途、構造を問わず全ての建物である。また、車庫なども独立した建物であれば1棟として想定対象とした。

現況の建物数は約28万棟で、このうち約85%が木造建物である。

基本的に、建物が持っている強度と地震によって加わる力を比較することにより、被害を想定した。建物は構造や階数の違いにより揺れ方や地震に対抗する強度に違いがあるため、木造、鉄筋コンクリート、鉄骨造、その他の4つに区分した。

想定結果は「大破」（倒壊及び現状のままでは住めない状況）、「中破」（そのままでも住める状態ではあるが、かなり修復を要するもの）に区分した。

想定結果は以下の通りである。

ア 松 江 南 方 の 地 震：木造建物被害は、松江市（旧松江市域、玉湯町域）及び出雲市（旧出雲市域）で多く松江市（旧松江市域）の大破棟数は約4,300棟である。

一方、非木造建物の大破数は松江で多く、約800棟の被害である。

イ 大田市西南方の地震：木造建物の大破棟数は出雲市（旧出雲市域）、大田市（旧大田市域）に多く、約1,300～1,600の被害である。

一方、非木造建物の大破棟数は出雲市で多く、約300棟の被害である。

ウ 浜田市沖合の地震：木造建物の大破棟数は浜田市で多く、約1,100棟の被害である。

一方、非木造建物の大破棟数も浜田市で多く、約220棟の被害である。

エ 津和野町付近の地震：木造建物の大破棟数は益田市（旧益田市域）で多く、約450棟の被害である。

一方、非木造建物の大破棟数も益田市（旧益田市域）で多く、約60棟の被害である。

5 火災の被害

想定対象としたのは、全ての独立した建物である。

設定した条件としては、2種類の季節と時刻の組み合わせで出火件数を予測した。その結果は以下の通りである。

- ア 松江南方の地震：松江市（旧松江市域）の焼失棟数が最も多く、夏で約1万2,000棟（焼失率22%）、冬で約2万棟（焼失率37%）である。
- イ 大田市西南方の地震：焼失棟数は出雲市（旧出雲市域）の冬が最も多く、約2,000棟（焼失率7%）である。また出雲市（旧大社町域）でも約500棟（焼失率10%）の焼失棟数である。
- ウ 浜田市沖合の地震：焼失棟数は浜田市（旧浜田市域）の冬が最も多く、約600棟（焼失率3%）である。
- エ 津和野町付近の地震：炎上出火は起こらないと想定され、出火した場合でも消防力の運用によって消火できそうな状況である。

設定した気象条件

地域	夏（午後0時）		冬（午後6時）	
	風速（m/s）	風向	風速（m/s）	風向
隠岐	2.8	東北東	8.8	北西
内陸	1.2	北	5.0	西南西
沿岸	2.3	東北東	8.5	西

6 交通施設の被害

(1) 道路被害

今回、想定したのは島根県内を通る国道、主要地方道、一般県道及び高速道路が対象である。

- ア 松江南方の地震：松江市から出雲市に至る地域とその周辺で、国道50箇所程度、主要地方道と一般県道で130箇所程度の被害が予測される。
- イ 大田市西南方の地震：大田市を主に国道40箇所程度、主要地方道と一般県道で100箇所程度の被害が予測される。
- ウ 浜田市沖合の地震：浜田市から江津市に至る沿岸部を主に国道30箇所程度、主要地方道と一般県道で80箇所程度の被害が予測される。
- エ 津和野町付近の地震：益田市を主に国道20箇所程度、主要地方道と一般県道で40箇所程度の被害が予測される。

(2) 橋梁の被害

島根県内を通る国道、主要地方道、一般県道及び高速道路に架かる橋長15m以上の橋梁を対象に被害想定を行った（島根県地震被害想定調査報告書 p.196参照。県管理分のみ記載）。

- ア 松江南方の地震：被害大のランクAは安来市から出雲市を主に25橋と予測される。
- イ 大田市西南方の地震：被害大のランクAは出雲市から大田市を主に8橋と予測される。
- ウ 浜田市沖合の地震：被害大のランクAは浜田市と江津市を主に4橋と予測される。
- エ 津和野町付近の地震：被害大のランクAも被害中のランクBも予測されない。

(3) 鉄道被害

J R山陰本線、J R木次線、J R三江線、J R山口線と一畑電鉄2路線の計6路線で被害想定を行った。

- ア 松江南方の地震：J R147箇所、一畑電鉄57箇所被害が予測される。J R山陰本線の

安来駅から西出雲駅間、ＪＲ木次線の宍道駅から加茂中駅間で被害が大きい。また、一畑電鉄も被害が大きい。

- イ 大田市西南方の地震：ＪＲ145箇所、一畑電鉄35箇所被害が予測される。ＪＲ山陰本線の田儀駅から仁万駅間、ＪＲ三江線の石見川越駅から潮駅間で被害が大きい。
- ウ 浜田市沖合の地震：ＪＲ150箇所、一畑電鉄21箇所被害が予測される。ＪＲ山陰本線の黒松駅から周布駅間、ＪＲ三江線の江津駅から石見川越駅間で被害が大きい。
- エ 津和野町付近の地震：ＪＲ75箇所、一畑電鉄4箇所被害が予測される。益田市のＪＲ山陰本線鎌手駅から益田駅間とＪＲ山口線益田駅から青野山間の一部で被害が大きい。

(4) 港湾の被害

島根県内の港湾81箇所について被害想定を行った。

- ア 松江南方の地震：中海沿海の松江市で1箇所、東出雲町2箇所、日本海側の出雲市（旧平田市域）で2箇所の計5箇所の被害大が予測される。被害中は松江市で1箇所の被害が予測される。
- イ 大田市西南方の地震：被害大は大田市（旧大田市域で3箇所、旧仁摩町域で1箇所）の計4箇所、被害中は大田市（旧大田市域で2箇所、旧温泉津町域で1箇所、旧仁摩町域で3箇所）で6箇所、出雲市（旧多伎町域）で2箇所の計8箇所の被害が予測される。
- ウ 浜田市沖合の地震：被害大は浜田市1箇所、江津市1箇所、大田市3箇所（旧温泉津町域で2箇所、旧仁摩町域で1箇所）の計5箇所、被害中は浜田市2箇所（旧浜田市域で1箇所、旧三隅町域で1箇所）、大田市4箇所（旧大田市域で1箇所、旧仁摩町域で3箇所）の計6箇所の被害が予測される。
- エ 津和野町付近の地震：被害大になる箇所はなく、被害中が予測されるのは益田市（旧益田市域）3箇所、浜田市（旧三隅町域）1箇所の計4箇所である。

(5) 漁港の被害

島根県内の漁港85箇所について被害想定を行った。

- ア 松江南方の地震：出雲市で4箇所（旧平田市域で2箇所、旧大社町域で2箇所）、松江市で4箇所（旧鹿島町域、旧島根町域で各2箇所）の計8箇所が被害大と予測される。被害中は出雲市で5箇所（旧平田市域で4箇所、旧大社町域で1箇所）、松江市（旧松江市域）で1箇所の計6箇所と予測される。
- イ 大田市西南方の地震：被害大と予測されるのは県全体で10箇所、市町村では大田市（旧大田市域）で5箇所と最も多く予測される。被害中と予測されるのは大田市で4箇所（旧温泉津町が3箇所、旧仁摩町域が1箇所）である。
- ウ 浜田市沖合の地震：被害大と予測されるのは県全体で15箇所、市町村では、大田市（旧温泉津町域）で5箇所、江津市（旧江津市域）で4箇所と予測される。被害中と予測されるのは大田市（旧仁摩町域）1箇所である。
- エ 津和野町付近の地震：被害大と予測される箇所はなく、被害中が予測されるのは益田市1箇所、浜田市（旧三隅町域）1箇所の計2箇所である。

7 ライフラインの被害

(1) 上水道

- ア 松江南方の地震：斐川町2,700箇所、松江市（旧松江市域）2,000箇所及び出雲市（旧出雲市域）で1,400箇所程度の被害が予測される。
- イ 大田市西南方の地震：大田市（旧大田市域）1,300箇所、出雲市（旧佐田町域）で600箇所程度の被害が予測される。
- ウ 浜田市沖合の地震：江津市（旧江津市域）で1,100箇所、浜田市（旧浜田市域）で700箇所程度の被害が予測される。
- エ 津和野町付近の地震：益田市で250箇所（旧益田市域で150箇所、旧美都町域で100箇所）程度の被害が予測される。

(2) 下水道

- ア 松江南方の地震：松江市（旧松江市域）が最も多く、400箇所程度の被害が予測される
- イ 大田市西南方の地震：出雲市で、数箇所の被害が予測される。
- ウ 浜田市沖合の地震：浜田市、江津市で、数箇所の被害が予測される。
- エ 津和野町付近の地震：被害はないと予測される。

(3) 都市ガス

- ア 松江南方の地震：中圧管、低圧管合わせて松江市（旧松江市域）で100箇所、出雲市（旧出雲市域）で130箇所程度の被害が予測される。
- イ 大田市西南方の地震：中圧管、低圧管合わせて、出雲市（旧出雲市域）で20箇所程度の被害が予測される。
- ウ 浜田市沖合の地震：中圧管、低圧管合わせて、浜田市（旧浜田市域）で280箇所程度の被害が予測される。
- エ 津和野町付近の地震：中圧管、低圧管合わせて、益田市（旧益田市域）で数箇所の被害が予測される

(4) LPガス

- ア 松江南方の地震：松江市（旧松江市域）で1,800戸、出雲市（旧出雲市域）で800戸程度の被害が予測され、両市で全体の60%以上を占める。
- イ 大田市西南方の地震：出雲市（旧出雲市域）で600戸、大田市（旧大田市域）で500戸程度の被害が予測され、両市で、全体の65%以上を占める。
- ウ 浜田市沖合の地震：江津市（旧江津市域）で300戸、大田市（旧大田市域）、浜田市（旧浜田市域）ともに200戸程度の被害が予測され、3市で全体の80%を占める。
- エ 津和野町付近の地震：益田市（旧益田市域）で300戸程度の被害が予測され、全体の約65%の被害を占める。

(5) 電気・電話

- ア 松江南方の地震：電気施設被害は松江市（旧松江市域）と出雲市（旧出雲市域）で被害が大きく、旧松江市域で600本、旧出雲市域で800本の電柱被害が予測される。架空線被害は、旧松江市域で2,100kmの被害が予測される。電話施設被害は、旧松江市域と旧出雲市域で被害が大きく、旧松江市域450本、旧出雲市域350本の電柱被害が予測される。
- イ 大田市西南方の地震：電気施設被害は出雲市（旧出雲市域）と大田市（旧大田市域）で被害が大きく、旧出雲市域で660本、旧大田市域で350本の電柱被害が予測される。架空線被害は、旧出雲市域で380kmの被害が予測される。

電話施設被害は、旧出雲市域と旧大田市域で被害が大きく旧出雲市域で300本、旧大田市域で150本の電柱被害が予測される

ウ 浜田市沖合の地震：電気施設被害は旧大田市域と旧浜田市域で被害が大きく、旧大田市域で220本、旧浜田市域で170本の電柱被害が予測される。架空線被害は、旧浜田市域で70kmの被害が予測される。

電話施設被害は旧浜田市域、旧江津市域で被害が大きく、旧浜田市域で300本、旧江津市域で150本の電柱被害が予測される。

エ 津和野町付近の地震：電気施設被害は旧益田市域と旧浜田市域で被害が大きく、旧益田市域で260本、旧浜田市域で50本弱の電柱被害が予測される。架空線被害は若干あるのみである。

電話施設被害は、旧益田市域、旧浜田市域で被害が大きく、いずれも100本前後の電柱に被害が予測される。

8 人的被害

死者数は松江南方の地震で冬の夕方で1,391名、次いで大田市西南方の地震で373名で、津和野町付近の地震では7名である。一方、負傷者数は松江南方の地震で冬の夕方で9,800人以上で、大田市西南方の地震では3,600人に及ぶ。

り災世帯数は松江南方の地震が最も多く、冬の夕方で38,000世帯以上であり、大田市西南方の地震で8,840世帯になる。最も少ないのは津和野町付近の地震で、750世帯である。避難者数は松江南方の地震で冬の夕方で113,000人以上と一番多く、次に大田市西南方の地震と浜田市沖合の地震で、11,000～27,850人に及ぶ。

9 河川堤防の被害

県内の河川堤防を対象に被害想定を行った（島根県地震被害想定調査報告書 p.358参照。）。

松江南方の地震による堤防被害は、斐伊川水系のうち特に斐伊川、宍道湖の兩岸、大橋川、中海の右岸一帯と、左岸の一部及び神戸川の一部でランク α （危険性が高い）の箇所が予測される。

大田市西南方の地震による堤防被害は、出雲市（旧平田市域）、斐川町内の斐伊川と宍道湖の兩岸、神戸川の一部及び美郷町内の江の川でランク α の箇所が予測され、ランク β （危険性がある）は雲南市（旧加茂町域）から出雲市にかけての斐伊川、松江市内の大橋川、美郷町から江津市にかけての江の川で予測される。

浜田市沖合の地震による堤防被害は、江津市の江の川及び出雲市内の神戸川、浜田市内の浜田川、周布川でランク α の箇所が予測される。ランク β は美郷町から川本町にかけての江の川と、出雲市、斐川町の斐伊川、松江市の大橋川で予測される。

津和野町付近の地震による堤防被害は、益田市の高津川、浜田市の浜田川、周布川でランク α の箇所が予測される。

地区別各想定地震による被害想定結果

松江市西方の地震

地区名	建築物		交通被害		ライフライン		人的被害		火災 (焼失棟数)	津波	
	木造 大規模(棟)中規模(棟)	非木造 大規模(棟)中規模(棟)	道路 (箇所)	橋梁 (箇所)	ガス (箇所)	電気 (箇所)	死者 (人)	負傷者 (人)		浸水家屋 (世帯)	浸水人口 (人)
松江	6,662 13,561	993 1,804	76	14	4 4,163	2,372 941	1,024	5,974	20,830	83,955	335
木次	401 1,430	79 103	29	0	0 794	281 284	24	542	55	3,005	0
出雲	3,432 6,225	514 933	75	11	0 5,367	1,519 1,248	243	2,300	1,535	26,517	24
川本	4 187	0 9	9	0	0 2	6 6	0	0	0	12	31
浜田	0 10	0 6	0	0	0 0	0 0	0	0	0	0	0
津田	0 0	0 0	0	0	0 0	0 0	0	0	0	0	0
隠岐	0 0	0 0	0	0	0 0	0 0	0	0	0	0	0
計	10,526 20,413	1,556 2,843	189	25	4 10,226	4,156 2,586	1,391	9,396	22,521	113,463	366

大田市西方の地震

地区名	建築物		交通被害		ライフライン		人的被害		火災 (焼失棟数)	津波	
	木造 大規模(棟)中規模(棟)	非木造 大規模(棟)中規模(棟)	道路 (箇所)	橋梁 (箇所)	ガス (箇所)	電気 (箇所)	死者 (人)	負傷者 (人)		浸水家屋 (世帯)	浸水人口 (人)
松江	0 593	0 44	10	0	0 5	2 17	0	0	0	62	235
木次	0 32	0 4	15	0	0 6	9 19	0	0	0	0	0
出雲	2,158 5,710	336 658	46	5	1 1,298	945 486	293	2,607	2,501	30,786	24
川本	1,729 4,892	120 315	58	3	6 1,899	659 495	80	1,035	155	2,300	31
浜田	76 165	0 1	5	0	0 27	31 6	0	0	0	76	26
津田	0 0	0 0	0	0	0 0	0 0	0	0	0	0	0
隠岐	0 0	0 0	0	0	0 0	0 0	0	0	0	0	0
計	3,963 11,382	466 1,018	134	8	7 3,236	1,656 1,506	373	2,642	2,656	27,553	1,078

浜田市神合の地震

地区名	建築物		交通被害		ライフライン		人的被害		火災 (焼失棟数)	津波	
	木造 大規模(棟)中規模(棟)	非木造 大規模(棟)中規模(棟)	道路 (箇所)	橋梁 (箇所)	ガス (箇所)	電気 (箇所)	死者 (人)	負傷者 (人)		浸水家屋 (世帯)	浸水人口 (人)
松江	0 13	0 0	6	0	0 0	0 0	0	0	0	62	235
木次	0 9	0 0	0	0	0 0	0 0	0	0	0	0	0
出雲	161 444	17 39	22	0	1 9	40 54	3	110	0	941	24
川本	529 2,235	60 110	42	1	1 836	364 370	10	311	3	724	11
浜田	1,538 4,605	283 546	37	3	2 1,820	541 271	138	1,480	694	3,100	8
津田	0 12	0 4	4	0	1 6	6 0	0	0	0	0	12
隠岐	0 0	0 0	0	0	0 0	0 0	0	0	0	0	0
計	3,228 7,309	360 625	112	4	4 2,666	945 701	148	1,901	697	4,099	1,078

津和野町付近の地震

地区名	建築物		交通被害		ライフライン		人的被害		火災 (焼失棟数)	津波	
	木造 大規模(棟)中規模(棟)	非木造 大規模(棟)中規模(棟)	道路 (箇所)	橋梁 (箇所)	ガス (箇所)	電気 (箇所)	死者 (人)	負傷者 (人)		浸水家屋 (世帯)	浸水人口 (人)
松江	0 0	0 0	1	0	0 0	0 0	0	0	0	62	235
木次	0 0	0 0	0	0	0 0	0 0	0	0	0	0	0
出雲	0 0	0 0	7	0	0 0	0 0	0	0	0	0	0
川本	0 30	0 0	4	0	0 0	0 0	0	0	0	0	0
浜田	72 1,050	21 87	18	0	0 36	67 58	1	32	0	91	254
津田	455 1,769	62 194	35	0	0 319	352 286	6	160	2	661	12
隠岐	0 0	0 0	0	0	0 0	0 0	0	0	0	0	0
計	527 2,829	83 261	65	0	0 355	419 346	7	192	4	752	2,170

参考資料⑦

特定建築物関連データ

多数のものが利用する特定建築物（民間、公共）の現状

用途	No	対象	所有	構造	年度	耐震	用途	S56以降	S55以前
災害時の拠点となる建築物	1	福井小学校	町有	木造	S30		災害時の拠点		○
	2	海士小学校	町有	木造	S33		災害時の拠点		○
	3	海士中学校	町有	非木造	S58	耐震済	災害時の拠点	○	
	4	隠岐島前高校	県有	非木造	S48		災害時の拠点		○
	5	慶照保育園	町有	木造	H19	耐震済	災害時の拠点	○	
	6	特別老人ホーム(諏訪苑)	町有	非木造	H2	耐震済	災害時の拠点	○	
	7	福祉センター(ひまわり)	町有	非木造	H7	耐震済	災害時の拠点	○	
	8	海士町役場	町有	非木造	S36		災害時の拠点		○
計								4	4
不特定多数のものが利用する建築物	9	交流センター	町有	非木造	H5	耐震済	不特定多数	○	
	10	キンニャモニャセンター	町有	木造	H13	耐震済	不特定多数	○	
	11	開発センター	町有	非木造	S53		不特定多数		○
	12	マリンポート	町有	非木造	H6	耐震済	不特定多数	○	
計								3	1
特定多数のものが利用する建築物									
計								0	0
総計								7	5

多数のものが利用する特定建築物（町有）の現状

用途	No	対象	所有	構造	年度	耐震	用途	S56以降	S55以前
災害時の拠点となる建築物	1	福井小学校	町有	木造	S30		災害時の拠点		○
	2	海士小学校	町有	木造	S33		災害時の拠点		○
	3	海士中学校	町有	非木造	S58	耐震済	災害時の拠点	○	
	4	慶照保育園	町有	木造	H19	耐震済	災害時の拠点	○	
	5	特別老人ホーム（諏訪苑）	町有	非木造	H2	耐震済	災害時の拠点	○	
	6	福祉センター（ひまわり）	町有	非木造	H7	耐震済	災害時の拠点	○	
	7	海士町役場	町有	非木造	S36		災害時の拠点		○
計								4	3
不特定多数のものが利用する建築物	8	交流センター	町有	非木造	H5	耐震済	不特定多数	○	
	9	キンニャモニャセンター	町有	木造	H13	耐震済	不特定多数	○	
	10	開発センター	町有	非木造	S53		不特定多数		○
	11	マリンポート	町有	非木造	H6	耐震済	不特定多数	○	
計								3	1
特定多数のものが利用する建築物									
計								0	0
総計								7	4

防災上重要な建築物（町有）

No	対象	耐震	用途	S56以降	S55以前
1	宇受賀公民館	有	防災上重要な建築物	○	
2	多井公民館	有	防災上重要な建築物	○	
3	御波公民館	有	防災上重要な建築物	○	
4	北分公民館	有	防災上重要な建築物	○	
5	崎文化センター	有	防災上重要な建築物	○	
6	諏訪会館	有	防災上重要な建築物	○	
7	知々井公民館	有	防災上重要な建築物	○	
8	天川会館	有	防災上重要な建築物	○	
9	豊田公民館	有	防災上重要な建築物	○	
10	西公民館	有	防災上重要な建築物	○	
11	東公民館	有	防災上重要な建築物	○	
12	菱浦公民館	有	防災上重要な建築物	○	
13	日須賀公民館	有	防災上重要な建築物	○	
14	福井公民館	有	防災上重要な建築物	○	
計				14	

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する特定建築物

No	対象	耐震	用途	S56以降	S55以前
1	(有)元吉燃料	有	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する特定建築物	○	
2	三好石油店	有	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する特定建築物	○	
3	桑本石油店	有	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する特定建築物	○	
計				3	